

ひかり電話のご案内

各サービスの概要と操作ガイド



ひかり電話ご利用シーン別ガイド

うちのなかで、もっと便利に

- 外ではスマートフォン、家の中ではひかり電話で、通話料金をもっとおトクに

スマホdeひかり電話

P.4

- かけてきた相手の電話番号がわかる

ナンバー・ディスプレイ ★ P.22

- 迷惑電話をシャットアウトできる

迷惑電話おことわりサービス ★ P.68

特殊詐欺対策サービス ★ P.70

ナンバー・リクエスト ★ P.25

- 通話中にかかってきた電話も受けられる

キャッチホン

★ P.28

- 番号を家族に振り分ければ自分宛の電話がすぐにわかる

マイナンバー P.80

- 2回線分の同時通話ができる

ダブルチャネル P.80

★ ひかり電話A(エース)で利用できる付加サービス

うちのなかでもそとでも、便利に使えるひかり電話。付加サービスのご利用で、さらに便利に。

うちの外で、もっと便利に

- かかってきた電話を外出先の電話で受けられる

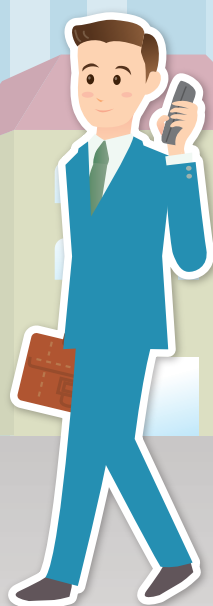
ボイスワープ ★ P.29

- 不在時の電話の着信がメールでわかる

着信お知らせメール ★ P.73

- 不在時のFAX受信がメールでわかる

FAXお知らせメール P.73



★ ひかり電話A(エース)で利用できる付加サービス

1	ひかり電話のサービス概要	2	電話帳掲載について	13
	■ひかり電話とは	2	工事について	13
	■ひかり電話の特長	2	保守について	13
	■ひかり電話のご利用方法	3	解約時における電話番号の継続利用について	13
	電話のかけ方	3	工事担当者がお伺いせずに、フレッツ光等の	
	国際電話のかけ方	3	アクセスサービスまたはひかり電話に関する	13
	発信者番号通知、非通知のしかた	3	工事を行う場合	
	接続できない番号について	3	グループ通話定額のご利用条件	13
	スマホdeひかり電話とは	4		
2	料金のご案内	5	4 「ひかり電話対応機器」について	14
	■ひかり電話プラン月額利用料	5	■ひかり電話対応機器に接続可能な端末	14
	■ひかり電話対応機器利用料	5	ひかり電話対応機器に接続可能な端末台数	14
	【参考】ひかり電話プランについて	5	■ひかり電話対応機器のバージョンアップ	14
	■付加サービス利用料	6	■ひかり電話対応機器の再起動	15
	■通話料・通信料	8	■ひかり電話対応機器の電話機能設定について	15
	■工事費	9	電話機のダイヤル操作による設定	16
	■料金のお支払いについて	10	■停電対応機器「UPSmini500SW」の	
	■料金のお支払い方法	10	ご利用について	17
	口座振替によるお支払い方法	10	■ひかり電話対応「福祉電話」	17
	クレジットカードによるお支払い方法	10		
	請求書によるお支払い方法	10	5 IP電話対応機器のご利用について	18
3	ひかり電話ご利用にあたって	12	■050IP電話対応機器のご利用について	18
	■ひかり電話のご利用に関する注意事項	12	■NTT東日本以外のひかり電話対応機器	
	緊急通報などについて	12	のご利用について	18
	ひかり電話がご利用できない場合について	12		
	一部かけられない番号があります	12	6 お引っ越し等に関するご案内	19
	一部ご利用できないサービスがあります	12	■お引っ越しされるとき	19
	一部ご利用できない電話機などがあります	12	■ひかり電話の名義をご変更されるとき	19
	ご利用端末について	12		
	受話器を上げた際の「ピーピーピーピー」という音について	12		
	発信先が応答しない場合の自動切断について	12		
	着信課金サービスをご利用の場合	13		
	特定番号通知機能をご利用の場合	13		
	ガス検針などの警報・検針サービスをご利用の場合	13		
	セキュリティサービスをご利用の場合	13		
	現在お使いの電話番号を継続してご利用の場合	13		
	料金のお支払いについて	13		
			【付録】ひかり電話で発信可能な国／地域一覧	20

※この「ご案内」に記載している月額利用料、工事費等の金額は特に記載がある場合を除きすべて税込表示です。

※記載の社名や製品名・サービス名は、各社の商標または登録商標です。

※本冊子に記載の内容は、2025年9月現在の情報です。予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

※本冊子に記載している「法人向けひかり電話」とは、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」の総称です。

各サービスの概要と操作ガイド

付加サービスの概要と操作ガイド

7	ナンバー・ディスプレイ／ナンバー・リクエスト	22
	■ 「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について	22
	ナンバー・ディスプレイ	23
	■ ナンバー・ディスプレイの機能	23
	■ 留意事項	23
	■ ご利用にあたっての設定方法	24
	■ ご利用方法	24
	ナンバー・リクエスト	25
	■ ナンバー・リクエストの機能	25
	■ 留意事項	25
	■ ご利用方法	26
8	キャッチホン	28
	■ キャッチホンの機能	28
	■ 留意事項	28
	■ ご利用方法	28
9	ボイスワープ	29
	■ ボイスワープの機能	29
	■ 留意事項	30
	[電話を利用した設定操作]	32
	■ ご利用開始までの流れ	32
	■ 設定早見表	32
	■ 設定方法	33
	[インターネットを利用した設定操作]	41
	■ ご利用開始までの流れ	41
	■ 設定早見表	41
	■ ひかり電話設定サイトの認証方法	42
	■ 設定方法	43
10	迷惑電話おことわりサービス	68
	■ 迷惑電話おことわりサービスの機能	68
	■ 留意事項	68
	■ ご利用方法	69
11	特殊詐欺対策サービス	70
	■ 特殊詐欺対策サービスの機能	70
	■ 特殊詐欺対策サービスの概要	70
	■ 特殊詐欺対策サービスのご利用料金	70
	■ 留意事項	71

12	着信お知らせメール/FAXお知らせメール	73
	■ 着信お知らせメールの機能	73
	■ FAXお知らせメールの機能	73
	■ 留意事項	74
	■ 設定方法	75
13	マイナンバー/ダブルチャネル	80
	■ マイナンバー/ダブルチャネルの機能	80
	■ 留意事項	80
	■ ご利用方法	80
14	フリーアクセス・ひかりワイド	81
	■ フリーアクセス・ひかりワイドの機能	81
	■ 留意事項	81
	■ フリーアクセス・ひかりワイド通話料	81
	■ オプション機能	82
15	特定番号通知機能	84
	■ 特定番号通知機能	84
	■ ご利用方法	84
	■ 留意事項	84
	■ 特定番号通知機能のご利用料金	84
16	ひかり電話#ダイヤル	85
	■ ひかり電話#ダイヤルの機能	85
	■ 留意事項	85
17	テレビ電話チョイス定額	86
	■ テレビ電話チョイス定額の機能	86
	■ 留意事項	86

ひかり電話でご利用できる基本サービス

18	テレビ電話/高音質電話/データコネクト	87
	テレビ電話	87
	高音質電話	89
	データコネクト	89
	個人情報保護に関するご案内(プライバシーポリシー)	90
	音声利用IP通信網サービス契約約款(抜粋)	93

ひかり電話のサービス概要

<本冊子における「フレッツ 光クロス」および「フレッツ 光ネクスト」の条件について>

光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスをご利用の場合は「フレッツ 光ネクスト」としてご確認ください。

ただし、転用により光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスをご利用になる方は、転用前のご利用状況に基づく条件となる場合があります。なお、「フレッツ光」とは、「フレッツ 光クロス」および「フレッツ 光ネクスト」（いずれもインターネット接続サービス）の総称です。

ひかり電話とは

「ひかり電話」は、NTT東日本の光ブロードバンド「フレッツ光」のほか、NTT東日本よりフレッツ光の提供を受けた事業者（光コラボレーション事業者）が提供する光アクセスサービスをご利用のお客さまにご利用いただける光IP電話サービスです。

ご利用中の電話番号や電話機はそのまま、加入電話、INSネット、ひかり電話への通話は全国どこにかけても3分8.8円の通話料でご利用いただけます。

また、付加サービスと繰越利用が可能な通話料が一体となった料金プラン「ひかり電話A（エース）」もご用意。さらに、便利におトクにご利用いただけます。

ひかり電話の提供条件

- ひかり電話は、フレッツ光等のアクセスサービスのご契約が必要です。（別途契約料、工事費、月額利用料がかかります。）
- ひかり電話のご利用には、NTT東日本がレンタルで提供する「ひかり電話対応機器」などが必要です。
※マンションタイプをご利用のお客さまが、NTT東日本がレンタルで提供するひかり電話対応機器をご利用の場合、別途ひかり電話対応機器利用料495円／月がかかります。
- 一部かけられない番号があります。
- 国際通話に関してはKDDI株式会社のサービスをご利用いただけます。
※弊社の設備などの状況により、サービスのご利用をお待ちいただく、ご利用いただけない場合があります。また、お客さまのご利用場所および弊社設備の状況により、ご利用までの期間は異なります。

ひかり電話の特長



ご利用中の電話番号・電話機がそのまま使える！

現在ご利用の電話番号★¹や電話機★²をそのままご利用いただけます。

- ★¹ 一部そのままご利用いただけない電話番号があります。また、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用する場合、別途工事費がかかります。
- ★² 「ISDN対応電話機」、「G4FAX」など、ご利用いただけない電話機があります（アダプタ等の追加によりご利用いただけるISDN対応電話機もございます）。



スマートフォンでも使える！

スマートフォンに「スマホdeひかり電話」の対応アプリケーションをインストールし、自宅の無線LANとWi-Fiを設定することで、スマートフォンをひかり電話の電話機としてご利用いただけます。



ひかり電話なら自分にあった料金プランが選べておトク！

「ひかり電話」はお客さまのご利用状況にあった料金プランが選べいただけます。「ひかり電話基本プラン」なら月額550円★⁴の基本料金で電話をご利用いただけます★⁵。

【選べるひかり電話プラン】

月額利用料がおトク！

- ・ ひかり電話基本プラン

付加サービスをご利用される方におすすめ！

- ・ ひかり電話A（エース）

通話をたくさんされる方におすすめ！

- ・ 安心プラン
- ・ もっと安心プラン

★⁴ フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ以外のマンションタイプをご利用のお客さまで、NTT東日本がレンタルで提供するひかり電話対応機器をお使いの場合、別途495円／月がかかります。

★⁵ 通話料は含まれておりません。
※ ひかり電話のご利用には、フレッツ光等のアクセスサービスの契約が必要です。

※ 各料金プランの月額利用料金の詳細はP.5をご覧ください。



加入電話への通話料は全国どこにかけても3分8.8円

加入電話、INSネット、ひかり電話への通話は全国どこにかけても3分8.8円でご利用いただけます。

※ 携帯電話への通話などについては通話料が異なります。
※ 「テレビ電話」の通話料および「データコネクト」の通信料については料金が異なります。



緊急機関への通報もOK！

110番・119番などの緊急機関への通報もご利用いただけます。★³

★³ 停電時は、緊急通報を含む通話ができません（ひかり電話停電対応機器などをご利用いただくことで、一定時間、通話が可能となる場合があります）。



音声品質は加入電話相当！

音声パケットを優先して扱うので、加入電話相当の音声品質を実現しています。



2回線分の同時通話や最大5つの電話番号がもてる！

ひかり電話1回線の契約で、2回線分の同時通話や最大5つの電話番号をもつことができます。家族ひとり一人が自分の番号をもったり、電話とFAXの使い分けも可能です。★⁶

★⁶ 別途、「マイナンバー」、「ダブルチャネル」サービスのお申し込みと月額利用料が必要です。



テレビ電話、高音質電話、データコネクトが基本サービスとして利用可能！

ひかり電話なら、「高品質で滑らかな映像のテレビ電話」や「クリアな音質の電話」、「高画質で安価なFAX通信やセキュリティの高いファイル共有」などがお使いいただけます。

※ 別途、対応機器が必要です。
※ お客さまの設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があり、ご利用される場合は別途お申し込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

ひかり電話のご利用方法

● 電話のかけ方

電話のかけ方は、従来の加入電話と同じです。

※最後の番号をダイヤルしてから数秒後に発信します。すぐに発信させたい場合は、番号に続けて「#(シャープ)」を押してください。【電話機のダイヤル種別をプッシュ信号(PB)にする必要があります。】
※ひかり電話で自動音声応答装置(IVR)等をご利用になる場合は、電話機のダイヤル種別をプッシュ信号(PB)にしてご利用ください。

● 国際電話のかけ方

ひかり電話では、国際通話に関してはKDDI株式会社のサービスをご利用いただけます。

※国際電話を使用しない場合は「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。
詳しくは0120-116116までお申し出ください。

国際電話である
ことを示す番号

010 + 国番号 + 市外局番 + 電話番号
(または 010 + 国番号 + 携帯電話番号)

例) ニューヨーク(0212)の123-4567番に電話する場合
010 + 1 + 212 + 123-4567

国際電話である
ことを示す番号

国番号

相手の市外局番、および携帯電話番号が
0から始まる場合、最初の0を取った番号を
ダイヤルします。
※一部例外地域もあります。

● 発信者番号通知、非通知のしかた

● 「通常通知」をお選びの方

今までどおりのかけ方で、電話番号を通知します。ただし、相手の電話番号の前に「184」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号は通知されません。

● 「通常非通知」をお選びの方

今までどおりのかけ方で、電話番号を通知しません。ただし、相手の電話番号の前に「186」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号を通知することができます。

※お選びいただいている番号通知方法の変更は、弊社へお申し込みください。

※指定着信機能を設定したポートから、電話番号を通知して発信した場合、電話番号のみ通知され、指定着信番号は通知されません。

※国際通話等における発信番号通知について

国際通話等での発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況により通知できない場合があります。そのため、相手側端末への表示を保障するものではありませんので、ご了承ください。

「通常通知」を
お選びの場合



「184」をダイヤル

その発信に限り
電話番号は
通知されません。

「通常非通知」を
お選びの場合



「186」をダイヤル

その発信に限り
電話番号を
通知します。

● 接続できない番号について

ひかり電話では、加入電話等と異なり、以下のとおり接続できない番号があります。ご利用の際はご注意ください。

【1XY】番号		
電話番号	サービス名等	可否
104	番号案内	○
110	警察(緊急通報)	○
113	故障受付	○
115	電報受付	○
116	営業受付	○
117	時報	○
118	海上保安(緊急通報)	○
119	消防(緊急通報)	○
135	特定番号通知機能	○
141	でんわばん/二重番号サービス	×
142	ボイスワープ	○
144	迷惑電話おこわりサービス	○
147	ボイスワープ(ボイスワープセレクト機能)	○
148	ナンバーリクエスト	○
161	ファクシミリ通信網	×
162	ファクシミリ通信網	×
165	メール送受信	×
171	災害用伝言ダイヤル	○
184	発信者番号非通知	○
186	発信者番号通知	○
188	消費者ホットライン	○
189	児童相談所虐待対応ダイヤル	○

【00XY】番号等 事業者識別番号

ひかり電話から電気通信事業者を指定した発信(0036や0033など番号の頭に「00XY」を付与する番号)はできません。

【0AB0】番号		
電話番号	サービス名等	可否
0120	フリーアクセス/フリーダイヤル等	○★1★2
0180	テレゴン/デーダーム	×
0570	ナビダイヤル	○★3
0800	フリーアクセス等	○★1★2
0910	公専接続	×
0990	災害募金番組★4	○

★1フリーアクセスやフリーダイヤル等のご契約者の契約内容によっては接続できない場合があります。
★22022年2月1日よりNTTドコモビジネス株式会社の設備を利用したサービス提供方式へ変更いたします。それに伴い一部仕様が変わります。変更に伴う、移行処理概要や実施時期およびサービス変更内容については、NTT東日本公式ホームページの報道発表資料をご確認ください。

■着信課金電話サービス「フリーアクセス」および「フリーアクセス・ひかりワイド」のサービスの提供方式の変更および自動移行に関するお知らせ
https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/210929_01.html

★3 NTTドコモビジネス株式会社が提供するナビダイヤルのみ接続できます。ただし、ナビダイヤルのご契約者がひかり電話を着信させない契約内容にしている場合、接続できません。

★4 激甚災害発生時に災害募金番組が提供された場合にご利用いただけます。

【0A0】番号		
電話番号	サービス名等	可否
010★5	国際通話	○
050	IP電話	○
070/080/090	携帯電話	○

★5 国際フリーダイヤル等(「010-800」で始まる番号)には接続できません。

【#+ABCD】番号		
電話番号	サービス名等	可否
#7000～#9999	ひかり電話#ダイヤル	○★6

★6 ひかり電話#ダイヤルは、「ひかり電話」「ひかり電話オフィスタイプ」および「ひかり電話オフィスA(エース)」からのみ接続可能なサービスです。ひかり電話#ダイヤルご契約者(着信側)の契約内容(一部地域からのみ着信を許容する等の契約内容としている場合等)によっては、「ひかり電話」「ひかり電話オフィスタイプ」および「ひかり電話オフィスA(エース)」からであっても接続できない場合があります。

ひかり電話のサービス概要

スマホdeひかり電話とは

スマートフォンに「スマホdeひかり電話」の対応アプリケーションをインストールし、自宅の無線LANとWi-Fi設定することで、スマートフォンをひかり電話の電話機としてご利用いただけます。

自宅ではひかり電話の通話料で電話がかけられるほか、スマートフォンの電話帳からの発信も可能なので大変便利にお使いいただけます。

■ご利用条件

「スマホdeひかり電話」のご利用には、「フレッツ光」ならびにひかり電話のご契約、無線LAN環境、スマホdeひかり電話対応アプリケーションが必要です。無線LAN環境については、NTT東日本が提供する無線LAN対応のひかり電話対応機器以外の無線LAN環境でのご利用については動作保証しかねます。

フレッツ 光ネクスト ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプをご契約の場合は、無線LAN対応のひかり電話対応機器がレンタル提供されます(フレッツ 光ネクスト ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプ以外で無線LAN機能をお使いの場合、別途月額利用料がかかります)。



★通話時間が短い場合や料金プラン、割引サービスの加入状況などによっては通話料が取得にならない場合があります。

「スマホdeひかり電話」対応アプリケーションソフト

「スマホdeひかり電話」対応のアプリケーションは株式会社ageetの提供する「AGEphone」(エイジフォン)、株式会社ソフトフロントジャパンの提供する「LivyTalk」(リビートーク)です。

※記載内容は、2025年3月現在のものであり、提供する会社により、変更となる場合があります。

【AGEphone】

AGEphone (エイジフォン) は、無料でインストールできるアプリケーションソフトです。

電話だけを便利に使いたい方におすすめです。

※追加機能を利用する場合は一部有料となります(別途設定が必要です)。

※ご利用には、iOSまたはAndroid OSの端末が必要です(対応OS等の詳細については、各アプリケーションのダウンロードページ(App Store / Google play)等でご確認ください)。(2025年3月現在)

【LivyTalk】

LivyTalk (リビートーク) は、音声通話のほかテレビ電話もご利用いただけるアプリケーションソフトです。

スマートフォンのほか、タブレット端末へのインストールも可能です。

※ご利用には、iOSまたはAndroid OSの端末が必要です(対応OS等の詳細については、各アプリケーションのダウンロードページ(App Store / Google play)等でご確認ください)。(2025年3月現在)

※テレビ電話をご利用の場合は、テレビ電話の通信料が発生します。

※初回起動時から30日間はお試し期間として無料でご利用可能です。お試し期間終了後も通常品質での音声通話機能については、継続して無料でご利用可能です。別途ひかり電話からの通話料・通信料が発生します。

※相手先が高音質電話に対応している場合には、高音質電話での通話になります。

※留守番電話による録音は、テレビ電話の着信の場合も音声のみとなります。(映像の録画は行われません。)

アプリケーション	提供会社	提供価格	音声通話機能	テレビ電話機能	留守番電話機能
AGEphone (エイジフォン)	株式会社 ageet	0円	○	×	Android版のみ可
LivyTalk (リビートーク)	株式会社 ソフトフロント ジャパン	Android版: 500円 iOS版: 800円 (2025年3月現在)	○	○	○

アプリケーションソフトの詳細・ダウンロードはこちら



<https://flets.com/hikaridenwa/smartphone/>

「スマホdeひかり電話」ご利用上の留意事項

- 「スマホdeひかり電話」のご利用には、「フレッツ光」ならびにひかり電話のご契約、無線LAN環境、スマホdeひかり電話対応アプリケーションが必要です。
- NTT東日本が提供する無線LAN対応のひかり電話対応機器以外の無線LAN環境でのご利用については動作保証しかねます。
- フレッツ 光ネクスト ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプをご契約の場合は、無線LAN対応のひかり電話対応機器がレンタル提供されます(フレッツ 光ネクスト ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプ以外で無線LAN機能をお使いの場合、別途月額利用料がかかります)。
- 無線LANの伝送距離は利用環境や電波状況等によって変動します。
- 「スマホdeひかり電話」での発信または着信において、ひかり電話で提供する機能(キャッチホンなど)がアプリケーションの仕様により一部制限される場合があります。
- スマートフォンは、ひかり電話の電話機として最大5台まで設定することができます。
- ひかり電話1契約で2台のスマートフォンから同時に2つの通話先と「スマホdeひかり電話」での通話をご利用されたい場合は、「ダブルチャネル」をご契約ください。
- 「スマホdeひかり電話」で着信を受ける場合は、アプリケーションを起動しておく必要があります。

※「iPhone」「AppStore」は、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用しています。

※「iOS」はApple Inc.のOS名称です。iOSはCisco Systems Inc.またはその関連会社の米国及びその他の国における登録商標または商標であり、ライセンスに基づき使用しています。

※「Android」「Google Play」は、Google LLCの商標または登録商標です。

2 料金のご案内

ひかり電話プラン月額利用料

ひかり電話プラン		月額利用料	月額利用料に含まれる付加サービス	月額利用料に含まれる通話料分 ^{★1}
基本プラン		550円	—	—
ひかり電話料金プラン	ひかり電話A(エース)	1,650円	・ナンバー・ディスプレイ ・ナンバー・リクエスト ・キャッチホン ・ボイスワープ ・迷惑電話おことわりサービス ・着信お知らせメール 各1契約	528円分の通話料 〈最大3時間相当〉 余った通話分は翌月に繰越できます ^{★2}
	もっと安心プラン	4,290円	—	5,280円分の通話料 〈最大30時間相当〉
	安心プラン	1,540円		1,408円分の通話料 〈最大8時間相当〉

★1 加入電話、INSネット、ひかり電話・ひかり電話ネクストおよび法人向けひかり電話への通話が対象です(災害募金番組、携帯電話への通話やデータコネクトでの通信などは対象外)。月額利用料に含まれる通話料は、音声通話3分8.8円、利用帯域2.6Mbpsまでのテレビ電話3分16.5円、利用帯域2.6Mbpsを超えるテレビ電話3分110円で計算し、ご利用開始月の翌月から適用となります。「もっと安心プラン」、「安心プラン」に含まれる通話料分を超えた通話料は、音声通話3分7.92円、利用帯域2.6Mbpsまでのテレビ電話3分14.85円、利用帯域2.6Mbpsを超えるテレビ電話3分99円となります。新規にひかり電話をご契約時に料金プランをお選びいただいた場合はご利用開始日を含む月の翌月から、ひかり電話ご利用開始後にひかり電話プランの変更の場合には、お申し込み日を含む月の翌月から適用開始となります。

★2 翌月に使い切らなかった場合、無効となります。なお、「もっと安心プラン」「安心プラン」については翌月への繰越はできません。

※月の途中でひかり電話を新規にご利用開始・廃止する場合やひかり電話プランを変更する場合は、ひかり電話の基本料(基本プラン、安心プラン、もっと安心プランは550円、ひかり電話A(エース)は1,122円)は日割計算となりますが、月額利用料から基本料を除いた額については日割計算となりません。

※付加サービスをご利用の場合は、別途利用料が必要となります。

※上記料金報の料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料が必要となります。料金はユニバーサルサービス・電話リレーサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、番号単価の変更にあわせて見直します。詳しくは、弊社ホームページ(<https://www.ntt-east.co.jp/univs/>と<https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/telephonerelay/>)をご確認ください。

※お客様の設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

【ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料について】

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金で、電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(聴覚障がい者などの電話による意思疎通を手話などにより仲介するサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス・電話リレーサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、番号単価の変更にあわせて見直します。

【「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について】

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込み頂いた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告頂いた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。現在「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」をご契約中のお客様におかれましても、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告頂いた場合、月額利用料を無料といたします。

- 事務用及び法人名義は対象外です。また、「ひかり電話A(エース)」「ひかり電話ネクストA(エース)」「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」は対象外です。
- 契約者や同居の方の年齢、同居していること等を確認するための書面を提出いただく場合があります。また、適用条件に合致しなくなった場合にはその旨を申し出ください。
- 基本工事費および交換機等工事費の割引は、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」のみの工事(「ナンバー・ディスプレイ」と「ナンバー・リクエスト」の同時工事の場合を含む)の場合に限りです。
- 「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化施策にて、70歳以上である旨もしくは70歳以上の方と同居されている旨をご申告頂き、月額利用料が無料となっている場合、ご請求が発生しないため、「ご利用料金内訳書」の「料金内訳名」欄に「ナンバー・ディスプレイ」及び「ナンバー・リクエスト」が記載されないのをご確認ください。本施策については、報道発表をご確認ください。(https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230322_01.html)

【対象サービスを既にご利用中の方】

2023年5月1日以降に本施策をお申し込みいただいた場合、月額利用料は本施策お申し込みの前日までの日割計算となります。

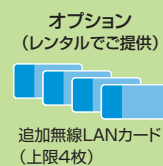
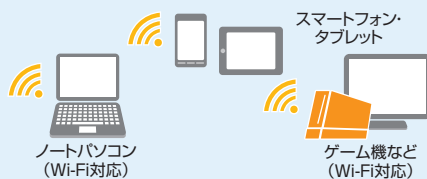
【「安心プラン」、「もっと安心プラン」、「テレビ電話チョイス定額」、「通話明細非希望」をご利用中の場合】

新規に対象サービスをお申し込みの場合は、開通日の翌月から無償化適用(開通日から月末までは日割計算)となります。既に対象サービスをご利用中の場合は、無償化お申込日の翌月から無償化適用(お申込日を含む月は1か月分のご請求)となります。また、対象サービスの解約もしくは無償化適用対象外になる場合は、解約日もしくは適用対象外となる日の前月までの適用となります。

ひかり電話対応機器利用料

回線種別	「PR」/「RT」/「RV」から始まる機種をご利用の場合 ※PR-A300、RT-A300、RV-A340シリーズを除く		「RS」から始まる機種をご利用の場合 ※PR-A300、RT-A300、RV-A340シリーズを含む	
	ご利用形態	月額利用料	ご利用形態	月額利用料
フレッツ 光ネクスト ギガファミリー/ ギガマンション・スマートタイプ	無線LANカードを追加する場合 (2枚目以降1枚ごと)	330円	無線LANカードを追加する場合 (1枚ごと)	330円
フレッツ 光クロス ・ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト ・ファミリー・ギガラインタイプ ・ファミリー・ハイスピードタイプ ・ファミリータイプ ・ビジネスタイプ ・ブライオ10 ・ブライオ1 ・オフィスタイプ・ファミリー/ ・オフィスタイプ・マンション	無線LANカードを利用しない場合	無 料	内蔵無線LAN機能を利用しない場合	無 料
	無線LANカードを利用する場合	330円	内蔵無線LAN機能を利用する場合	330円
	無線LANカードを追加する場合 (2枚目以降1枚ごと)	330円	無線LANカードを追加する場合 (1枚ごと)	330円
	無線LANカードを利用しない場合	495円	内蔵無線LAN機能を利用しない場合	495円
フレッツ 光クロス ・マンションタイプ フレッツ 光ネクスト ・マンション・ギガラインタイプ ・マンション・ハイスピードタイプ ・マンションタイプ	無線LANカードを利用する場合	825円	内蔵無線LAN機能を利用する場合	825円
	無線LANカードを追加する場合 (2枚目以降1枚ごと)	330円	無線LANカードを追加する場合 (1枚ごと)	330円
	無線LANカードを利用しない場合	495円	内蔵無線LAN機能を利用しない場合	495円

無線LAN利用イメージ〈ひかり電話対応機器+無線LANカードの場合〉



【参考】ひかり電話プランについて

- ひかり電話ホームページ上で、お客さまに「最適なひかり電話プラン」と「おトク額」をお調べします。結果を参考に最適なひかり電話プランをお選びください。

「ひかり電話」料金シミュレーション <https://flets.com/hikaridenwa/sim/>

付加サービス利用料

サービス名		月額利用料	単 位	「ひかり電話A（エース）」 の月額利用料で 利用できる付加サービス
ナンバー・ディスプレイ ^{★1}		440円	1利用回線ごと	○
ナンバー・リクエスト ^{★2}		220円	1利用回線ごと	○
キャッチホン		330円	1利用回線ごと	○
ボイスワープ ^{★3}		550円	1番号ごと	○
迷惑電話おことわりサービス ^{★4}		220円	1利用回線または1番号ごと	○
特殊詐欺対策サービス		400円(福祉割引適用時) ^{★5★6★7★8}	1利用回線ごと	—
着信お知らせメール		110円	1番号ごと	○
FAXお知らせメール ^{★3}		110円	1番号ごと	—
複数チャネルサービス「ダブルチャネル」		440円	1追加チャネルごと	—
追加番号サービス「マイナンバー」 ^{★9}		110円	1追加番号ごと	—
テレビ電話		— ^{★10}	1利用回線ごと	—
テレビ電話チョイス定額 ^{★11}		550円	1利用回線ごと	—
フリーアクセス・ひかりワイド(基本機能) ^{★9}		1,100円	1フリーアクセス・ひかりワイド番号ごと	—
オプション機能	複数回線管理機能	1,100円	1フリーアクセス・ひかりワイド番号ごと	—
	発信地域振分機能	385円	1契約回線ごと	—
	話中時迂回機能	880円	1迂回グループごと	—
	着信振分接続機能	770円	1振分グループごと	—
	時間外案内機能／受付先変更機能	715円	1電話番号ごと(1受付先変更元番号ごと)	—
	カスタマコントロール機能	無 料	1フリーアクセス・ひかりワイド番号ごと	—
特定番号通知機能		110円	1番号ごと	—
ひかり電話 #ダイヤル	全国利用型 ^{★12}	16,500円	1#ダイヤル番号ごと	—
	ブロック内利用型 ^{★13}	11,000円	1#ダイヤル番号ごと	—

- ★1 「ナンバー・ディスプレイ」のご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の電話機が必要です。
- ★2 「ナンバー・リクエスト」のご利用には、あわせて「ナンバー・ディスプレイ」のご契約が必要です。
- ★3 同一電話番号にて、「FAXお知らせメール」と「ボイスワープ」の同時契約はできません。
- ★4 追加番号サービス「マイナンバー」をご利用の場合、希望される番号ごとに「迷惑電話リスト」を持つ(個別契約)か、全番号に共通した「迷惑電話リスト」を持つ(共通契約)か、選択することができます。
 <参考>2番号をご利用の場合に選択可能な利用パターン
 - 1番号のみ「迷惑電話リスト」を利用する場合:個別契約で、220円×1リスト＝220円/月
 - 2番号の各々に対し、「迷惑電話リスト」を利用する場合:個別契約で、220円×2リスト＝440円/月
 - 2番号に対し、共通の「迷惑電話リスト」を利用する場合:共通契約で、220円×1リスト＝220円/月
- ★5 本サービスのご利用にあたっては、ナンバー・ディスプレイ機能が必要となります。
- ★6 福祉割引適用時は880円です。福祉割引は、お客さまからのお申し出により、特殊詐欺の被害を防止するために本サービスを利用する場合に限り適用します。お申し込み時に、NTT東日本よりその利用目的を確認させていただくことがあります。
- ★7 ナンバー・ディスプレイ基本料を含みます。
- ★8 利用開始月・解約月も月額利用料がかかりますが、月の途中での利用開始・解約の場合は日割り計算を行います。
- ★9 上記料金表の料金に加え、1電話(フリーアクセス)番号ごとにユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料が必要となります。料金はユニバーサルサービス・電話リレーサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、番号単価の変更にあわせて見直します。詳しくは、弊社ホームページ(<https://www.ntt-east.co.jp/univs/>と<https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/telephonerelay/>)をご確認ください。
- ★10 お客さまの設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。
- ★11 「テレビ電話チョイス定額」の利用開始日は、お申し込み日(新規にひかり電話をご利用になるお客さまはひかり電話利用開始日)の翌月1日です(申込内容の確認をさせていただくため、申込日の翌々月1日からの利用開始となる場合があります)。相手先の電話番号が定額対象であるかの確認はNTT東日本ではできませんので、お客さまご自身でのご確認をお願いします。定額対象となる通信は、利用帯域2.6Mbpsまでのテレビ電話です。テレビ電話・音声・データコネクトを複数同時利用した場合(合計利用帯域2.6Mbpsまで)を含みます。音声のみの通信やデータコネクトのみの通信は定額対象外です。1回の通信が30分を超えた場合は、超過した時間に対して別途通常の通信料がかかります。
- ★12 東日本エリア*の全域からの発信を受けることができます。なお、西日本エリアからの発信を受ける場合は、別途NTT西日本エリアにおける「フレッツ光」、「ひかり電話」および「ひかり電話#ダイヤル」のご契約が必要です(契約料・工事費・月額利用料がかかります)。
- ★13 東日本エリア*4ブロック(北海道・東北・信越・関東)のうち、ご指定いただいた1ブロック内からの発信を受けることができます。
 *東日本エリア:北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野の計17都道府県エリア

※各付加サービスの操作方法や設定等につきましては、各付加サービスごとの「付加サービスの概要と操作ガイドページ」をご覧ください。
 ※他社が提供するひかり電話対応機器では、付加サービスをご利用いただけない場合がございます。詳しくは対象機器のマニュアルをご確認ください。

【ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料について】

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金で、電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(聴覚障がい者などの電話による意思疎通を手話などにより仲介するサービス)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス・電話リレーサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、番号単価の変更にあわせて見直します。

【「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について】

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込み頂いた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告頂いた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。現在「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」をご契約中のお客さまにおかれましても、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告頂いた場合、月額利用料を無料といたします。

- 事務用及び法人名義は対象外です。また、「ひかり電話A(エース)」「ひかり電話ネクストA(エース)」「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」は対象外です。
- 契約者や同居の方の年齢、同居していること等を確認するための書面を提出いただく場合があります。また、適用条件に合致しなくなった場合にはその旨を申し出ください。
- 基本工事費および交換機等工事費の割引は、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」のみの工事(「ナンバー・ディスプレイ」と「ナンバー・リクエスト」の同時工事の場合を含む)の場合に限ります。
- 「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化施策にて、70歳以上である旨もしくは70歳以上の方と同居されている旨をご申告を頂き、月額利用料が無料となっている場合、ご請求が発生しないため、「ご利用料金内訳書」の「料金内訳名」欄に「ナンバー・ディスプレイ」及び「ナンバー・リクエスト」が記載されないで、ご注意ください。本施策については、報道発表をご確認ください。(https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230322_01.html)

【対象サービスを既にご利用中の方】

2023年5月1日以降に本施策をお申し込みいただいた場合、月額利用料は本施策お申し込み日の前日までの日割り計算となります。

【「安心プラン」、「もっと安心プラン」、「テレビ電話チョイス定額」、「通話明細非希望」をご利用中の場合】

新規に対象サービスをお申し込みの場合は、開通日の翌月から無償化適用(開通日から月末までは日割り計算)となります。既に対象サービスをご利用中の場合は、無償化お申込日の翌月から無償化適用(お申込日を含む月は1か月分のご請求)となります。また、対象サービスの解約もしくは無償化適用対象外になる場合は、解約日もしくは適用対象外となる日の前月までの適用となります。

通話料・通信料

(2025年3月現在)

国内通話	音声	「ひかり電話」「ひかり電話ネクスト」「光回線電話」 「ワイヤレス固定電話」「法人向けひかり電話」への通話★ ¹	8.8円 /3分 「安心プラン」「もっと安心プラン」に含まれる通話料分を超えた通話は、7.92円/3分。	
		NTT東日本/NTT西日本の加入電話・INSネットへの通話★ ¹		
		他社加入電話への通話★ ¹		
		117(時報)★ ¹ への通話		
	携帯電話への通話★ ² ★ ³		17.6円 /60秒	
	他社IP電話(050番号)への通話★ ⁴		11.55円 /3分	
	データコネクト ★ ⁵ ★ ⁶ ★ ⁷	データコネクト対応機器からデータコネクト対応機器へのデータ通信 (データコネクトを複数同時利用した場合を含む)	利用帯域64kbpsまで	1.1円 /30秒
			利用帯域64kbps超～512kbpsまで	1.65円 /30秒
			利用帯域512kbps超～1Mbpsまで	2.2円 /30秒
	テレビ電話★ ⁵	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信★ ¹	利用帯域2.6Mbpsまで 16.5円 /3分	「安心プラン」「もっと安心プラン」に含まれる通話料分を超えた映像通信は、利用帯域が2.6Mbpsまでは14.85円/3分、利用帯域が2.6Mbpsを超える場合99円/3分。
	その他	上記以外の通信★ ¹ (音声・データコネクト・テレビ電話を複数同時利用した場合等★ ⁷)	利用帯域2.6Mbps超 110円 /3分	
国際通話(例)	アメリカ(本土)への通話		9円 /60秒	※各国への国際通話料について詳しくはP.20の【付録】ひかり電話で発信可能な国／地域一覧をご覧ください。 ※相手国内の加入電話にかけられる場合も携帯電話等にかける場合も料金は一律です。 ※国際通話料金の場合、消費税は不要です。
	中華人民共和国への通話		30円 /60秒	
	大韓民国への通話		30円 /60秒	

★¹ ひかり電話A(エース)、安心プラン、もっと安心プランの月額利用料に含まれる通話分の対象通話先となります。ただし「災害募金番組」への通話は対象外となります。

★² MVNO各社への通話料金も同料金です。

★³ 携帯電話発フリーアクセス・ひかりワイド着の通話料金も同料金です。

★⁴ 詳細については公式HP (https://web116.jp/phone/fare/k_to_ip.html) をご確認ください。

★⁵ お客様の設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があり、ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

★⁶ 「データコネクト」を複数同時利用した場合、利用帯域の合計が1Mbps超～2.6Mbpsまでは16.5円/3分、2.6Mbps超は110円/3分となります。

★⁷ 利用帯域の合計に対して、通信料が発生します。

※ひかり電話へかける際の通話料は、発信者側の事業者により異なります。

工事費

下記金額は、本サービスに関する工事費です。フレッツ光等のアクセスサービスを新たに契約してご利用される場合は、別途フレッツ光等のアクセスサービスに関わる新規費用が必要です。

記載の工事費は代表的な工事の際に適用される金額であり、工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

区 分			単 位	料 金		
基本 工事費	交換機等工事のみの場合		1の工事ごと	2,200円		
	弊社がお伺いして機器工事等を行う場合	基本額	1の工事ごと	8,250円		
		加算額★1	1の工事ごと	3,850円		
交換機等 工事費	基本機能(テレビ電話・高音質電話・データコネクトを含む★2)		1利用回線ごと	1,100円		
	ひかり電話A(エース)★3		1利用回線ごと	1,100円		
	付加サービス	追加番号サービス「マイナンバー」★3		1追加番号ごと	770円	
		複数チャネルサービス「ダブルチャネル」★3		1利用回線ごと	1,100円	
		ナンバー・ディスプレイ★3		1利用回線ごと	1,100円	
		ナンバー・リクエスト★3		1利用回線ごと	1,100円	
		キャッチホン★3		1利用回線ごと	1,100円	
		ボイスワープ★3		1番号ごと	1,100円	
		迷惑電話おことわりサービス★3		1利用回線または1番号ごと	1,100円	
		着信お知らせメール★3		1番号ごと	1,100円	
		FAXお知らせメール★3		1番号ごと	1,100円	
		テレビ電話チョイス定額		1利用回線ごと	無料	
		フリーアクセス・ひかりワイド(基本機能)		1フリーアクセス・ひかりワイド番号ごと	1,100円	
		オフ シ ス 機 能	複数回線管理機能		1フリーアクセス・ひかりワイド番号ごと	無料
			発信地域振分機能		1契約回線ごと	1,100円
			話中時迂回機能		1迂回グループごと	1,100円
			着信振分接続機能		1振分グループごと	1,100円
			時間外案内機能／受付先変更機能		1電話番号ごと(1受付先変更元番号ごと)	1,100円
			カスタムコントロール機能		1フリーアクセス・ひかりワイド番号ごと	1,100円
			特定番号通知機能		1番号ごと	1,100円
		ひかり電話#ダイヤル★3		1#ダイヤル番号ごと	1,100円	
	同番移行★4		1番号ごと	2,200円		
	発信電話番号を通常通知もしくは通常非通知へ変更する		1番号ごと	770円		
機器 工事費★5	機器工事費(設置)		1装置ごと	1,650円★6		
	機器工事費(設定)		1装置ごと	1,100円★7		

★1 お客さま宅内での工事費の合計が31,900円を超える場合、31,900円ごとに加算される額。

★2 お客さまの設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申し込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

★3 ひかり電話と同時工事の場合、減額となります。

★4 同番移行工事とは、番号ポータビリティを利用して、現在ご利用中の番号を、別のサービスでもそのままご利用される場合に発生する費用です。別途、加入電話等の利用休止工事費2,200円が必要となります。

★5 ひかり電話対応機器、およびひかり電話対応機器でのプロバイダ接続設定を行います。また、ひかり電話対応機器～パソコン区間のLANケーブルはお客さまにてご用意いただきます。

★6 ひかり電話ルーターの開梱、設置、開通試験、片付け等に関わる工事費です。機器がフレッツ光の回線終端装置またはVDSL機器と一体型でフレッツ光と同時工事の場合は発生しません。

★7 PPPoE設定、内線等電話設定、鳴り分け等の電話設定、無線LAN設定(SSID変更等)等、新たに設置するひかり電話対応機器の設定を当社にご依頼いただく場合に発生する工事費です。お客さま自身で設定等を行う場合は発生しません。

※特殊詐欺対策サービスに関する工事費についてはP.71を参照ください。

※フレッツ光とひかり電話を同時に工事される場合は、ひかり電話の基本工事費は減額されます。

【「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について】

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込み頂いた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告頂いた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。現在「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」をご契約中のお客さまにおかれましても、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告頂いた場合、月額利用料を無料といたします。

- 事務用及び法人名義は対象外です。また、「ひかり電話A(エース)」「ひかり電話ネクストA(エース)」「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」は対象外です。
- 契約者や同居の方の年齢、同居していること等を確認するための書面を提出いただく場合があります。また、適用条件に合致しなくなった場合にはその旨を申し出ください。
- 基本工事費および交換機等工事費の割引は、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」のみの工事(「ナンバー・ディスプレイ」と「ナンバー・リクエスト」の同時工事の場合を含む)の場合に限ります。
- 「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化施策にて、70歳以上である旨もしくは70歳以上の方と同居されている旨をご申告頂き、月額利用料が無料となっている場合、ご請求が発生しないため、「ご利用料金内訳書」の「料金内訳名」欄に「ナンバー・ディスプレイ」及び「ナンバー・リクエスト」が記載されないで、ご注意ください。本施策については、報道発表をご確認ください。(https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230322_01.html)

【対象サービスを既にご利用中の方】

2023年5月1日以降に本施策をお申し込みいただいた場合、月額利用料は本施策お申し込み日の前日までの日割り計算となります。

【「安心プラン」、「もっと安心プラン」、「テレビ電話チョイス定額」、「通話明細非希望」をご利用中の場合】

新規に対象サービスをお申し込みの場合は、開通日の翌月から無償化適用(開通日から月末までは日割り計算)となります。既に対象サービスをご利用中の場合は、無償化お申込日の翌月から無償化適用(お申込日を含む月は1か月分のご請求)となります。また、対象サービスの解約もしくは無償化適用対象外になる場合は、解約日もしくは適用対象外となる日の前月までの適用となります。

【「フレッツ光」においてVDSL方式/LAN配線方式から光配線方式へ移行する場合の「ひかり電話」に係る工事費割引について】

詳細はこちら(https://flets.com/hikaridenwa/charge/initial.html)をご確認ください。

料金のお支払いについて

ご利用料金等については、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンス株式会社より請求いたします。

※ご利用サービスの状況によってはNTT東日本から請求をさせていただく場合もございます。

料金のお支払い方法

料金のお支払い方法は、口座振替、クレジットカード払い、請求書によるお支払いの3つの方法があります。

口座振替によるお支払い方法

お客さまの預金口座から自動的にご利用料金をお支払いいただく方法です。口座振替をご利用のお客さまには、前回分の領収証・当月ご請求分の口座振替のお知らせ、およびご利用料金内訳書をお送りします。

「@ビリング」をお申し込みいただくと、「ご利用料金内訳」等を郵送に代えて、Web上でご照会いただけます。

料金をお支払いいただけないときは、ひかり電話の利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

※支払期限後に支払われた場合は、契約約款に基づき延滞利息を加算させていただく場合もありますのでご了承ください。

クレジットカードによるお支払い方法

ご利用料金等をお客さま指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

お支払日はお客さまがご指定の各クレジットカード会社の規約に基づいた指定日のお支払いとなります。

※お申し込み以降、利用料金が自動的にクレジットカード会社に通知され、お客さまに請求されます。コンビニエンスストアなどのクレジットカード支払いはご利用いただけませんので、ご了承ください。

請求金額の合計については、クレジットカード会社の利用明細によりご確認ください。なお、NTT東日本ご利用料金の内訳については、インターネットにてご覧いただける「@ビリング」によりご確認くださいことが可能です。

※別途、「@ビリング」のお申し込みが必要です。

※「請求書」、および「領収証・口座振替のお知らせ」等は送付いたしません。

ご利用いただける
クレジットカード

Master Card、VISA、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

請求書によるお支払い方法

弊社からお送りする所定の払込用紙で金融機関、郵便局、弊社指定のコンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。

口座振替・クレジットカード払いをご利用でないお客さまには、お支払期限の10日前までに請求書およびご利用料金内訳書を郵送します。お支払期限までに下記金融機関窓口、コンビニエンスストア等へ請求書をご持参いただき、お支払いください。

お支払い場所

お近くの銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農業協同組合、郵便局、
「NTT東日本電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストア

料金をお支払いいただけないときは、ひかり電話の利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

※支払期限後に支払われた場合は、契約約款に基づき延滞利息を加算させていただく場合もありますのでご了承ください。

紙媒体による「口座振替のお知らせ」もしくは「料金請求書」の発行には発行手数料をご負担いただきます。

契約者名義が法人・公共機関等のお客さまは発行手数料負担の対象外です。

■ご利用料金の計算期間と発行日等の標準例

ご利用料金の計算期間は毎月1日から末日までとなり、請求書の発行日および支払期限日（口座引き落とし日）の標準例は右表のとおりです。

※お支払期限が、土曜日・日曜日・休日などにあたる場合は、翌営業日をお支払期限とさせていただきます。

請求方法	月	前月	当月	翌月
ご利用中の 電話番号でのご請求の場合	月額利用料・通話料 の計算期間 1日～末日		◆ 15日	★ 末日
			◆ 20日	★ 5日
			◆ 25日	★ 10日
			◆ 末日	★ 15日
"00"ではじまる 10桁のお客さま番号 でのご請求の場合	月額利用料・通話料 の計算期間 1日～末日			◆ 5日 ★ 20日
				◆ 10日 ★ 25日
"00"ではじまる 10桁のお客さま番号 でのご請求の場合	月額利用料・通話料 の計算期間 1日～末日		◆ 15日	★ 末日

(凡例) ◆ 請求書発行予定日 ★ 支払期限日(口座引き落とし日)

「@ビリング」について

@ビリングとは、書面によるご案内に代えてWeb上でお知らせするサービスです。月額利用料、工事費は不要で、インターネットに接続されたパソコンから、NTT東日本のご利用料金内訳、前日までのご利用料金、通話明細内訳などをご確認いただくことができます。通話明細内訳の一括ダウンロード(PDFファイル/CSVファイル★)および電話番号ごとの照会、ひかり電話対応機器に発信電話番号の設定が必要です。

加入電話と異なり、@ビリングお申し込みに伴う料金の割引はありません。また「通話明細内訳」の閲覧は「ご利用料金の内訳」等の閲覧と別サービスになります。詳細は下表をご参照ください。

★電話番号等のデータをカンマ(“,”)で区切って並べたファイル形式。

Webでの閲覧		ご利用の条件など
1	「通話明細内訳」「前日までのご利用料金」をWebで閲覧希望される場合	・Webのみのご提供となり、書面による提供は行いません。 ・パソコンで閲覧できます。
2	「ご利用料金の内訳」をWebで閲覧希望される場合	・ひかり電話料金を口座振替もしくはクレジットカード払いでお支払いいただいていることが条件となります。 ・「@ビリング」をお申し込みの場合、Web上のみの提供となり、書面による提供は行いません。 ・パソコン、携帯電話で閲覧できます。

※上記1、2の両方またはどちらかのお申し込みが可能です。

※Webでの閲覧には「ユーザID」「パスワード」が必要です。「ユーザID」「パスワード」はお申し込み後、書面にてお知らせいたします。

※上記1、2を両方お申し込みいただいた場合、「ユーザID」「パスワード」がそれぞれ異なります。各々のID/パスワードを受領後、お客さまご自身にて、1つに統合してご利用いただけます。

統合方法の詳細は、@ビリングホームページ(<https://web116.jp/ryoukin/>)をご覧ください。

※加入電話で@ビリングをご利用いただいていた場合に発行したID/パスワードは変更になる場合があります。その際ID/パスワードは別途郵送します。

※携帯電話の機種等によってはご利用いただけない場合や正しく表示されない場合があります。

@ビリングのお申し込みは「0120-116116」へ

<受付時間:午前9時～午後5時(土日・年末年始12月29日～1月3日を除き営業)>

NTTファイナンスからご請求させていただいているお客さまへご注意

- ご請求金額は、NTTファイナンス提供の「Webビリング」よりご確認ください。「Webビリング」について詳しくは、NTTファイナンスHP(<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/webbill/>)をご覧ください。か、「NTTファイナンス Webビリング受付担当」0800-333-0030(通話料無料 受付時間:月～金曜日 午前9時～午後5時 休日・年末年始を除く)へお問い合わせください。
- @ビリングにてご確認くださいのNTT東日本ご利用料金内訳と、NTTファイナンスからのご請求金額は異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

「第三者による不正な電話利用等の被害」にご注意ください(※必ずお読みください)

「IP-PBXソフトウェア等のご利用における、インターネット経由での内線電話端末としてのなりすまし」や、「外出先等から会社等の電話回線を利用して発信する機能を悪用した第三者不正利用」等により、高額な国際通話料金の請求が発生する事象が確認されております。

「IP-PBXソフトウェアや外出先から利用する機能等をご利用の際は、第三者が推測しやすいパスワードは設定しない」、「不要な接続環境は削除する」などのセキュリティ対策を行うなど、第三者による外部からの不正な接続による電話利用に十分にご注意ください。詳細は下記HPにも掲載しておりますのでご覧ください。

https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/150612_01.html

弊社設備の故障等以外の理由で発生した通話料等につきましては、弊社では一切の責任を負いかねますことをあらかじめご了承ください。

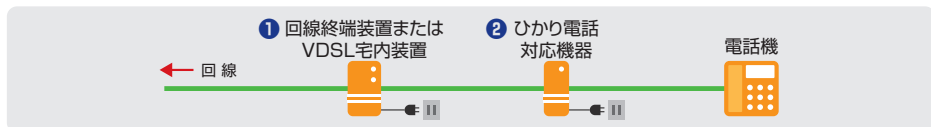
※ひかり電話で国際電話を使用しない場合は、弊社にお申し出いただくことで「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。

緊急通報などについて

- 停電時は緊急通報を含む通話ができません。**ひかり電話停電対応機器などをご利用いただくことで、一定時間、通話が可能となる場合があります。ひかり電話停電対応機器の詳細はP.17をご覧ください。
- 緊急通報番号(110/119/118)へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知に関わらず、ご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先(警察/消防/海上保安)に通知します(一部の消防を除く)。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。
- 火災通報装置★や非常通報装置★、その他高齢者向け等の緊急通報装置★を接続する電話回線として、ひかり電話をご利用いただけない場合がございます。くわしくは通報装置の製造会社にお問い合わせください。
- ★非常ボタンを押すことにより、119番や110番、その他あらかじめ登録した通報先に自動的に通報もしくは電話をかける装置のことです。

ひかり電話がご利用できない場合について

- ひかり電話がご利用できない場合、下記の手順をお試ください。



手順 1

①、②の電源コードを一旦外したのち、①の電源コードを入れ直してください。

※①、②が一体型の場合があります。その場合、電源コードを一旦はずしたのち、「手順2」からはじめてください。

手順 2

2〜3分程度たったのち、②の電源コードを入れ直してください。

※ひかり電話対応機器のVoIPランプまたはひかり電話ランプが緑色に点灯し、受話器をあげて「ツー」という発音音が聞こえたら、ひかり電話は利用できます。

手順 3

15分以上たっても通話ができない場合は、②の電源コードを外し、「手順2」から繰り返してください。

※上記の手順でもひかり電話がご利用できない場合は、故障担当へお問い合わせください。

一部かけられない番号があります

- 一部かけられない番号があります。詳しくは、P.3でご確認ください。
- 電気通信事業者を指定した発信(0036や0033など番号の頭に「00XY」を付加する番号)はできません。一部電話機・FAXなどに搭載されている「加入電話から携帯電話への通話サービス」に対応した機能(例:携帯通話設定機能(0036自動ダイヤル機能))やNTT製以外の一部電話機・FAXなどに搭載されている「ACR(スーパーACRなど)機能」が動作中の場合、発信ができなくなる場合があります。ひかり電話をご利用になる前に、上記機能の停止や提供会社への解約手続きを行ってください。

一部ご利用できないサービスがあります

- 加入電話などの利用休止または契約解約に伴い、休止対象の電話番号でご利用のNTT東日本にて提供するサービス(割引サービスなど)は解約となります。
- 定額料金の発生する割引サービスなどの他社電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客さまご自身でご利用のサービス提供者さまへ利用終了の連絡を行ってください。利用の如何に関わらず、料金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 「ボイスワープ」は、加入電話のボイスワープと一部機能が異なります。詳しくはP.31をご覧ください。
- 「フリーアクセス・ひかりワイド」は、加入電話のフリーアクセスと一部機能が異なります。詳しくはP.81をご覧ください。
- お客さまの設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

一部ご利用できない電話機などがあります

- ISDN対応電話機、G4FAXなど、ご利用いただけない電話機があります(アダプタ等の追加によりご利用いただけるISDN対応電話機もございます)。
- ※G4モードなどのデジタル通信モードではご利用いただけません。
- ※スーパーG3モードの場合、通信環境によりご利用いただけない場合があります。
- ※G3モードでご利用であっても、通信相手がISDN回線をご利用の場合、通信相手側のターミナルアダプターなどの設定によっては、ひかり電話からFAX送信ができない場合があります。
- モデム通信については、お客さまの宅内環境、通信機器、回線状況の影響を受けることがあります。
- 加入電話などでご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。「116」へ解約手続きを行ってください。

ご利用端末について

- 接続できる電話機の数、2台までとなります。
- 電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社さまへ確認を行ってください。
- ひかり電話対応機器をVDSL機器または回線終端装置との一体型でご利用のお客さまがひかり電話を廃止する場合、一体型機器をご利用のままひかり電話対応機器機能を自動停止★させていただくか、VDSL機器または回線終端装置にお取替えさせていただきます。ルーター機能および無線LAN機能はご利用いただけませんので、ご了承ください。
- ★自動停止の場合、約700KBの通信が発生します。

受話器を上げた際の「ピーピーピー」という音について

- ひかり電話対応機器のファームウェアのバージョンアップが必要なことをお知らせする通知音です。P.14の「ひかり電話のバージョンアップ方法」をご参照の上、バージョンアップを行ってください。
- ※ひかり電話の発信音は通常どおりご利用いただけます。

発信先が応答しない場合の自動切断について

- ひかり電話では、発信先(相手側)が応答しない限り、約3分後に自動的に接続が切断されます。このため、発信先がフリーダイヤルで、混雑により「しばらくお待ちください」などのガイダンスが流れ、待ち合わせの状態であっても、発信から約3分後に自動的に接続が切断されます。

着信課金サービスをご利用の場合

- 着信課金サービス提供事業者さまにおいて、ひかり電話は契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客さまご自身で、必ずご契約者の事業者さまへ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください(各事業者さまとの解約手続きが必要となる場合があります)。
- ※着信課金サービスとは通話料を着信側で負担するサービスです。

特定番号通知機能をご利用の場合

- 特定番号通知機能をご利用されている場合で、着信課金等サービスを廃止される場合は、NTT東日本に特定番号通知機能の廃止の申し込みをお願いいたします。特定番号通知機能を廃止しない場合、着信先には廃止した着信課金等サービスの番号が通知され続けますのでご注意ください。なお、NTT東日本では他社着信課金等サービスの廃止状況を確認することはできません。

ガス検針などの警報・検針サービスをご利用の場合

- ご契約の事業者さま(ガス会社など)により、その扱いが異なります。お客さまご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください。なお、ナンバー・ディスプレイなどをご利用いただくことで、ひかり電話でも同等のサービスをご利用可能な場合もございますので、ご契約の事業者さまへご相談ください。

セキュリティサービス をご利用の場合	●ご契約の事業者さま(警備会社など)により、その扱いが異なります。お客さまご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください。
現在お使いの 電話番号を 継続して ご利用の場合	●お客さまが、現在契約している電話サービスのサービス提供会社から、本サービスをご利用いただく場合、これまでと同じ番号を引き続き利用できるようにすることを、番号ポータビリティといいます。NTT東日本の「加入電話」および「INSネット64」からひかり電話等のサービスへ変更する場合で、同じ番号を引き続き利用する場合もそう呼びます。 ※番号ポータビリティのご利用には、別途1番号毎に同番移行工事費2,200円がかかります。 ※双方向番号ポータビリティの開始についての報道発表については、こちら(https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/241225_01.html)をご確認ください。 ●番号ポータビリティのご利用には、現在ご利用の電話サービスの契約解除※1が必要です。現在ご利用の電話サービスが、NTT東日本の「加入電話」および「INSネット64」の場合は、利用休止※2もしくは契約解除が必要です。「加入電話・ライトプラン」「INSネット64・ライト」の場合は、契約解除となります。 ※1 契約解除に伴う注意事項については、必要に応じて現在ご利用の電話サービス会社(移転元事業者)へお客さまよりご連絡をお願いいたします。 ※2 「加入電話」および「INSネット64」の休止の場合は、別途休止工事費として1,100円がかかります。利用休止についてはこちら(https://web116.jp/shop/a_line/cancel.html)をご確認ください。 ●番号ポータビリティを利用している場合で、設置場所を変更(引越など)する際は、同一番号で移行可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただくことが可能です(一部、現在ご利用中の電話番号をそのままご利用いただけない場合があります)。また、本サービスにて利用している番号が、NTT東日本の「加入電話」および「INSネット64」で新規に利用を開始した電話番号である場合で、本サービス利用中に設置場所を変更(引越など)した場合、本サービス利用時においては、同一番号で利用可能であっても、NTT東日本の「加入電話」および「INSネット64」にて再度利用したいとなった場合、同じ番号でご利用いただけない(番号ポータビリティを利用することができない)場合がございます。また、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用する場合、別途工事費がかかります。 ●番号ポータビリティを伴うひかり電話のご利用開始にあたり、ひかり電話対応機器をお客さまご自身で設置する場合、必ず開通工事当日の15時までに該当機器を設置ください(未設置時は、工事日の再調整と、お客さま宅内にお伺いする工事が必要となる場合があります)。 ●ひかり電話にて新規にご利用となる電話番号(「加入電話」および「INSネット」からの番号ポータビリティではない電話番号＝ひかり電話専用番号)は、NTT東日本の「加入電話」および「INSネット」サービスでは、同じ番号をそのまま利用することはできません(番号ポータビリティを利用することができません)。ひかり電話、ひかり電話オフィスタイプ、ひかり電話オフィスA(エース)ならびに、ひかり電話ネクスト、光回線電話、ワイヤレス固定電話、もしくはNTT東日本以外の事業者が提供する固定電話サービスにおいては、同じ番号で利用可能です。 ●ひかり電話にて新規にご利用となる電話番号と、他事業者が提供する固定電話サービスにて新規にご利用となる電話番号の、番号帯(市外局番)が異なるエリアでは、設置場所が同じ場合においても、番号ポータビリティを利用することができない場合がございます。該当エリアの住所につきましては、https://www.ntt-east.co.jp/tariff/appendix/eb01s05.pdfをご参照ください。
料金のお支払い について	●ご利用料金等については、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンス株式会社より請求いたします。 ※ご利用サービスの状況によってはNTT東日本から請求をさせていただく場合もございます。 ●加入電話などと同じ電話番号またはフレッツ光等のアクセスサービスの請求番号(「00」で始まる10桁の番号)での請求となります。 ●電話料金の計算期間は毎月1日～毎月末日までとなります。 ●通話明細内訳について、書面による提供はありません。「@びらり」サービスを利用したWebによる照会が可能です。現在、加入電話などの通話明細を「@びらり」サービスにて閲覧されているお客さまが、ひかり電話で継続してご利用になる場合、口座振替のお知らせなどを閲覧するための「ID」「パスワード」とは別に、通話明細内訳閲覧用の「ID」「パスワード」によりご利用いただけます。それぞれの「ID」「パスワード」をお持ちの場合、お客さまご自身で一つに統合してご利用いただけます。詳しくは「@びらり」ホームページ(https://web116.jp/ryoukin/)をご覧ください。 ●「@びらり」サービスのご利用による月額利用料の割引はございません。 ●複数回線の電話料金を一括してご請求する「一括請求」のご利用による月額利用料の割引はございません。 ●ご希望の請求方法としない場合があります。 ●未使用のテレホンカードにて通話料をお支払いいただく場合、テレホンカード1枚あたり55円の事務手数料が必要となります。また、フリーアクセス・ひかりワイドの通話料(着信側負担)、災害募金番組に発信した通話料、データコネクトの通信料は、テレホンカードでのお支払いの対象外となります。
電話帳掲載 について	●電話帳へはご希望の名称で掲載できますが、ご契約者の氏名、名称など、通常お使いになっているものに限らせていただきます。 ●1番号について1掲載は無料です。お客さまのご希望で2つ以上の掲載をされる場合は、重複掲載料が必要となります。重複掲載料は、電話帳発行のつど追加1掲載ごとに550円です。電話帳発行のつど同様のお取り扱いとさせていただきますので、重複掲載がご不要となる場合はお申し付けください。 ●お客さまのご希望により掲載しないこともできます。詳しくは「0120-116116」へご連絡ください。 ●「00」で始まる請求番号で電話帳広告料をお支払いご希望の際は、事前にお支払い方法の変更などの手続きが必要となります。詳しくは、タウンページセンタ(0120-506-309)へお問い合わせください。 ●お申し出いただいた掲載情報は「番号情報データベースシステム」に登録し、電話帳発行または番号案内の利用目的に限定のうえ、要望に応じて電気通信事業者などに提供されます。
工事について	●お客さまのご利用場所およびNTT東日本の設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。 ●NTT東日本の設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただいたり、ご利用いただけない場合があります。
保守について	●故障修理などの対応時間は午前9時～午後5時となります。
工事担当者がお伺いせずに、 フレッツ光等のアクセス サービスまたはひかり電話 に関する工事を行う場合	●ひかり電話またはひかり電話の付加サービス等がご利用できない状態になった場合、お客さまご自身で「ひかり電話対応機器」の再起動を行ってください。再起動を行ってもご利用できない場合は、NTT東日本Web113(https://web113.ntt-east.co.jp/)、または故障担当(0120-000-113)へお問い合わせください。
グループ通話定額の ご利用条件	●ご利用には、事前にグループ登録のお申し込みが必要です。グループ構成をするには、「ひかり電話オフィスタイプ」または「ひかり電話オフィスA(エース)」のご契約が1回線以上必要です。グループ通話定額については、「ひかり電話オフィスタイプ」または「ひかり電話オフィスA(エース)」のご案内を参照ください。
「フレッツ 光クロス」⇔ 「フレッツ 光ネクスト」 等間でのタイプ変更に ついて	●「フレッツ 光クロス」⇔「フレッツ 光ネクスト」等間でタイプ変更される場合、下記の注意事項があります。 ・タイプ変更工事に伴い、下記の時間帯、弊社サービスが利用できません。派遣工事の場合:工事日当日の朝5時頃から、工事完了するまでの間。無派遣工事の場合:工事日当日の朝5時頃から、お客さまにて朝7時30分以降に回線終端装置等の交換を実施するまでの間。 ・当日にご不在、設備不良等で工事が完了しない場合は、タイプ変更前のサービスへ戻すため、2時間程度弊社サービスが利用できません。 ・工事日前日・前々日等のお申し込みの取り消し・工事日の変更については、弊社内の変更処理が間に合わないことがあり、当初工事日に弊社サービスが一時的に利用できません。あらかじめご了承ください。



スマートフォンの方はこちら▶

ひかり電話対応機器に接続可能な端末

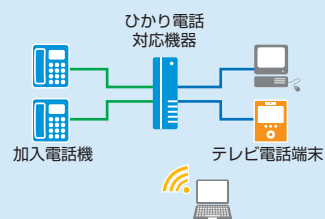
ひかり電話のご利用には、NTT東日本がレンタルで提供する「ひかり電話対応機器」が必要です。

● ひかり電話対応機器に接続可能な端末台数

端末種類	利用可能端末台数
加入電話機 (G3FAX機含む)	最大2台 (TELポート2つ)
有線接続IP端末 (テレビ電話端末など)	最大4台 (LANポート4つ)
無線接続IP端末 (無線LANカード利用端末など)	最大32台
備 考	ひかり電話対応機器に接続できる端末の数は、有線・無線接続端末を合わせて10台以下でのご利用を推奨します。ただし、利用環境 (端末機器の仕様等) や回線の混雑状況等によっては快適にご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

※他社が提供するひかり電話対応機器をご利用いただく場合は、対象機器のマニュアルをご確認ください。

(接続例)



接続に関するご注意

※ひかり電話対応機器の接続は、弊社よりお知らせした、ひかり電話の開通日以降に実施してください。ひかり電話の開通日以前に接続した場合、インターネットおよびひかり電話はご利用いただけません。

※ひかり電話対応機器を初めて接続する場合など、電源を入れたあと、起動するまで5分程度かかることがあります。

ひかり電話対応機器のバージョンアップ

ひかり電話対応機器のファームウェア★をバージョンアップすることで、最新の機能やサービスをご利用いただくことができます。

★ファームウェアとは、ひかり電話対応機器を動作させるソフトウェアです。ひかり電話対応機器の機能追加や機能改善に対応するため、必要に応じ最新のファームウェアを提供します。

初期設定が自動更新となっています。最新のファームウェアが提供された場合、あらかじめ設定されている時間帯（午前1時～午前5時のいずれか）に自動的にファームウェアの更新を行います。

自動更新が『5:00』に設定されている場合は、『5:00～5:59』の間に自動的にファームウェアの更新（再起動）を行います。

再起動中は約1分間、ひかり電話やインターネット、映像コンテンツ視聴などの各サービスがご利用いただけません。手動更新に変更したい場合、または自動更新の時間を変更したい場合は、ひかり電話対応機器の取扱説明書をご覧ください。設定を変更してください。電話機から設定する場合はP.16をご覧ください。

※設定時間に通話や通信を行っている場合は、ファームウェアの更新が翌日の設定時間に延期されることがあります。



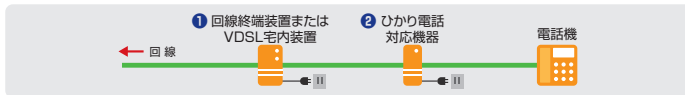
バージョンアップ中のご注意

※ファームウェアのバージョンアップ中は絶対にひかり電話対応機器の電源を切らないでください。回復不能な故障の原因となります。

※ファームウェアのバージョンアップ中は、ひかり電話をご利用いただけません。

ひかり電話対応機器の再起動

ひかり電話がご利用できない場合は、ひかり電話対応機器の再起動を行ってください。再起動方法は下記のとおりです。



手順 1

①、②の電源コードを一旦外したのち、①の電源コードを入れ直してください。

※①、②が一体型の場合があります。その場合、電源コードを一旦はずしたのち、「手順2」からはじめてください。

手順 2

2～3分程度たったのち、②の電源コードを入れ直してください。

※ひかり電話対応機器のひかり電話ランプまたはVoIPランプが緑色に点灯し、受話器をあげて「ツー」という発音が聞こえたら、ひかり電話は利用できます。

手順 3

15分以上たっても通話ができない場合は、②の電源コードを外し、「手順2」から繰り返してください。

※上記の手順でもひかり電話がご利用できない場合は、故障担当へお問い合わせください。

ひかり電話対応機器の電話機能設定について

ひかり電話対応機器は、以下の電話機能設定ができます。設定は対応機器のWeb設定画面（「<http://192.168.1.1>」もしくは「<http://ntt.setup>」）にて設定します。なお、電話機のダイヤル操作による設定も可能です。詳細はひかり電話対応機器付属の取扱説明書をご覧ください。

設定種別	項目	初期設定	概要
内線設定	内線番号	TELポート1:「1」 TELポート2:「2」	「1～99」の内線番号を任意に設定することができます。
	着信音	着信音2(SIR) 「ブルルッブルルッ…」 (短い鳴動)	内線着信時の着信音を2種類から選択することができます。 着信音1(IR):「ブルルル…」(長い鳴動) 着信音2(SIR):「ブルルッブルルッ…」(短い鳴動) ※実際の音色は電話機によって異なります。
外線設定	通知番号	契約者回線番号	電話をかける相手に通知する番号を、契約電話番号もしくは追加する番号の中から選択することができます。
	一斉着信/ 個別着信	全ての電話番号が 全ての電話機に 一斉着信	全ての電話機に一斉に着信させたり、電話番号ごとに指定した電話機に着信させたりする設定ができます。 ※着信電話番号設定をしているポートに、電話機等が接続されていない状態で、その電話番号に着信があった場合、発信側には呼出音が流れます(着信側は電話機等が接続されていないため、着信音がなりません)。
	着信音	着信音1(IR) 「ブルルル…」 (長い鳴動)	外線着信時の着信音を2種類から選択することができます。 着信音1(IR):「ブルルル…」(長い鳴動) 着信音2(SIR):「ブルルッブルルッ…」(短い鳴動) ※実際の音色は電話機によって異なります。
	鳴り分け	着信音1(IR) 「ブルルル…」 (長い鳴動)	一台の電話機で、複数の電話番号を着信させる設定にした場合、電話番号ごとに着信音を変える設定ができます。 着信音1(IR):「ブルルル…」(長い鳴動) 着信音2(SIR):「ブルルッブルルッ…」(短い鳴動) ※実際の音色は電話機によって異なります。
	優先着信機能	無効	2つのTELポート(電話機)に同一の着信番号が設定されている場合、優先着信ポートを設定することにより、着信時に設定したポート(電話機)を優先的に鳴動させることができます(本機能ご利用の場合、フレッツフォン等の利用はできません)。
	指定着信機能	無効	いずれか1つのTELポートに、電話番号(契約回線番号および追加番号)の他、「指定着信番号(1～19桁の数字)」を設定することにより、ポートを限定して着信させることができます。
付加機能設定	ナンバー・ディスプレイ	使用する	ナンバー・ディスプレイをご契約にならない際は、設定を「使用しない」にする必要がある場合があります。
	キャッチホン・ディスプレイ	使用しない	お話中に着信があった場合でも、かけてきた相手の電話番号を電話機等のディスプレイに表示させることができます。 ※ひかり電話対応機器「PR-200NE」「RV-230シリーズ」「RT-200シリーズ」をご利用の方は、最新のファームウェアにバージョンアップすることをご利用いただけます。
	割込音通知	使用する	「ダブルチャネル」と「キャッチホン」をあわせてご契約の場合、「キャッチホン」は2チャネルとも通話中の場合にのみ作動します。 1チャネルのみ通話中の場合は、本設定により、「キャッチホン」サービス相当の機能がご利用になれます。 ※「ダブルチャネル」をご契約されていない場合、キャッチホン機能をご利用になるには、本設定のみではご利用いただけません。「キャッチホン」のご契約が必要です。
	モデムダイヤルイン	使用しない	モデムダイヤルイン機能を使用する端末を接続する場合、設定を「使用する」に変更が必要となります。

● 電話機のダイヤル操作による設定

受話器をあげ(またはスピーカーボタンを押し)、設定項目に応じて下記のとおりダイヤルボタンを押してください。
設定が終わったら、受話器をおいてください(またはスピーカーボタンを押してください)。

機 能	操作方法	初期設定
アナログポート設定		
ナンバーディスプレイ設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶91▶※▶1または2 ^{★2} ▶##	使用する
モデムダイヤルイン設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶92▶※▶1または2 ^{★2} ▶##	使用しない
割込音通知設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶93▶※▶1または2 ^{★2} ▶##	使用する
着信番号設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶94▶※▶着信電話番号▶##	契約者回線番号
指定着信設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶95▶※▶着信電話番号▶※▶指定着信番号▶##	使用しない
キャッチホンディスプレイ設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶96▶※▶1または2 ^{★2} ▶##	使用しない
ダイヤル桁間タイマ(秒)設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶97▶※▶4～8 ^{★3} ▶##	4秒
エコーキャンセラー設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶98▶※▶1または2 ^{★2} ▶##	使用する
通知番号設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶00▶※▶相手に通知する発信者番号▶##	契約者回線番号
内線番号設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶01▶※▶1～99 ^{★4} ▶##	電話機ポート1:[1] 電話機ポート2:[2]
外線着信音選択設定	※※※99▶1または2 ^{★1} ▶※▶02▶※▶着信電話番号▶※▶1または2 ^{★5} ▶##	着信音1 (IR) 「ブルルル…」 (長い鳴動)
アナログポート無効化 ^{★6}	※※※90▶※▶02▶※▶1または2 ^{★1} ▶##	有効
電話設定		
優先制御設定	※※※90▶※▶00▶※▶1～3 ^{★7} ▶##	無効
優先着信ポート設定	※※※90▶※▶01▶※▶1～3 ^{★8} ▶##	無効
ファームウェア更新設定		
自動更新設定	※※※882▶※▶00～23 ^{★9} ▶##	ひかり電話対応機器の 機種によって異なる
手動更新設定	※※※889▶※▶1または2 ^{★10} ▶##	

★1 設定を行うTELポート番号を押します。

★2 機能を使用する場合は「1」、使用しない場合は「2」を押します。

★3 設定したい秒数を1桁で押します(4、5、6、7、8のみ設定可能です)。

★4 設定したい内線番号を、「1～9」「10～99」の1～2桁で押します。

★5 「IR」とする場合は「1」を、「SIR」とする場合は「2」を押します。[IR:「ブルルル…」(長い鳴動) SIR:「ブルルッブルル…」(短い鳴動)]

★6 電話機を1台のみ接続する場合は、電話機を接続しないアナログポートを無効化することをお勧めします。(アナログポートを無効化しない場合、接続している電話機が受話器外れ等の際、相手に呼出音が鳴り続けることがあります。)

★7 優先制御設定を、「制御なし」に設定する場合は「1」、「優先」に設定する場合は「2」、「最優先」にする場合は「3」を押します。

★8 優先着信ポートの設定を、電話機ポート1に設定する場合は「1」、電話機ポート2に設定する場合は「2」、「無効」にする場合は「3」を押します。

★9 自動更新する時間帯を「00～23」の2桁で押します。(例:5時に設定する場合は「05」、21時に設定する場合は「21」を押します。)

★10 すぐに再起動を行う場合は「1」を、再起動を行わない場合は「2」を押します。

※電話機の電話回線種別がプッシュ信号(PB)である必要があります[プッシュ信号(PB)にできない電話機からの設定はできません]。

※設定を途中で中止する場合は受話器をおきます。

※1台の電話機から設定中に2台目の電話機から設定することはできません。

※ダイヤルボタンを押す間隔が30秒以上あくと、設定が中止されます。

※設定が正常に行われた場合、「設定が完了しました。」とガイダンスが流れます。

※設定が正常に行われなかった場合や、間違った番号を押した場合、「設定に失敗しました。再度設定してください。」とガイダンスが流れます。

停電対応機器「UPSmini500SW」のご利用について

ひかり電話対応機器の給電ができ、停電時などでも「ひかり電話」やインターネットが利用可能となる電源です。

機器の仕様は、下記のホームページをご覧ください。

※新規受付を停止しております。

https://web116.jp/select/energy/upsmini500sw/upsmini500sw_00.html

■無停電電源装置 UPSmini500SW



販売価格:30,250円

ユタカ電機製作所製(メーカー型番:YEUP-051MASW)

仕様	
大きさ	92(W)×285(D)×165(H)mm
質量	約4.5kg
出力容量	500VA/300W
出力波形	正弦波
停電切替時間	10ms以下
出力コンセント数	4口
バッテリー材料	鉛
ひかり電話ルーターへの給電目安時間	約4時間※

※給電目安時間は接続するひかり電話ルーターおよびご利用環境、使用状況により異なります。

■動作確認済みのひかり電話ルーター※1

RX-601KI、RX-601MI、RX-600KI、RX-600MI、PR-600KI、PR-600MI、RS-500KI、RS-500MI、PR-500KI、PR-500MI、PR-400NE、PR-400KI、PR-400MI、PR-S300NE、PR-S300SE、PR-S300HI

※1 型番は、ひかり電話ルーターの横ラベルまたは、ひかり電話ルーターの前面下部に記載された名称でご確認いただけます。

なお、RX-601KI/MI、RX-600KI/MIについては小型ONU搭載時の利用が前提となります。

ひかり電話対応「福祉電話」

福祉電話とはお年寄りやお体の不自由なお客さまのための電話機です。

緊急時にボタンひとつで通報できたり、受話器を置いたまま会話を楽しめたりと、さまざまなご要望にお応えするラインナップをご用意しております。福祉電話はレンタルのほか、お買い上げでも提供しております。

※停電時は緊急通報を含む通話できません。ひかり電話停電対応機器などをご利用いただくことで、一定時間通話が可能となる場合があります。

※取り付け工事をご希望の場合、別途、工事費が必要となります。 ※本価格については2025年2月時点のものです。最新の各商品の価格・仕様についてはHPをご確認ください。

■ひかり電話ご契約者向けにレンタルにて提供する福祉電話一覧

商品名		レンタル価格（月額）		販売価格	商品紹介
		一般用	福祉用		
シルバーホン ひびきSⅢ		—	680円 （非課税）	—	骨伝導機能及び音量・音質を調節する機能を搭載しているので、高齢者や聴覚の不自由な方、騒音の大きい場所でも聞き取りやすい電話機です。 詳細は、 http://web116.jp/shop/goods/hibikis3/hibikis3_00.html
シルバーホン ふれあいSⅡ		1,100円 （非課税）	550円 （非課税）	—	手を使わずにダイヤルでき、お体のご不自由な方に、お気軽に電話でのふれあいを楽しんでいただけます。 詳細は、 http://web116.jp/shop/goods/fureais2/fureais2_00.html
オプション	ふれあい・ 制御スイッチS2	250円 （非課税）	100円 （非課税）	14,500円 （非課税）	腕または足でスイッチを押すことで、電話番号のセット、発信、着信応答の操作ができます。 詳細は、 http://web116.jp/shop/goods/fureais2/fureais2_00.html
	ふれあい・ 呼吸スイッチS2	400円 （非課税）	200円 （非課税）	25,500円 （非課税）	呼吸でスイッチを操作することで、電話番号のセット、発信、着信応答の操作ができます。 詳細は、 http://web116.jp/shop/goods/fureais2/fureais2_00.html
シルバーホン あんしんSVI		528円	198円	35,090円	非常ボタンを押すだけで最大9箇所への順次発信が可能となる緊急通報装置。一人暮らしのお年寄り宅の通報装置としてはもちろん、福祉施設などの呼出・応答装置としても、幅広くお使いいただけます。 詳細は、 http://web116.jp/shop/goods/anshins6/anshins6_00.html

050IP電話対応機器のご利用について

※下記の接続構成であればご利用可能です。ただし、ご利用上の制約事項があります。下記機器構成でのみ動作確認を行っております。それ以外の機器構成でのご利用は推奨いたしません。

接続構成	接続構成ごとの注意事項
IP電話アダプターをご利用の場合 	● ひかり電話対応機器のファームウェア更新種別は「自動更新」を推奨します。ファームウェア更新種別が「手動更新」となっている場合には、ひかり電話対応機器の「バージョンアップお知らせ機能」★の通知音を聞くことができません。ファームウェア更新の有無は、お客さまの責任のもと、パソコンより随時ご確認し、バージョンアップを実施してください。なお、ファームウェアの更新がある際は、電話機にて「0000※※※11」をダイヤルしていただくことで、簡単にバージョンアップすることも可能です。 ★ IP電話アダプターのファームウェア更新時の「バージョンアップお知らせ機能」はご利用可能です。従って、電話機で聞こえるバージョンアップ通知音は、IP電話アダプターのファームウェアのバージョンアップお知らせとなります。なお、ファームウェアの更新がある際は、電話機にて「0000※※※11」をダイヤルしていただくことで、簡単にバージョンアップが可能です。また、パソコンからバージョンアップをする時のみIP電話アダプターにパソコンをつなぎ変えていただく必要があります（左図参照）。 ※ 050IP電話で接続不可な番号（110・119等）以外は、全て050IP電話での発信となります。「ひかり電話」からの発信をご希望の場合は、相手先電話番号の前に「0000」をダイヤルして発信する必要があります。050IP電話からの発信は「ひかり電話A（エース）」「安心プラン」「もっと安心プラン」の月額利用料に含まれる通話料の対象にはなりません。
IP電話ルーターをご利用の場合 	● ひかり電話と050IP電話を同時利用する場合は、インターネット等への接続設定は、すべてIP電話ルーターで行うため、ひかり電話対応機器へのインターネット接続設定等は必要ありません。 ● 本ルーター構成でご利用の場合、インターネット接続設定がないためひかり電話対応機器のLANポートに接続したパソコンからは、インターネットに接続できません。ファームウェア手動更新時を除き、パソコンはインターネット接続設定を行ったIP電話ルーターに接続してください。 ● ひかり電話対応機器は出荷時には「PPPoEブリッジ機能」が「有効」となっておりますので、「無効」への変更は行わないでください。 ● ひかり電話対応機器のファームウェア更新種別は「自動更新」を推奨します。ファームウェア更新種別が「手動更新」となっている場合には、「バージョンアップお知らせ機能」★をご利用いただくことができません。お客さまの責任のもと、ひかり電話対応機器に接続したパソコンからファームウェアの更新状況を確認し、更新を実施する必要があります。更新作業時のみひかり電話対応機器にパソコンをつなぎ変えていただく必要があります（左図参照）。 ★ IP電話ルーターのファームウェア更新時の「バージョンアップお知らせ機能」はご利用可能です。したがって、電話機で聞こえるバージョンアップ通知音は、IP電話ルーターのファームウェアのバージョンアップお知らせとなります。 ※ 050IP電話で接続不可な番号（110・119等）以外は、全て050IP電話での発信となります。「ひかり電話」からの発信をご希望の場合は、相手先電話番号の前に「0000」をダイヤルして発信する必要があります。050IP電話からの発信は「ひかり電話A（エース）」「安心プラン」「もっと安心プラン」の月額利用料に含まれる通話料の対象にはなりません。

NTT東日本以外のひかり電話対応機器のご利用について

接続構成	接続構成ごとの注意事項
構成① 「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」をご利用の場合 	「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」をご利用の場合、NTT東日本がレンタルで提供する回線終端装置または宅内VDSL装置に接続してご利用いただくことができます。接続構成については左図構成①をご確認ください。（詳細はご利用になる製品に添付されている取扱説明書をご確認ください。） 〈 現在NTT東日本のひかり電話対応機器でひかり電話をご利用中のお客さまが、新たに「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」をご利用となる場合 〉 ● 「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」をご利用になる場合、または利用を中止する場合は、必ず「0120-116116」までご連絡ください。 ● NTT東日本がレンタルで提供しているひかり電話対応機器を返却していただき、左図構成①のとおり装置を交換していただく必要があります。（ひかり電話対応機器が「PR」か「RS」以外で始まる機種で、お客さまご自身で接続変更する場合は工事費は不要です。） ● NTT東日本がレンタルで提供しているひかり電話対応機器が、「PR」か「RS」で始まる機種の場合は、機器の交換にあたり派遣での工事が必要となるため工事費が必要となります。なお、NTT東日本とのレンタル契約を継続して、左図構成②のとおりNTT東日本のひかり電話対応機器に「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」を接続してご利用いただくことも可能です。（工事費不要となりますが、お客さまご自身で接続変更していただく必要があります。） 【構成②でご利用いただく場合の留意事項】 ● レンタル料金が発生するひかり電話対応機器のレンタル契約を継続する場合は、引き続きレンタル料金が発生します。 ● インターネット接続やIPv6を利用した通信サービス等のご利用にあたり、ひかり電話対応機器本体の設定やLANポート・無線LANはご利用できません。新たにご用意する「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」やその他機器に設定・接続しなおしてご利用ください。 ● 無線LANカードやフレッツ・ジョイントを利用した各社サービス等、ひかり電話対応機器にて提供しているサービスについてはご利用できませんので、ご利用にならないサービスについてはNTT東日本および各社サービスのご契約先まで解約のお手続きをお願いします。（ご解約手続きがない場合、利用料が継続して発生します。） ● 左図②でご利用の場合、ひかり電話対応機器の自動バージョンアップは行われません。
構成② NTT東日本がレンタルで提供しているひかり電話対応機器を引き続きご利用のうえで、「NTT東日本以外のひかり電話対応機器」をご利用の場合 	

お引っ越しされるとき

●お申し込みは

お引っ越しされるときは、「0120-116116」にお申し込みください。工事は予約制ですので、お早めにご連絡ください。

※NTT東日本よりフレッツ光の提供を受けた事業者（光コラボレーション事業者）が提供する光アクセスサービスを利用している場合は、光アクセスサービスの引っ越し手続きもあわせて必要です。別途、事業者へご連絡願います。

■お申し込み時にお知らせいただく内容

現在ご利用中の電話番号およびご住所、ご契約者名義、新居のご住所、請求書送付先など（新住所が提供エリア外の場合がありますので、お申し込み時お調べします）。

●引っ越し前の電話番号にかけた方に、新しい電話番号のご案内ができます

ご希望により、お引っ越し前の電話番号にかけた方に、お引っ越し先の電話番号を3ヵ月程度ご案内いたします。お申し込みの際にお申し付けください。

●料金のお支払い

工事完了後でも、1～2回は引っ越し前の電話番号で請求書が発行される場合があります。なお、口座振替をご利用のお客さまが、最後の振込前までに口座の解約をされた場合は、請求書によりお支払いいただくことになります。

ひかり電話の名義をご変更されるとき

●お手続き方法・お申し込みについては

詳しくは公式HPの名義変更ページ

(<https://flets.com/meigi/>)をご確認ください。



譲渡・相続及び会社の合併等、お名前の変更が生じた場合には、必ず名義変更のお手続きをお願いいたします。

●名義変更のお手続きの種類について

ひかり電話の名義の変更には、次の3つのパターンがありますので、どちらに該当するかご確認のうえ、お手続きください。また、ひかり電話の名義の変更に伴い、フレッツ光等のアクセスサービスの名義変更もあわせてお申し込みをお願いいたします。

■譲渡されるとき

第三者へ名義を変更されるときは、弊社所定の「名義変更申込書【譲渡】」に新旧のご契約者の必要書類を添えて、ご提出ください。

※譲渡承認請求をNTT東日本が承認した時点でその効力が発生します。
※ご利用料金のお支払いがお済みでない場合は、事前にご利用料金のお支払いをお願いいたします。
※1回線につき880円の譲渡承認手数料が必要となります。
※譲渡前の迷惑電話リストを消去されたい場合は、契約回線に接続した電話機より「144+9」を入力することで登録リストの消去が可能です。

■ご用意いただくもの

個人は	旧契約者、新契約者双方とも契約者名・住所・生年月日が確認できる書類 A：1枚で確認できるもの 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード表面、通知カードは不可）等 B：2枚で確認できるもの（上記A以外で確認する場合） 健康保険証（記号、番号、保険者番号をマスキング）、国民年金手帳（基礎年金番号をマスキング）等
法人は	旧契約者、新契約者双方とも契約者名・住所・設立年月日が確認できる書類 登記簿謄本（抄本）、履歴事項全部証明書 等

■相続または法人合併されるとき

相続や法人の合併・分割に伴い、名義が変更になるときは、弊社所定の「名義変更申込書【承継】」に必要な書類を添えて、ご提出ください。

■ご用意いただくもの

個人は	①死亡の事実が確認できる書類 死亡診断書、全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）等 ※弊社が必要と判断した場合は、相続関係が確認できる書類のご提出が必要となります。 ②新契約者の契約者名・住所・生年月日が確認できる書類 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード表面、通知カードは不可）等
法人は	承継関係（合併等）が確認できる書類 登記簿謄本（抄本）、履歴事項全部証明書 等

■お名前や会社名が変わったとき

ご契約者のお名前が変わったとき、また法人の商号や組織を変更したときは、弊社所定の「名義変更申込書【改称】」に必要な書類を添えて、ご提出ください。

■ご用意いただくもの

個人は	名前が変わった事実が確認できる書類 運転免許証（両面）、全部事項証明書（戸籍謄本） 等
法人は	商号等が変わった事実が確認できる書類 登記簿謄本（抄本）、履歴事項全部証明書 等

【付録】ひかり電話で発信可能な国／地域一覧

※通話料は1分ごとの金額です。

国／地域	国番号	通話料
ア		
アイスランド共和国	354	70円
アイルランド	353	20円
アゼルバイジャン共和国	994	70円
アセンション島	247	250円
ア・パレス諸島	351	35円
アフガニスタン・イスラム共和国	93	160円
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	1	9円
アラブ首長国連邦	971	50円
アルジェリア民主人民共和国	213	127円
アルゼンチン共和国	54	50円
アルバ	297	80円
アルバニア共和国	355	120円
アルメニア共和国	374	202円
アンギラ	1-264	80円
アンゴラ共和国	244	45円
アンティグア・バーブーダ	1-268	80円
アンドラ公国	376	41円
イエメン共和国	967	140円
イギリス（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国）	44	20円
イスラエル国	972	30円
イタリア共和国	39	20円
イラク共和国	964	225円
イラン・イスラム共和国	98	80円
インド	91	80円
インドネシア共和国	62	45円
ウガンダ共和国	256	50円
ウクライナ	380	50円
ウズベキスタン共和国	998	100円
ウルグアイ東方共和国	598	60円
英領バージン諸島	1-284	55円
エクアドル共和国	593	60円
エジプト・アラブ共和国	20	75円
エストニア共和国	372	80円
エスワティニ王国	268	45円
エチオピア連邦民主共和国	251	150円
エリトリア国	291	125円
エルサルバドル共和国	503	60円
オーストラリア連邦	61	20円
オーストリア共和国	43	30円
オマーン国	968	80円
オランダ王国	31	20円
オランダ領アンティール	599、1-721	70円
カ		
ガーナ共和国	233	70円
カーボヴェルデ共和国	238	75円
ガイアナ共和国	592	80円
カザフスタン共和国	7	70円
カタール国	974	112円
カナダ	1	10円
カナリア諸島	34	30円
ガボン共和国	241	70円
カメルーン共和国	237	80円
ガンビア共和国	220	115円
カンボジア王国	855	90円
ギニア共和国	224	70円
ギニアビサウ共和国	245	250円
キプロス共和国	357	45円
キューバ共和国	53	112円
ギリシャ共和国	30	35円
キリバス共和国	686	155円
キルギス共和国	996	140円
グアテマラ共和国	502	50円
グアドループ島	590	75円
グアム	1-671	20円
クウェート国	965	80円
クック諸島	682	155円
グリーンランド	299	91円
クリスマス島	61	20円
グレナダ	1-473	80円
クロアチア共和国	385	101円
ケイマン諸島	1-345	70円
ケニア共和国	254	75円
コートジボワール共和国	225	80円
ココス・キリング諸島	61	20円
コスタリカ共和国	506	35円
コンボ共和国	383	120円
コモロ連合	269	80円
コロンビア共和国	57	45円
コンゴ共和国	242	150円
コンゴ民主共和国	243	75円
サ		
サイパン	1-670	30円
サウジアラビア王国	966	80円

国／地域	国番号	通話料
サモア独立国		
サモア独立国	685	80円
サントメ・プリンシペ民主共和国	239	200円
ザンビア共和国	260	70円
サンビエール島・ミクロン島	508	50円
サンマリノ共和国	378	60円
シエラレオネ共和国	232	175円
ジブチ共和国	253	125円
ジブラルタル	350	90円
ジャマイカ	1-876	75円
ジョージア	995	101円
シリア・アラブ共和国	963	110円
シンガポール共和国	65	30円
ジンバブエ共和国	263	70円
スイス連邦	41	40円
スウェーデン王国	46	20円
スーダン共和国	249	125円
スペイン	34	30円
スペイン領北アフリカ	34	30円
スリナム共和国	597	80円
スリランカ民主社会主義共和国	94	75円
スロバキア共和国	421	45円
スロベニア共和国	386	100円
赤道ギニア共和国	240	120円
セネガル共和国	221	125円
セルビア共和国	381	120円
セントクリストファー・ネイビス連邦	1-869	79円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	1-784	80円
セントヘレナ島	290	250円
セントルシア	1-758	80円
ソマリア連邦共和国	252	125円
ソロモン諸島	677	159円
タ		
タークス・カイコス諸島	1-649	80円
タイ王国	66	45円
大韓民国	82	30円
台湾	886	30円
タジキスタン共和国	992	60円
タンザニア連合共和国	255	80円
チェコ共和国	420	45円
チャド共和国	235	250円
中央アフリカ共和国	236	127円
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	86	30円
チュニジア共和国	216	70円
朝鮮民主主義人民共和国	850	129円
チリ共和国	56	35円
ツバル	688	120円
デンマーク王国	45	30円
ドイツ連邦共和国	49	20円
トーゴ共和国	228	110円
トケラウ諸島	690	159円
ドミニカ国	1-767	112円
ドミニカ共和国	1-809、1-829、1-849	35円
トリニダード・トバゴ共和国	1-868	55円
トルクメニスタン	993	110円
トルコ共和国	90	45円
トンガ王国	676	105円
ナ		
ナイジェリア連邦共和国	234	80円
ナウル共和国	674	110円
ナミビア共和国	264	80円
ニウエ	683	159円
ニカラグア共和国	505	55円
ニジェール共和国	227	70円
ニューカレドニア	687	100円
ニュージーランド	64	25円
ネパール連邦民主共和国	977	106円
ノーフォーク島	672	79円
ノルウェー王国	47	20円
ハ		
ハーレーン王国	973	80円
ハイチ共和国	509	75円
パキスタン・イスラム共和国	92	70円
パチカン市国	39	20円
パナマ共和国	507	55円
パヌア共和国	678	159円
パプアニューギニア独立国	1-242	35円
パプアニューギニア独立国	675	50円
パミューダ諸島	1-441	50円
パラオ共和国	680	100円
パラグアイ共和国	595	60円
パラバドス	1-246	75円
ハワイ	1	9円
ハンガリー	36	35円
バングラデシュ人民共和国	880	70円

国／地域	国番号	通話料
東ティモール民主共和国		
東ティモール民主共和国	670	126円
フィジー共和国	679	50円
フィリピン共和国	63	35円
フィンランド共和国	358	30円
ブータン王国	975	70円
ブルートリコ	1-787、1-939	40円
フェロー諸島	298	75円
フォークランド諸島	500	190円
ブラジル連邦共和国	55	30円
フランス共和国	33	20円
フランス領ギアナ	594	50円
フランス領ポリネシア	689	50円
ブルガリア共和国	359	80円
ブルキナファソ	226	80円
ブルネイ・ダルサラーム国	673	62円
ブルンジ共和国	257	70円
米領サモア	1-684	50円
米領バージン諸島	1-340	20円
ベトナム社会主義共和国	84	85円
ベナン共和国	229	80円
ベネズエラ・ボリバル共和国	58	50円
ベラルーシ共和国	375	80円
ベリーズ	501	55円
ベルー共和国	51	55円
ベルギー王国	32	20円
ボースニア・ヘルツェゴビナ	387	60円
ボツワナ共和国	267	75円
ボリビア多民族国	591	55円
ボルトガル共和国	351	35円
香港	852	30円
ホンジュラス共和国	504	65円
マ		
マーシャル諸島共和国	692	110円
マイヨット島	262	150円
マカオ	853	55円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	389	80円
マダガスカル共和国	261	160円
マディヤ諸島	351	35円
マラウイ共和国	265	127円
マリ共和国	223	55円
マルタ共和国	356	70円
マルチニク島	596	55円
マレーシア	60	30円
ミクロネシア連邦	691	79円
南アフリカ共和国	27	75円
南スーダン共和国	211	125円
ミャンマー連邦共和国	95	90円
メキシコ合衆国	52	35円
モーリシャス共和国	230	70円
モリタニア・イスラム共和国	222	80円
モザンビーク共和国	258	127円
モナコ公国	377	25円
モルディブ共和国	960	105円
モルドバ共和国	373	101円
モロッコ王国	212	70円
モンゴル国	976	60円
モンテネグロ	382	120円
ヤ		
ヨルダン・ハシェミット王国	962	110円
ラ		
ラオス人民民主共和国	856	105円
ラトビア共和国	371	90円
リトアニア共和国	370	60円
リヒテンシュタイン公国	423	30円
リビア	218	70円
リベリア共和国	231	75円
ルーマニア	40	60円
ルクセンブルク大公国	352	35円
ルワンダ共和国	250	125円
レソト王国	266	70円
レバノン共和国	961	112円
レユニオン	262	70円
ロシア	7	45円
衛星電話・衛星携帯電話・国際ネットワーク		
インマルサット・フリート	870	209円
インマルサット・BGAN／FBB	870	209円
インマルサット・BGAN-HSD／FBB-HSD	870	700円
インマルサット・エアロ	870	700円
インマルサット・F-HSD	870	700円
イリジウム	881-6、881-7	250円
スラーヤ	882-16	175円
トランザテル	882-47	120円

※国際電話を使用しない場合は「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。詳しくは0120-116116までお申し出ください。

各サービスの概要と 操作ガイド

ナンバー・ディスプレイ／ナンバー・リクエスト

【「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について】

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込みいただいた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。現在「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」をご契約中のお客さまにおかれましては、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、月額利用料を無料といたします。

- 事務用および法人名義は対象外です。また、「ひかり電話A(エース)」「ひかり電話ネクストA(エース)」「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」は対象外です。
- 契約者や同居の方の年齢、同居していること等を確認するための書面を提出いただく場合があります。また、適用条件に合致しなくなった場合にはその旨を申し出ください。
- 無料となる工事費とは以下の内容を指します。

<基本工事費>

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」のみの工事（「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の同時工事の場合を含む）の場合にかかる工事費

<交換機等工事費>

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の工事（回線に関する工事と同時の場合を除く）の場合にかかる工事費

- 対象である旨をご申告をいただき、月額利用料が無料となっている場合でも、サービスをお申し込みいただいた際にお送りしているお客さまのご契約内容を記した「開通のご案内」においては「ナンバー・ディスプレイ」の月額利用料440円と「ナンバー・リクエスト」の月額利用料220円が表示されますが、請求いたしません。ただし、以下をご契約またはご選択のお客さまにおかれましては、無償化の適用開始日ならびに適用終了日（対象サービスの解約もしくは無償化適用対象外となった場合）の条件が異なるため、以下の条件に沿って一部請求されます。

<無償期間の適用について>

以下、対象のお客さまにおかれましては、無償化の適用条件が一部異なります。

【対象】

- ・「ひかり電話」「ひかり電話ネクスト(住宅用)」で「安心プラン」「もっと安心プラン」をご契約中のお客さま。
- ・「ひかり電話」「ひかり電話ネクスト(住宅用)」のオプションサービス「テレビ電話チョイス定額」をご契約中のお客さま。
- ・「ひかり電話」「ひかり電話ネクスト(住宅用)」「光回線電話(住宅用)」「ワイヤレス固定電話(住宅用)」で、通話明細内訳の記録方法において「すべて記録しない」を選択されているお客さま。

【適用条件】

「無償期間」の適用について、以下のとおりとなります。

<無償の対象である旨をご申告いただいた場合>

◆無償の適用開始日が1日以外の場合

無償の適用開始日が属する月の翌月から無償化適用となり、無償の適用開始日から無償の適用開始日が属する月の末日までの月額利用料金は日割りとなり、無償となりません（日割りの料金で請求されます）。

◆無償の適用開始日が1日の場合

無償の適用開始日が属する月から無償適用となります。

<「ナンバー・ディスプレイ」「ナンバー・リクエスト」の解約もしくは無償の適用対象外になる場合>

◆「ナンバー・ディスプレイ」「ナンバー・リクエスト」の解約もしくは無償化適用対象外となる日が1日以外の場合

「ナンバー・ディスプレイ」「ナンバー・リクエスト」の解約もしくは無償化適用対象外となる場合は、解約もしくは適用対象外となる日の前月までが無償化の適用となります。「ナンバー・ディスプレイ」「ナンバー・リクエスト」の解約日が属する月の1日から解約日まで、もしくは適用対象外になる日が属する月の1日から適用対象外になる日までの月額利用料金は日割りとなり、無償となりません（日割りの料金で請求されます）。

◆「ナンバー・ディスプレイ」「ナンバー・リクエスト」の解約もしくは無償化適用対象外になる日が1日の場合

「ナンバー・ディスプレイ」「ナンバー・リクエスト」の解約もしくは無償化適用対象外になる日が属する月の前月まで無償適用となります。

本施策については、HPをご確認ください。（<https://flets.com/sagitaisaku/>）

ナンバー・ディスプレイ

ナンバー・ディスプレイの機能

便利 | 安心

着信番号表示

出る前に電話番号がわかる!

かけてきた相手の電話番号を電話機のディスプレイに表示します。また、かけてきた相手の電話番号が通知されない場合は、その理由を表示します。



便利

着信履歴表示

留守中でも電話番号が残る!

留守番電話にメッセージが残っていない場合や電話に出られなかった場合でも、かけてきた相手の電話番号が記録されます。かけ直しの操作も簡単です。



安心

迷惑電話対応

迷惑電話をシャットアウト!

出たくない相手の電話番号を電話機に登録しておけば、着信音を鳴らさずに専用の応答メッセージで対応することができます。



※上記の利用例は、ナンバー・ディスプレイとナンバー・ディスプレイ対応の電話機などの機能を組み合わせることでご利用いただけます。機種によっては機能の詳細に違いがあったり、ご利用にならない機能がありますので、詳しくは販売店にご確認いただくか、電話機の取扱説明書をご覧ください。

キャッチホンを併せてご利用になる場合

ひかり電話対応機器の「キャッチホン・ディスプレイ」機能を使用することで、キャッチホンでの割り込み着信の際にも電話番号が表示可能です。 ➡「キャッチホン・ディスプレイ」機能の設定方法はP.16をご覧ください。

※初期設定では、キャッチホン・ディスプレイを「使用しない」に設定されています。

※ひかり電話対応機器「PR-200NE」「RV-230シリーズ」「RT-200シリーズ」をご利用の方は、最新のファームウェアにバージョンアップすることでご利用いただけます。

※キャッチホンでの割り込み着信時に、ご契約者と最初の通話相手の双方とも約1秒程度無音になります。

※キャッチホン・ディスプレイ対応の電話機が必要となります。

留意事項

他の付加サービス等と併せてご利用の場合の留意事項

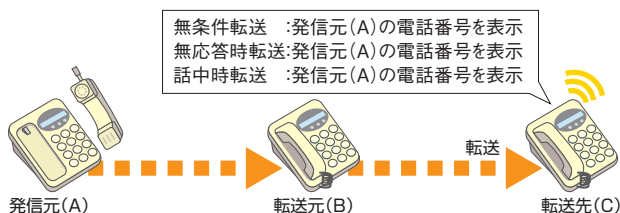
■キャッチホン

キャッチホン等での割り込み着信の際には、「ナンバー・ディスプレイ」による電話番号の表示はできません。

■ボイスワープ

ボイスワープによる転送先への電話番号通知については、転送の設定状況にかかわらず発信元電話番号が表示されます。また、転送の設定状況にかかわらず、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。

Bがボイスワープを、Cがナンバー・ディスプレイを契約している場合



■迷惑電話おことわりサービス

「迷惑電話リスト」に登録した電話番号からの着信には、メッセージで応答し、着信しないため電話番号などは表示はされません。

■FAXお知らせメール

FAX受信「開始」設定中の着信については、電話番号表示はされません。

■ナンバー・リクエスト

非通知でかかってきた場合は、着信しないため、「非通知」等の表示はされません。

■マイナンバー

ナンバー・ディスプレイは、ひかり電話利用回線ごとのご契約となるため、契約番号・マイナンバーへの着信の区別なく表示可能な電話番号を表示します。

■指定着信機能

指定着信番号は表示されません。

ご注意ください

国内の加入電話や携帯電話から発信された場合、「0」以外から始まる番号が表示されることはありません。

「0」以外から始まる番号が表示されているにもかかわらず、通話先が警察や官公庁などの公的機関を名乗るなど、あたかも国内から発信しているような内容を装っている場合には、振り込め詐欺等の可能性に十分ご注意ください。

ご利用にあたっての設定方法

■電話機等の確認

- 本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器やアダプターの設置、およびその設定が必要となります。
- 通信機器にディスプレイがあってもナンバー・ディスプレイに対応していないと電話番号は表示されません。
- ナンバー・ディスプレイに対応した通信機器にはDやCD、ND、「ナンバー・ディスプレイ対応」などと表示されています。

■電話機等の接続に関する注意点

- 本サービスの工事日までに現在ご利用の電話機をナンバー・ディスプレイ対応の電話機などにお取り替えのうえナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にしてください。
- ナンバー・ディスプレイ未対応の電話機でご利用される場合は、ナンバー・ディスプレイ対応のアダプターを設置してください。

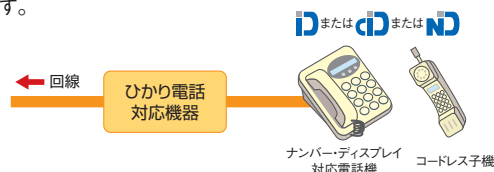
※万一、本サービスに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音に変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音に変わるまで5～6秒かかります。

※本サービスを利用している回線に本サービス対応の電話機と本サービスに対応していない自動応答端末（留守番電話機やFAXなど）を同時に接続すると、接続方法によっては番号の表示ができなかったり、途中で通話が切断される場合があります。

■電話機等の主な接続例

例1 ナンバー・ディスプレイ対応電話機を1台接続する場合

ひかり電話対応機器にナンバー・ディスプレイ対応電話機を接続します。電話機にコードレス子機がセットになっている場合は、親機を接続します。



例2 加入電話機とナンバー・ディスプレイ対応アダプターを接続する場合

アダプターに添付されているコードをアダプター背面の「電話回線コード差し込み口」に接続し、もう一方をひかり電話対応機器に接続します。加入電話機の電話機コードをアダプター背面の「電話機コード差し込み口」に接続します。



ご利用方法

■ディスプレイ等への表示内容

かけてきた相手が電話番号を通知するか否かによって次のような内容が表示されます。

電話種別	電話回線のご利用形態	発信時の操作	表示例
ひかり電話・ ひかり電話ネクスト・ 加入電話・ INSネット からの発信	通常通知	相手の電話番号	「0312345678」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	
	通常非通知	相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	
公衆電話からの発信		相手の電話番号	「公衆電話」、「コウシュウデンワ」 または「C」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	
国際電話などで電話番号を 通知できない通話		相手の電話番号	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」 または「O」、「S」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	

※ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

※一部通信事業者（移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む）経由の通話で電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由（「表示圏外」、「公衆電話」等）がディスプレイに表示されます。

※かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や、電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。

※電話をかけてきた相手の方がIP電話から電話をかけてきた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由（「非通知」、「表示圏外」等）については、各IP電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。（接続の可否および時期については各IP電話事業者により異なります。）

※ご利用の通信機器によっては、電話番号も電話番号を表示できない理由も表示されない場合があります。

ナンバー・リクエスト

ナンバー・リクエストの機能

電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音はなりません。(かけた方には通話料金がかかります。)

※ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには電話機による開始の設定が必要です。

例)「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」



留意事項

ご利用上の留意事項

ご利用いただくには、ナンバー・ディスプレイ★のご契約が必要です。

★ナンバー・ディスプレイのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応電話機が必要です。
※一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む)経由の通話で電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはメッセージ応答せず、そのまま着信します。
※データコネクトで着信した場合、音声メッセージでの応答はしません。

他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■キャッチホン

お話中にあとからかかってきた電話(割り込み電話)が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

■ボイスワープ

ボイスワープの転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

■迷惑電話おことわりサービス

迷惑電話リストに登録されている電話番号を「通知しない」でかけてきた電話番号の場合、迷惑電話おことわりサービスのメッセージで応答します。

■着信お知らせメール

電話をかけてきた相手が非通知により拒否された着信には、お知らせメールを送信しません。

■FAXお知らせメール

FAX受信「開始」設定であっても、FAXの発信電話番号が非通知の場合は、FAX代行受信されません。

■マイナンバー

ナンバー・リクエストは、ひかり電話利用回線ごとのご契約となるため、電話番号ごとに「ナンバー・リクエスト」のサービス開始/停止の設定をする必要はありません。

■フリーアクセス・ひかりワイド

ナンバー・リクエストが動作した時点でフリーアクセスガイダンスが送出されるため、発信者がガイダンスを聞き取りづらくなります。

ご利用方法

電話機により設定を行います。ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。

※設定の際には、プッシュ信号を送出できる電話機が必要です。

※ナンバー・リクエストの開始・停止の操作には通話料金がかかりません。

※データコネクトで発信した場合、接続できません。

開始するとき	
1 1 4 8	受話器をあげて 1 4 8 をダイヤルします。
2 ガイダンス	「ナンバー・リクエストの設定を行います。サービスの停止は 0、サービスの開始は 1 を押してください。」というガイダンスが流れます。 ※ガイダンスが流れる前に、0、1 をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。 ※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに 0、1 のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)
3 1	1 をダイヤルしてください。
4 ガイダンス	「サービスを開始します。しばらくお待ちください。」 「サービスを開始しました。」というガイダンスが流れます。 ここで電話を切ってください。 ナンバー・リクエストが開始されます。

停止するとき	
1 1 4 8	受話器をあげて 1 4 8 をダイヤルします。
2 ガイダンス	「ナンバー・リクエストの設定を行います。サービスの停止は 0、サービスの開始は 1 を押してください。」というガイダンスが流れます。 ※ガイダンスが流れる前に、0、1 をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。 ※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに 0、1 のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)
3 0	0 をダイヤルしてください。
4 ガイダンス	「サービスを停止します。しばらくお待ちください。」 「サービスを停止しました。」というガイダンスが流れます。 ここで電話を切ってください。 ナンバー・リクエストが停止されます。

「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省（現、総務省）は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省（現、総務省）は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

- 発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス（以下「発信者情報通知サービス」という。）の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報保護することを目的とする。

2. 定義

(1) 発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。）をいう。

(2) 事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(3) 記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

- (1) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3) 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人

情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1) 発信者が外部への提供について同意した場合
- (2) 法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7. 発信者個人情報の適正管理

- (1) 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1) 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあって、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

サービス
利用
マーク

- 「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。
- サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用ください。

広告使用例

ピザ配達のおオーダーは下記の電話番号へ

03-1234-5678

受付時間／午前9:00～午後9:00（月・休日を除く）

ID「ナンバーディスプレイ」を利用しています。

名刺使用例

〇〇商事

営業第一本部

〇 野 〇 夫

〒100 東京都千代田区外幸町1-1-1

(03) 1234-5678

ID「ナンバーディスプレイ」を利用しています。

ID「ナンバーディスプレイ」を利用しています。

キャッチホン

キャッチホンの機能

お話し中に他から電話がかかってきた場合、フックボタン★を押すだけで、通話相手を保留し、後からかけてきた方とお話しいただけます。

★電話機の種類によっては、フックボタンを「フラッシュ」「㊟」等と表示している場合があります。

※お待ちいただいている方には保留音が流れます。フックボタンを押すことにより、お話し相手を切り替えることができます。



留意事項

ご利用上の留意事項

- お話し中に、後からかかってきた電話に应答するため、通話相手の方にお待ちいただいている間の通話料は、
・キャッチホンご契約者からかけた電話の場合、キャッチホンご契約者のご負担になります。
・キャッチホンご契約者にかかってきた電話の場合、電話をかけてきた方のご負担になります。
- フックスイッチまたはフックボタンを長く押し続けると、電話が切れてしまうことがあります。
- お話し中に他からかけてこられた方には、呼出し音が聞こえます。なるべく早く応答してください。
- 次のようなときは、他から電話がかかってきても信号が入らないことがあります。
・受話器をとってダイヤルする前の発信音が聞こえているとき。
・ダイヤル中のとき。
・相手の方のダイヤルを回し終わって、呼出し音が鳴っているとき。
・110番や119番等との通話中のとき。
- 「キャッチホン」を一時的に停止することはできません。停止する場合は、ご契約を廃止する必要があります。再度キャッチホンをご利用する場合は、お申し込みと工事費が必要です。ただし、「ひかり電話A(エース)」に含まれる「キャッチホン」機能を停止されたい場合については、「0120-116116」へご連絡いただくことで停止することが可能です。

テレビ電話

- 通話または通信中に、キャッチホンによるテレビ電話を受けることはできません。音声通話となります。
- テレビ電話対応機器でテレビ電話通話中は、キャッチホンによる通話（音声通話、テレビ電話）を受けることはできません。また、割込通知音が聞こえません。

高音質電話

- 通話または通信中に、キャッチホンによる高音質電話を受けることはできません。標準音声での通話となります。
- IP電話会議装置「MEETING BOX」で高音質電話中は、キャッチホンによる通話（音声通話、テレビ電話）を受けることはできません。また、割込通知音が聞こえません。

データコネクト

通話または通信中にデータコネクトで着信した場合、キャッチホンは作動しません。

他の付加サービス等と併せてご利用の場合の留意事項

ナンバー・ディスプレイ

- 割り込み着信に対する電話番号は表示されません。
- ひかり電話対応機器の「キャッチホン・ディスプレイ」機能を使用することで、キャッチホン等での割り込み着信の際にも、「ナンバー・ディスプレイ」による電話番号を表示します。
※初期設定では、キャッチホン・ディスプレイを「使用しない」に設定されています。
※キャッチホン・ディスプレイ対応の電話機が必要となります。
※ひかり電話対応機器「PR-200NE」「RV-230シリーズ」「RT-200シリーズ」をご利用の方は、最新のファームウェアにバージョンアップすることをご利用いただけます。

ナンバー・リクエスト

お話し中にあとからかかってきた電話（割り込み電話）が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

ボイスワープ

- 無条件転送設定時
キャッチホンは作動しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。
1コール目:転送先へ転送中 2コール目:発信者に話中音を返します。

無応答時転送設定時

設定された呼び出し秒数以内にフッキング操作を行えば割り込み可能です。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。
1コール目:通話中 2コール目:割り込み音が入ります。

話中時転送設定時

キャッチホンは作動しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。
1コール目:通話中 2コール目:転送先へ転送します。

- ご利用にあたっての設定中（例えば、転送先電話番号の登録中など）には、キャッチホン等は作動せず割り込み音は鳴りません。

迷惑電話おことわりサービス

- 「迷惑電話リスト」に登録された相手による割り込み時は「迷惑電話拒否」が優先されます。
- 「迷惑電話リスト」に登録する場合、キャッチホンにより応答した通話相手（第三者）が登録対象となり、最初の通話相手は登録できません。

着信お知らせメール

キャッチホンにより切り替えて通話した場合も、切り替えず通話しなかった場合も、どちらもお知らせメールを送信します。

FAXお知らせメール

FAX受信「開始」設定中、電話の通話中に音声による通常の電話がかかってきても、割り込み音（ツ〜ブブッ、ブブッ）は聞こえず、後からかかってきた方との通話ができません。

ダブルチャネル

2チャネルとも通話中のときにキャッチホンが作動します。
1チャネルのみ通話中の場合はキャッチホンは作動しません。ただし、ひかり電話対応機器の割込音通知設定をすることにより、キャッチホン相当の機能がご利用になれます。

指定着信機能

指定着信番号へ着信した場合は、キャッチホンはご利用できません。

ご利用方法

電話機等

ご利用前に、特別な設定は不要です。

通話中に、他から電話がかかってくると



通話中の受話器から「ツ〜、ブブッ、ブブッ…」という割込音が聞こえます。
(後からかけてきた方には、通常の呼出し音「ブルルル…」が聞こえています。)

お話し中の相手にお待ちいただき、後からかかってきた電話に应答したい場合

- 1 お話し中の相手にそのままお待ちいただく了解を得て
- 2 フックスイッチ（受話器を置くところ）またはフックボタンを1回押します。
(電話機によっては、フックボタンを「フラッシュ」「㊟」等と表示している場合があります。)
- 3 後からかかってきた電話に应答できます。
(お待ちいただいている方には保留音のメロディ等が流れます。)
- 4 後からかかってきた方のお話しが終わりましたら、フックスイッチまたはフックボタンをもう一回押します。
- 5 最初にお話しの方との通話に戻ります。

※最初にお話しの方にお待ちいただいている間も、電話をかけた方に通話料がかかります。

お話し中の通話を終了し、後からかかってきた電話に应答したい場合

- 1 お話し中の通話を終了し、受話器を置くすぐにお客さまの電話のベルが鳴ります。
- 2 受話器をとると、かかってきた電話に应答できます。

※電話のベルを確認せずフックスイッチまたはフックボタンで通話相手を切替えますと、キャッチホン機能がはたらき最初にお話しした相手の方が受話器をおくまで、最初の通話が保留され通話料がかかります。

ボイスワープ

ボイスワープの機能

自宅や事務所にかかってきた電話をあらかじめ指定した電話番号へ転送できるサービスです。楽しい会話やビジネスチャンスを逃しません。

※ひかり電話ご契約電話番号およびマイナナンバーごとのご契約・設定が必要です。



転送機能

自動転送機能

かかってきた電話を全て転送します。



セレクト機能

あらかじめ登録してある電話番号からかかってきた場合、登録電話番号のみを着信または転送します。
※かかってきた方の電話番号が非通知の場合、転送されません。

【登録番号転送】



【登録番号着信】



転送方法

自動転送機能、セレクト機能それぞれで、以下の転送方法のいずれかを組み合わせてご利用いただけます。

呼び出し音を鳴らさずに転送 無条件転送

転送元の電話を鳴らさずにかかってきた電話を転送先へ直接転送します。



一定時間呼び出し音を鳴らしてから転送 無応答時転送

転送元の電話を一定時間鳴らした後に転送します。呼び出し音が鳴っている間に受話器をあげると、電話をかけてきた方とお話ができます。



お話し中のときに転送 話中時転送

お客さまがお話し中でふさがっているとだけ、転送します。



一定時間呼び出し音を鳴らしてから、 またはお話し中のときに転送 無応答時転送+話中時転送

転送元の電話を一定時間鳴らした後、またはお話し中でふさがっているときに転送します。



設定操作

上記の転送機能、転送方法は下記の操作方法で設定できます。

電話を利用した設定操作

転送元の電話から、音声ガイダンスに沿ったダイヤル操作で設定が行えます。



【外出先など別の電話からの操作(リモートコントロール機能)】

外出先などの別の電話(スマートフォン等)から、音声ガイダンスに沿ったダイヤル操作で、転送の開始/停止、転送先の変更の設定が行えます。



インターネットを利用した設定操作

インターネットを利用できるパソコン/スマートフォンから、Webブラウザ操作で設定が行えます。



※一部のパソコン/スマートフォンからはご利用になれません。

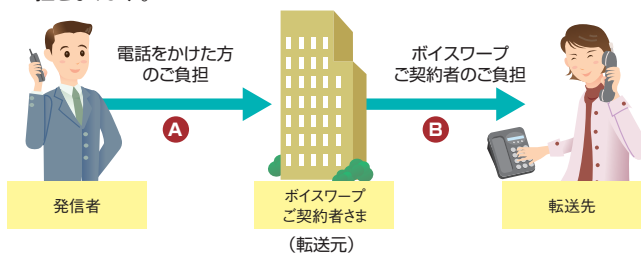
ご利用のブラウザで、「TLS 1.2」の使用が有効となっている必要があります。(設定内容は、コントロールパネル「インターネットオプション」の「詳細設定」で確認できます)

留意事項

ご利用上の留意事項

ひかり電話ボイスワープの転送設定は、契約回線に接続されている電話機もしくはひかり電話設定サイトから実施できます。ひかり電話設定サイトをご利用いただくことで、設置場所以外の場所からでも遠隔で転送設定をすることが可能になりますので、予め、ひかり電話設定サイトへのログイン設定を実施いただくことをお勧めします。

- 加入電話、INSネットの付加サービス「ボイスワープ」と一部機能が異なります。詳しくはP.31をご覧ください。
- 同一電話番号で、FAXお知らせメールとの同時契約はできません。
- キャッチホン、ナンバー・リクエスト、迷惑電話おことわりサービスをご利用中はボイスワープが作動しない場合があります。
- 通常の電話の場合に比べ、転送する場合には電話をかけた方から転送先につながるまでに時間がかかります。
- ボイスワープご契約者までの通話料金 (A) は、発信者のご負担となります。ボイスワープご契約者から転送先まで (B) は、ご契約者のご負担となります。



- 転送中も、ボイスワープご契約者の電話から電話をかけることができます。
- 発信者が電話番号を通知する場合、転送元・転送先へ通知される電話番号は発信者の電話番号となります。発信者の電話番号が非通知の場合、転送元・転送先への通知は行いません。
- 「ひかり電話」の基本契約が一時中断の場合、「ボイスワープ」は廃止となります。一時中断中の転送はいたしません。
- 転送先への転送理由の通知は行いません。
- 発信者がかけた電話が転送されている旨を発信者および転送先に通知するアナウンスはありません。
- 同時転送可能数
同時に転送できる通話の数は、同時に利用可能な通話数となります。(基本契約は通話数1、ダブルチャネルをご契約の場合は通話数2)
★1★2
なお、基本契約の場合は2つめ、ダブルチャネルご契約の場合は3つめの転送対象通話については転送されません。★3
★1 転送元が応答したか否かに関わらず、1契約につき1つもしくは2つまでとなります。
★2 転送中であっても、発信および転送対象通話以外の着信は可能です。
★3 「無応答時転送」の場合は、転送元を呼び出し続けます。それ以外の転送方法の場合は、発信者に話中音を通知します。
- 最大転送回数
転送された通話を転送先において、さらに別の転送先へ転送する場合、最大転送回数は5回までに制限されます。6回目の転送を行おうとすると、発信者に話中音を通知します。
- 転送された通話を、転送先においてさらに別の転送先に転送する場合には、通話品質は保証いたしかねます。

話中時転送

話中時転送設定している電話番号を、着信電話番号として設定されているひかり電話対応機器のポートに、電話機等が接続されていない状態で、その電話番号に着信があった場合、発信側には呼出音が流れ話中とならないため、話中時転送はいたしません。

- 無応答時転送設定中に回線やルータ等の故障があった場合は、転送されません。ただし、無条件転送設定中であれば、回線やルータ等に故障があった場合でも転送することが可能です。

※ひかり電話設定サイトから無条件転送へ設定変更することができます。

- お客さまが今お使いの電話機、FAX等の機種によっては、ボイスワープをご利用できない、または設定の変更等が必要となる場合があります。
- 当社以外の電話会社の回線を経由した通話については、登録番号転送(着信)機能が作動しない場合があります。

転送先規制番号

以下の転送先規制番号は「転送先リスト」に登録できません。

区分	転送先規制番号	サービス
00XY系	00XY(全事業者の番号)	事業者接続
0AO系	010	国際接続
0ABO系	0120	着信課金サービス
	0800	
	0570	特定番号着信サービス
	0180	テレホン
	0990	災害募金番組
1XY系	1XY	全て
#ABCD	#ABCD	全て

※詳細は「接続できない番号について」(P.3)をご覧ください。

- 転送先からの申し出があり、必要な場合には、お客さま(ご契約者)に代わって転送を停止することがあります。

他の付加サービス等と併せてご利用の場合の留意事項

ナンバー・リクエスト

電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

キャッチホン

無条件転送設定時

キャッチホンは作動しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。

- 1コール目:転送先へ転送中
- 2コール目:発信者に話中音を返します。

無応答時転送設定時

設定された呼び出し秒数以内にフッキング操作を行えば割り込み可能です。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。

- 1コール目:通話中
- 2コール目:割り込み音が入ります。

話中時転送設定時

キャッチホンは作動しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。

- 1コール目:通話中
- 2コール目:転送先へ転送します。

- ご利用にあたっての設定中(例えば、転送先電話番号の登録中など)には、キャッチホン等は作動せず割り込み音は鳴りません。

■ 迷惑電話おことわりサービス

「迷惑電話リスト」に登録されている電話番号からかかってきた場合、迷惑電話おことわりサービスが優先され、メッセージで応答するため着信・転送しません。

■ 着信お知らせメール

転送条件にかかわらず全てお知らせメールを送信します。ただし、転送先が話し中などで転送されなかった場合を除きます。

■ FAXお知らせメール

同一電話番号でFAXお知らせメールとの同時契約はできません。

■ マイナンバー

ボイスワープを利用したい電話番号ごとにご契約と設定が必要です。

■ ダブルチャネル

● 無条件転送設定時

最大2コール目まで、転送されます。

● 無応答時転送設定時

最大2コール目まで、設定された時間経過後の着信コールについて転送されます。

着信時に2チャネルとも通話中であった場合は、話し中となり、転送されません。

● 話中時転送設定時

話中時転送設定をしている電話番号に着信可能な端末が、全て通話中の場合、最大2コール目まで転送されます。

● 指定転送設定時

設定された転送方法（無条件転送、無応答時転送、話中時転送）の動作条件と同じです。

■ 指定着信機能

指定着信番号は転送されません。

参考 ひかり電話「ボイスワープ」と加入電話「ボイスワープ」および「INSボイスワープ」との違い

加入電話「ボイスワープ」および「INSボイスワープ」とは以下のとおり、一部サービス内容が異なります。

内 容			ひかり電話 ボイスワープ	加入電話 ボイスワープ	INSボイスワープ
機 能	転送方法	無条件転送	あり	あり	あり
		無応答時転送	あり	あり	あり
		話中時転送	あり	なし	あり
		指定転送	あり	なし(ボイスワープセレクトにて提供)	なし(INSボイスワープセレクトにて提供)
		応答後転送	なし	あり	なし
	転送トーク		なし	あり	あり
	転送元案内トーク		なし	あり	あり
	転送元電話番号通知		なし	あり ※転送先で転送元番号受信サービスの契約、対応機器が必要	あり ※転送先で転送元番号受信サービスの契約、対応機器が必要
	転送先リストへの登録可能数		4件	5件	5件
	無条件転送時の「解除忘れ防止音」		なし	あり	なし
操 作	無応答転送時の転送タイミング設定		秒数設定(5～60秒)で 1秒単位に指定	呼び出し回数設定(1～9回)	秒数設定(5～60秒)で 5秒単位に指定
	転送設定ごとのボイスワープ契約 電話番号設定		不要	不要	不要
	転送開始ごとの転送条件設定		要	不要	要
	外出先など別の電話からの操作 (リモートコントロール機能)		可 ・ リモートコントロール用アクセス 番号へのダイヤル	可 ・ リモートコントロール用アクセス 番号へのダイヤル ・ 加入電話・INSネット回線から 「142+7」へのダイヤル	可 ・ リモートコントロール用アクセス 番号へのダイヤル ・ 加入電話・INSネット回線から 「142+7」へのダイヤル
	インターネットによる操作		一部可	不可	不可

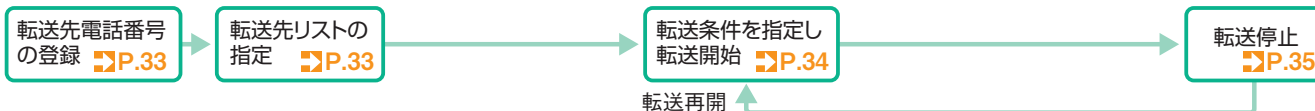
9 ボイスワープ



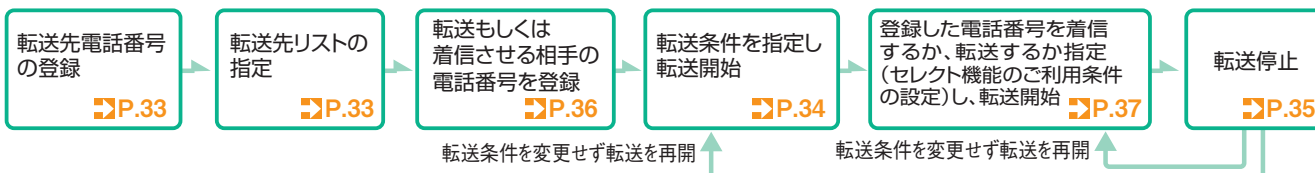
電話を利用した各種設定操作について

ご利用開始までの流れ

■かかってきた電話をすべて転送させる場合(自動転送機能)



■セレクト機能を使用する場合



●設定早見表

設定の際にはブッシュ信号を送出できる電話機が必要です。また、ブッシュ信号の送出にあたり電話機の設定が必要な場合がありますので、詳細は電話機の取扱説明書などをご覧ください。

※ご契約時は転送機能が停止状態です。ご利用にあたっては、最初に転送先電話番号の登録、お客さまの用途にあわせた転送方法の選択、転送開始の設定等を行っていただく必要があります。
※データコネクで発信した場合、接続できません。

機 能			操作方法		初期設定	ページ
かかってきた電話番号をすべて転送させる（自動転送機能）						
転送先 電話番号の 登録・指定 を行う	転送先の電話番号を1つ登録する		1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 2 ▶ 登録する電話番号 + # ▶ 1		—	P.33
	転送先リスト「1～4」から電話番号を1つ指定する		1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 4 ▶ 1 ▶ 1～4 ▶ 1		—	P.33
	転送先の電話番号を複数登録する		1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 4 ▶ 0 ▶ 2～4 ▶ 転送先電話番号 + # ▶ 1		—	P.34
転送の開始・ 停止を行う	転送方法を 指定し、 転送を開始 する	呼び出さずに転送する（無条件転送）	1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 1 ▶ 1		停止	P.34
		呼び出してから転送する（無応答時転送）	1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 1 ▶ 2		停止	P.34
		お話し中のときに転送する（話中時転送）	1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 1 ▶ 3		停止	P.34
		呼び出してからもしくはお話し中のときに転送 する（無応答時転送と話中時転送の併用）	1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 1 ▶ 4		停止	P.34
	転送を停止する		1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 0		停止	P.35
	その他 設定・確認	無応答時転送の際の呼び出し秒数を設定する		1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 3 ▶ 5～6 0 + # ▶ 1		5秒
設定状況の 確認		転送先番号・リストの確認	1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 8 ▶ 0		—	P.35
		転送条件の確認	1 4 2 ▶（ボイスワープご契約電話番号 + #）▶ 8 ▶ 1		—	P.35
他の電話番号の設定を行う		1 4 2 ▶ 5 ▶ 設定する電話番号 + #		—	—	

あらかじめ登録した電話番号からかかってきた場合だけ転送または着信させる(セレクト機能)

転送または着信させる電話番号の登録・削除を行う	登録リストに電話番号を登録する(最大30番号)		1 4 7 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 2 ▶ 登録する電話番号 + # ▶ 1		—	P.36
	登録リストから電話番号を削除する		1 4 7 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 9 ▶ 削除する電話番号 + # ▶ 1		—	P.36
	登録した番号だけを転送させる		1 4 7 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 3 ▶ 1		停止	P.37
転送の開始・停止を行う	登録した番号を着信させる		1 4 7 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 3 ▶ 2		停止	P.37
	セレクト機能を停止させる		1 4 7 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 3 ▶ 0		停止	P.37
	登録した電話番号の確認		1 4 7 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 8		—	P.37
その他確認	他の電話番号の設定を行う		1 4 7 ▶ 5 ▶ 設定する電話番号 + #		—	—

リモートコントロール機能を利用する

利用の開始・停止を行う ※ご契約回線から行います	ご利用になる場合 (あわせて暗証番号を登録します。暗証番号の変更時も同じ操作です。)		1 4 2 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 4 ▶ 3 ▶ 1 ▶ 暗証番号 + # ▶ 1		なし	P.38
	ご利用にならない場合		1 4 2 ▶ (ボイスワープご契約電話番号 + #) ▶ 4 ▶ 3 ▶ 0		なし	P.38
転送先の指定、転送の開始・停止を行う ※外出先から行います	転送先リスト「1～4」から電話番号を1つ指定する		リモコン用アクセス番号 ▶ ボイスワープご契約電話番号 + # ▶ 暗証番号 + # ▶ 2 ▶ 1～4 ▶ 1		—	P.39
	転送を開始する		リモコン用アクセス番号 ▶ ボイスワープご契約電話番号 + # ▶ 暗証番号 + # ▶ 1		—	P.39
	転送を停止する		リモコン用アクセス番号 ▶ ボイスワープご契約電話番号 + # ▶ 暗証番号 + # ▶ 0		—	P.39

凡例 ▶: ガイダンスが流れます。 **ボイスワープご契約電話番号**※ マイナンバーをご契約いただき、ボイスワープをご契約いただいている電話番号を通知番号として設定していない場合、設定を行いたいボイスワープをご契約いただいている電話番号の入力が必要です。



電話を利用した各種設定操作について

自動転送機能に関する設定(2)

転送先の電話番号を複数登録する

転送先リスト番号2～4へ、複数の電話番号を登録します。

1 受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は[0]、サービスの開始は[1]、転送先の登録は[2]、呼び出し秒数の設定は[3]、その他各種設定は[4]、設定状況の確認は[8]を押してください。』



お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 4 をダイヤル

ガイダンス

『各種設定を行います。転送先電話番号の登録は[0]、転送先の指定は[1]、リモートコントロールの設定は[3]を押してください。』

3 0 をダイヤル

ガイダンス

『転送先電話番号の登録を行います。転送先リスト番号の[2]から[4]のいずれかを押してください。』

4 2 ～ 4 のいずれかをダイヤル

ガイダンス

『転送先電話番号を市外局番から入力し、最後に[#]を押してください。』

5 転送先電話番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『登録先リストは△、転送先電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ[1]、入力直す場合は[2]、本設定を中断する場合はそれ以外を押してください。』

6 1 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。転送先電話番号の登録が完了しました。設定メニューに戻る場合は[0]、終了する場合は[0以外]を押すか受話器を置いてください。』

7 0 以外 をダイヤル

ガイダンス

『ご利用ありがとうございました。』

登録完了

転送方法を指定し、転送を開始する

転送方法を以下の4つから指定し、転送を開始します。

- ・無条件転送(呼び出さずに転送します)
- ・無応答時転送(呼び出してから転送します)
- ・話中時転送(お話し中のときに転送します)
- ・無応答時転送と話中時転送を組み合わせる(呼び出してから、もしくはお話し中のときに転送します)

※ご契約時のサービスの状態は転送「停止」に設定されています。

1 受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は[0]、サービスの開始は[1]、転送先の登録は[2]、呼び出し秒数の設定は[3]、その他各種設定は[4]、設定状況の確認は[8]を押してください。』



お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 1 をダイヤル

ガイダンス

『転送条件を設定し、サービスを開始します。無条件転送は[1]、無応答時転送は[2]、話中時転送は[3]、無応答時転送と話中時転送の併用は[4]を押してください。』

3 1 ～ 4 のいずれかをダイヤル

ガイダンス

『サービスを開始しました。サービスメニューに戻る場合は[0]、終了する場合は[0以外]を押すか受話器を置いてください。』

設定完了

※転送先電話番号を登録しないで転送の開始操作を行った場合には、2のダイヤル後に「転送先の電話番号が登録されていません。」というガイダンスが流れます。



電話を利用した各種設定操作について

自動転送機能に関する設定(3)

転送を停止する

転送を停止します。

※ご契約時のサービスの状態は転送「停止」に設定されています。

1 受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は 0、サービスの開始は 1、転送先の登録は 2、呼び出し秒数の設定は 3、その他各種設定は 4、設定状況の確認は 8 を押してください。』

！ お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 0 をダイヤル

ガイダンス

『サービスを停止します。しばらくお待ちください。サービスを停止しました。サービスメニューに戻る場合は 0、終了する場合は 0 以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了

無応答時転送の呼び出し秒数を設定する

無応答時転送の呼び出し秒数を設定します。

※ご契約時のサービスの状態は呼び出し秒数が「5秒」に設定されています。

1 受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は 0、サービスの開始は 1、転送先の登録は 2、呼び出し秒数の設定は 3、その他各種設定は 4、設定状況の確認は 8 を押してください。』

！ お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 3 をダイヤル

ガイダンス

『呼び出し秒数の設定を行います。呼び出し秒数を 5 から 60 秒の範囲で入力し、最後に # を押してください。』

3 5 ～ 6 0 + # をダイヤル

ガイダンス

『入力された秒数は××です。よろしければ 1、入力し直す場合は 2、本設定を中断する場合はそれ以外を押してください。』

4 1 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。呼び出し秒数設定が完了しました。サービスメニューに戻る場合は 0、終了する場合は 0 以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了

設定状況を確認する

自動転送における設定状況を確認します。

1 受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は 0、サービスの開始は 1、転送先の登録は 2、呼び出し秒数の設定は 3、その他各種設定は 4、設定状況の確認は 8 を押してください。』

！ お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 8 をダイヤル

ガイダンス

『現在、サービスは開始(停止)中です。転送先リスト番号△番の△△△△△△△△△△です。呼び出し秒数は××秒です。設定状況の確認を行います。転送先番号の確認は 0、転送条件の確認は 1 を押してください。』

3 0 または 1 のいずれかをダイヤル

ガイダンス

0 を押した場合(転送先番号の確認)

『転送先電話番号の確認を行います。登録されている電話番号は、次のとおりです。転送先リスト1番は△△△△△△△△△△△△△△です。転送先リスト2番は△△△△△△△△△△△△△△です。転送先リスト3番……。』

1 を押した場合(転送条件の確認)

『転送条件の確認を行います。登録されている転送条件は次のとおりです。無条件転送モードは……。』

ガイダンス

『設定メニューに戻る場合は 0、終了する場合は 0 以外を押すか受話器を置いてください。』

確認完了



電話を利用した各種設定操作について

セレクト機能に関する設定(1)

登録リストに電話番号を登録する

登録リストに転送、もしくは着信させたい電話番号を登録します。登録できる数は最大30番号です。

1 受話器をあげて 1 4 7 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープセレクト機能の設定を行います。電話番号の登録は2、各種設定は3、登録電話番号の確認は8、登録電話番号の削除は9を押してください。』



お客様のご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 2 をダイヤル

ガイダンス

『登録する電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。』

3 登録する電話番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『入力された電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ1を、入力直す場合は2、本設定を中断する場合はそれ以外を押してください。』

4 1 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。電話番号の登録が完了しました。サービスメニューに戻る場合は0、終了する場合は0以外を押すか受話器を置いてください。』

登録完了

※登録リストに登録されている電話番号が満杯の場合、3で登録する電話番号をダイヤルした後、「登録件数が30件を超えました。登録されているいずれかの電話番号を削除してから登録してください。」というガイダンスが流れます。登録リストの削除方法は右記を参照してください。

登録リストから電話番号を削除する

登録リストに登録している電話番号を削除します。

1 受話器をあげて 1 4 7 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープセレクト機能の設定を行います。電話番号の登録は2、各種設定は3、登録電話番号の確認は8、登録電話番号の削除は9を押してください。』



お客様のご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 9 をダイヤル

ガイダンス

『削除する電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。』

3 削除する電話番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『入力された電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ1を、入力直す場合は2、本設定を中断する場合はそれ以外を押してください。』

4 1 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。電話番号の削除が完了しました。サービスメニューに戻る場合は0、終了する場合は0以外を押すか受話器を置いてください。』

削除完了

※登録リストに登録されている電話番号がない場合、3で削除する電話番号をダイヤルした後「電話番号の削除に失敗しました。」というガイダンスが流れます。



電話を利用した各種設定操作について

セレクト機能に関する設定(2)

登録した電話番号を転送するか着信するか指定する

登録した電話番号を転送するか着信するか(セレクト機能のご利用条件)を設定します。セレクト機能のご利用条件は以下の3つです。

- ・登録番号を転送
- ・登録番号を着信(登録していない番号を転送)
- ・セレクト機能を停止

※ご契約時はセレクト機能停止の状態に設定されています。

1 受話器をあけて 1 4 7 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープセレクト機能の設定を行います。電話番号の登録は[2]、各種設定は[3]、登録電話番号の確認は[8]、登録電話番号の削除は[9]を押してください。』

! お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 3 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープセレクト機能の停止は[0]、登録した電話番号を転送させる場合は[1]、登録していない電話番号を転送させる場合は[2]を押してください。』

3 0 ~ 2 のいずれかをダイヤル

ガイダンス

0 を押した場合(停止)

『ボイスワープセレクト機能を停止します。しばらくお待ちください。ボイスワープセレクト機能を停止しました。』

1 を押した場合(登録した電話番号を転送)

『登録した電話番号を転送する設定を実施します。しばらくお待ちください。登録した電話番号を転送するに設定しました。』

2 を押した場合(登録した電話番号を着信)

『登録していない電話番号を転送する設定を実施します。しばらくお待ちください。登録していない電話番号を転送するに設定しました。』

! 1 もしくは 2 を設定すると、セレクト機能で設定した条件および設定されている転送方法(無条件転送等)で転送が開始となります。

ガイダンス

『サービスメニューに戻る場合は[0]、終了する場合は[0]以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了

- ※登録した電話番号を転送する設定の場合、登録リストの電話番号と発信者の電話番号が一致したときは転送しますが、不一致の場合は、転送元に着信します。登録していない電話番号を転送する設定の場合、登録リストの電話番号と発信者の電話番号が一致したときは、転送元に着信しますが、不一致の場合は、転送します。
- ※登録番号転送により電話を転送中に、転送元へ登録リストに未登録の電話番号から電話がかかってきた場合、そのまま着信します。また、登録番号着信(未登録番号を転送)により電話を転送中、転送元に登録リストに登録されている電話番号からかかってきた場合、そのまま着信します。
- ※弊社以外の電話会社の回線を経由した通話については、セレクト機能をご利用できない場合があります。
- ※電話番号「非通知」の通話は、転送機能は動作せず全て着信となります。

登録リストに登録されている電話番号を確認する

セレクト機能の登録リストに登録されている電話番号を確認します。

1 受話器をあけて 1 4 7 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープセレクト機能の設定を行います。電話番号の登録は[2]、各種設定は[3]、登録電話番号の確認は[8]、登録電話番号の削除は[9]を押してください。』

! お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 8 をダイヤル

ガイダンス

『登録電話番号の確認を実施します。しばらくお待ちください。現在登録されている電話番号は△△△△△△△△△△、△△△△△△△△△△、△△△△△△△△△△…です。サービスメニューに戻る場合は[0]、終了する場合は[0]以外を押すか受話器を置いてください。』

確認完了

※登録リストに登録番号がない場合、2 のダイヤル後に「現在登録されている電話番号はありません。」というガイダンスが流れます。



電話を利用した各種設定操作について

リモートコントロールに関する設定およびご利用方法(1)

リモートコントロールの設定をする

外出先から転送開始／停止を設定できるようにリモートコントロール利用の設定を行います。

暗証番号の設定(数字4桁)も同時に行います。

※ご契約時はリモートコントロールを利用しない状態に設定されています。

1 受話器をあけて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は[0]、サービスの開始は[1]、転送先の登録は[2]、呼び出し秒数の設定は[3]、その他各種設定は[4]、設定状況の確認は[8]を押してください。』



お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 4 をダイヤル

ガイダンス

『各種設定を行います。転送先電話番号の登録は[0]、転送先の指定は[1]、リモートコントロールの設定は[3]を押してください。』

3 3 をダイヤル

ガイダンス

『リモートコントロール利用の設定を行います。リモートコントロールを利用しない場合は[0]、利用する場合は[1]を押してください。』

4 1 をダイヤル

ガイダンス

『暗証番号の登録を行います。暗証番号を4桁で入力し、最後に[#]を押してください。』

5 暗証番号 + # をダイヤル

※暗証番号は、「*」「#」「ゾロ目」および「ボイスワープ契約電話番号の下4桁」は指定できません。

ガイダンス

『入力された暗証番号は△△△△です。よろしければ[1]、入力し直す場合は[2]、本設定を中断する場合はそれ以外を押してください。』

6 1 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。暗証番号を登録し、リモートコントロールを利用するに設定しました。設定メニューに戻る場合は[0]、終了する場合は[0]以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了



リモートコントロールによるセレクト機能の開始・停止はできません。

リモートコントロールの利用を停止する

リモートコントロールを利用しない設定を行います。

※ご契約時はリモートコントロールを利用しない状態に設定されています。

1 受話器をあけて 1 4 2 をダイヤル

ガイダンス

『ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は[0]、サービスの開始は[1]、転送先の登録は[2]、呼び出し秒数の設定は[3]、その他各種設定は[4]、設定状況の確認は[8]を押してください。』



お客さまのご利用状況により、ガイダンス・操作が異なる場合があります。詳細は、P.40をご覧ください。

2 4 をダイヤル

ガイダンス

『各種設定を行います。転送先電話番号の登録は[0]、転送先の指定は[1]、リモートコントロールの設定は[3]を押してください。』

3 3 をダイヤル

ガイダンス

『リモートコントロール利用の設定を行います。リモートコントロールを利用しない場合は[0]、利用する場合は[1]を押してください。』

4 0 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。リモートコントロールを利用しないに設定しました。設定メニューに戻る場合は[0]、終了する場合は[0]以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了



電話を利用した各種設定操作について

リモートコントロールに関する設定およびご利用方法(2)

外出先の電話から転送を開始／停止する

リモートコントロールを利用して転送の開始／停止を行います。(アクセス番号への通話料は有料です。)

※リモートコントロールを行うには、事前にリモートコントロールを利用する設定を行ってください。

1 受話器をあけて **リモートコントロール用アクセス番号** をダイヤル

03-6304-4141

ガイダンス

『お客さまの確認を行います。ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。』

2 ボイスワープで契約電話番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『お客さまの 暗証番号 を入力し、最後に#を押してください。』

3 暗証番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『お客さま情報の確認が終わりました。ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は0、サービスの開始は1、転送先の指定は2を押してください。』

4 0、1 のいずれかをダイヤル

ガイダンス

0を押した場合(停止)

『サービスを停止します。しばらくお待ちください。サービスを停止しました。』

1を押した場合(開始)

『サービスを開始しました。』

ガイダンス

『サービスメニューに戻る場合は0、終了する場合は0以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了

※3で暗証番号を間違えた場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」というガイダンスが流れます。

※暗証番号を4回間違えると、ご利用できなくなります。そのときには、ボイスワープを契約している回線から暗証番号の登録を再度行ってください。

※上記手順によるリモートコントロール機能は、プッシュ回線、ダイヤル回線(プッシュ信号送出機能付き端末が必要)、INSネット、スマートフォン等からのご利用が可能です。データコネクで発信した場合、接続できません。

外出先の電話から転送先を指定する

リモートコントロールを利用して転送先の指定を行います。(アクセス番号への通話料は有料です。)

※リモートコントロールを行うには、事前にリモートコントロールを利用する設定を行ってください。

1 受話器をあけて **リモートコントロール用アクセス番号** をダイヤル

03-6304-4141

ガイダンス

『お客さまの確認を行います。ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。』

2 ボイスワープで契約電話番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『お客さまの 暗証番号 を入力し、最後に#を押してください。』

3 暗証番号 + # をダイヤル

ガイダンス

『お客さま情報の確認が終わりました。ボイスワープの設定を行います。サービスの停止は0、サービスの開始は1、転送先の指定は2を押してください。』

4 2 をダイヤル

ガイダンス

『転送先の指定を行います。指定したい転送先リスト番号の1から4のいずれかを押してください。』

5 1 ~ 4 のいずれかをダイヤル

ガイダンス

『転送先リスト番号は△、転送先電話番号は△△△△△△△△△△です。なお、同時にサービスを開始いたします。よろしければ1、入力直す場合は2、本設定を中断する場合はそれ以外を押してください。』

6 1 をダイヤル

ガイダンス

『設定を更新しています。しばらくお待ちください。転送先指定が完了しました。サービスメニューに戻る場合は0、終了する場合は0以外を押すか受話器を置いてください。』

設定完了

※3で暗証番号を間違えた場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」というガイダンスが流れます。

※暗証番号を4回間違えると、ご利用できなくなります。そのときには、ボイスワープを契約している回線から暗証番号の登録を再度行ってください。

※上記手順によるリモートコントロール機能は、プッシュ回線、ダイヤル回線(プッシュ信号送出機能付き端末が必要)、INSネット、スマートフォン等からのご利用が可能です。データコネクで発信した場合、接続できません。



電話を利用した各種設定操作について

「142」「147」ダイヤル時のガイダンス・操作について

自動転送機能およびリモートコントロールに関する設定を行う「142」のダイヤル時、セレクト機能に関する設定を行う「147」のダイヤル時に、お客さまのご利用状況によってガイダンス・操作が異なる場合があります。

詳細は下記をご覧ください、ガイダンスにしたがって操作を行い、各設定の手順2へお進みください。

ご利用状況	「142」ダイヤル時	「147」ダイヤル時
「マイナンバー」をご契約されており、ボイスワープをご契約いただいている電話番号を通知番号に設定している場合★	受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル ガイダンス 『△△△△△△△△△番（ボイスワープをご契約の電話番号）のボイスワープの設定を行います。サービスの停止は[0]、サービスの開始は[1]、転送先の登録は[2]、呼び出し秒数の設定は[3]、その他各種設定は[4]、設定状況の確認は[8]、他の電話番号の設定を行う場合は[5]を押してください。』	受話器をあげて 1 4 7 をダイヤル ガイダンス 『△△△△△△△△△番（ボイスワープをご契約の電話番号）のボイスワープセレクト機能の設定を行います。電話番号の登録は[2]、各種設定は[3]、登録電話番号の確認は[8]、登録電話番号の削除は[9]、他の電話番号の設定を行う場合は[5]を押してください。』
「マイナンバー」をご契約されており、ボイスワープをご契約いただいている電話番号を通知番号に設定していない場合★	受話器をあげて 1 4 2 をダイヤル ガイダンス 『ボイスワープの設定を行います。ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に # を押してください。』 ボイスワープご契約電話番号 + # をダイヤル ガイダンス 『サービスの停止は[0]、サービスの開始は[1]、転送先の登録は[2]、呼び出し秒数の設定は[3]、その他各種設定は[4]、設定状況の確認は[8]、他の電話番号の設定を行う場合は[5]を押してください。』	受話器をあげて 1 4 7 をダイヤル ガイダンス 『ボイスワープセレクト機能の設定を行います。ボイスワープセレクト機能の設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に # を押してください。』 ボイスワープご契約電話番号 + # をダイヤル ガイダンス 『電話番号の登録は[2]、各種設定は[3]、登録電話番号の確認は[8]、登録電話番号の削除は[9]、他の電話番号の設定を行う場合は[5]を押してください。』

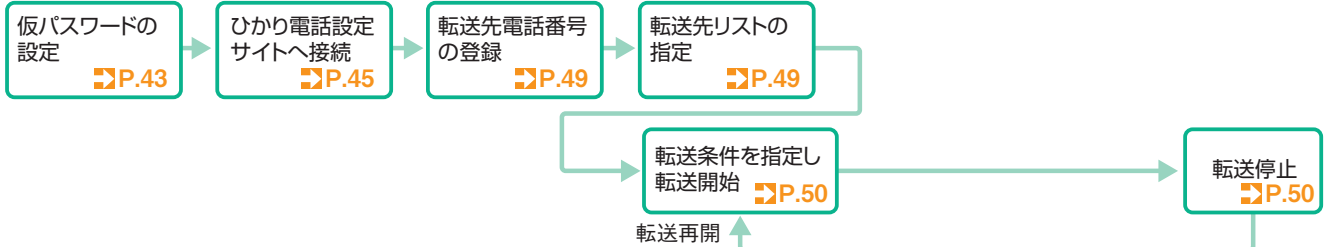
★通知番号の設定については、「電話機のダイヤル操作による設定」(P.16)をご覧ください。



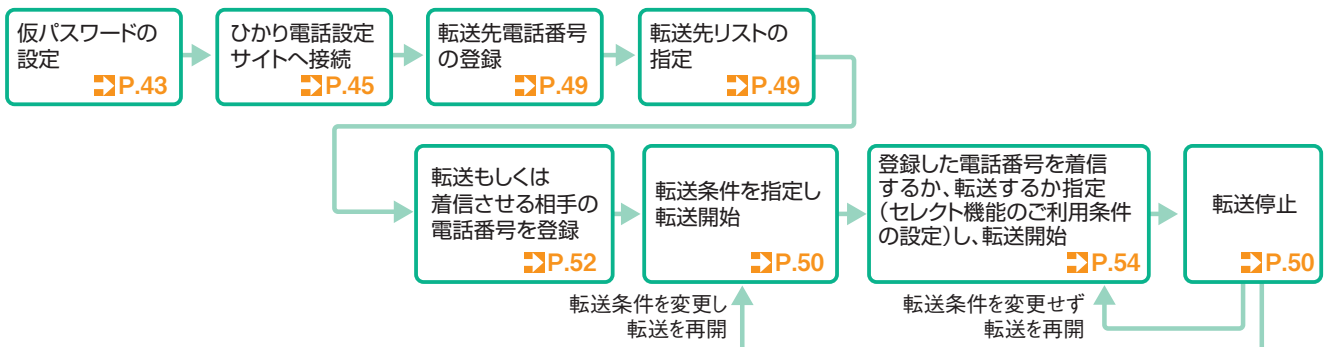
インターネットを利用した各種設定操作について

ご利用開始までの流れ

■かかってきた電話をすべて転送させる場合（自動転送機能）



■セレクト機能を使用する場合



●設定早見表

※ご契約時は転送機能が停止状態です。ご利用にあたっては、最初に転送先電話番号の登録、お客様の用途にあわせた転送方法の選択、転送開始の設定等を行っていただく必要があります。
※データコネクで発信した場合、接続できません。

機 能			「ひかり電話設定サイト」メニュー	初期設定	ページ
かかってきた電話番号をすべて転送させる（自動転送機能）					
転送先電話番号の登録・指定を行う	転送先の電話番号を登録する		転送先電話番号設定	—	P.49
	転送先リストを指定する			—	P.49
転送の開始・停止を行う	転送方法を指定し、転送を開始する	呼び出さずに転送する（無条件転送）	サービス開始／停止	停止	P.50
		呼び出してから転送する（無応答時転送）		停止	P.50
		お話し中のときに転送する（話中時転送）		停止	P.50
		呼び出してからもしくはお話し中のときに転送する（無応答時転送と話中時転送の併用）		停止	P.50
	転送を停止する			停止	P.50
その他 設定・確認	無応答時転送の際の呼び出し秒数を設定する			5秒	P.51
	設定状況の確認	転送先番号・リストの確認	転送先電話番号設定	—	P.51
		転送条件の確認	サービス開始／停止	—	P.51
あらかじめ登録した電話番号からかかってきた場合だけ転送または着信させる（セレクト機能）					
転送または着信させる電話番号の登録・削除を行う	登録リストに電話番号を登録する（最大30番号）		セレクト機能リスト設定	—	P.52
	登録リストから電話番号を削除する			—	P.53
転送の開始・停止を行う	登録した番号だけを転送させる		セレクト機能開始／停止	停止	P.54
	登録した番号を着信させる			停止	P.54
	セレクト機能を停止させる			停止	P.54
その他確認	登録した電話番号の確認		セレクト機能リスト設定	—	P.54
その他					
パスワードの変更			パスワード変更	—	P.55
認証単位の変更			認証単位変更	—	P.56
ワンタイムパスワードの各種設定・変更			ワンタイムパスワード利用選択変更	—	P.62



インターネットを利用した各種設定操作について

ひかり電話設定サイトの認証方法

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

ひかり電話設定サイトへ接続(ログイン)する際の認証方法には、「回線単位」「電話番号単位」「管理者／ユーザ単位」の3種類があります。仮パスワード設定時(P.43参照)に、お客さまのご利用方法によっていずれかの認証方法をお選びの上、ひかり電話設定サイトへ接続(ログイン)してください(P.45参照)。

回線単位	電話番号単位	管理者／ユーザ単位
ひかり電話設定サイトに契約者回線番号を入力してログインし、契約者回線番号および全ての追加番号でご利用している「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」の各種設定が可能です。	ひかり電話設定サイトに契約者回線番号または追加番号を入力してログインし、該当の電話番号でご利用中の「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」の各種設定が可能です。	ひかり電話設定サイトに契約者回線番号(管理者)を入力してログインすると契約者回線番号と全ての追加番号でご利用中の、追加番号(ユーザ)を入力してログインするとログインした追加番号のみでご利用中の、「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」の各種設定が可能です。
＜ご利用例＞ 契約者回線番号：03-0000-1111 追加番号：03-0000-2222 追加番号：03-0000-3333 各番号で「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のいずれか、または複数をご利用中		
ログイン時に 入力する番号 契約者回線番号 03-0000-1111 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333	ログイン時に 入力する番号 契約者回線番号 03-0000-1111 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333	ログイン時に 入力する番号 契約者回線番号 03-0000-1111 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333
追加番号 03-0000-2222 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333	追加番号 03-0000-2222 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333	追加番号 03-0000-2222 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333
追加番号 03-0000-3333 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333	追加番号 03-0000-3333 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333	追加番号 03-0000-3333 ログイン → 設定 契約者回線番号 03-0000-1111 追加番号 03-0000-2222 追加番号 03-0000-3333



インターネットを利用した各種設定操作について

仮パスワードの設定(1)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

インターネットを利用した各種設定操作は、パソコン・スマートフォン等からひかり電話設定サイト(<https://www.hikari.ntt-east.net>)へ接続することで、ご利用いただけます。

ひかり電話設定サイトへ接続するために必要な仮パスワードの設定手順は以下のとおりです。

！ 仮パスワードの設定には、プッシュ信号を送信できる電話機が必要です。

※仮パスワード設定用アクセス番号への通話料は有料(8.8円/3分)です。
※仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

回線単位に設定する場合

1 仮パスワード設定用アクセス番号

0 3 - 6 3 0 4 - 4 7 4 7 ヘダイヤル

※本サービスを契約している回線からダイヤルしてください。
※データコネクで発信した場合、接続できません。

ガイダンス

『仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は①、電話番号単位に設定する場合は②、管理者／ユーザ単位に設定する場合は③を入力してください。』

※認証単位についてはP.42「ひかり電話設定サイトの認証方法」を参照ください。

2 ① をダイヤル

ガイダンス

『△△△△△△△△△△番の仮パスワードの設定を行います。設定したい 仮パスワード を入力してください。』

3 仮パスワード をダイヤル

※ 仮パスワードは8桁の数字を設定してください。

ガイダンス

『確認のためにもう一度 仮パスワード を入力してください。』

※ 無効な仮パスワードを入力した場合は次のガイダンスが流れます。
『入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。』
なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

4 仮パスワード をダイヤル

ガイダンス

『△△△△△△△△△△番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。』

設定完了

電話番号単位に設定する場合

1 仮パスワード設定用アクセス番号

0 3 - 6 3 0 4 - 4 7 4 7 ヘダイヤル

※本サービスを契約している回線からダイヤルしてください。
※データコネクで発信した場合、接続できません。

ガイダンス

『仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は①、電話番号単位に設定する場合は②、管理者／ユーザ単位に設定する場合は③を入力してください。』

※認証単位についてはP.42「ひかり電話設定サイトの認証方法」を参照ください。

2 ② をダイヤル

ガイダンス

『仮パスワードを設定する 電話番号 を市外局番から入力し、最後に # を押してください。』

3 本サービスを契約している 電話番号 + # をダイヤル

※本サービスを契約している電話番号以外をダイヤルした場合は次のガイダンスが流れます。
『入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。』
なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス

『△△△△△△△△△△番の仮パスワードの設定を行います。設定したい 仮パスワード を入力してください。』

4 仮パスワード をダイヤル

※ 仮パスワードは8桁の数字を設定してください。

ガイダンス

『確認のためにもう一度 仮パスワード を入力してください。』

※ 無効な仮パスワードを入力した場合は次のガイダンスが流れます。
『入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。』
なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

5 仮パスワード をダイヤル

ガイダンス

『△△△△△△△△△△番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。』

設定完了



インターネットを利用した各種設定操作について

仮パスワードの設定(2)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

管理者／ユーザ単位に設定する場合

仮パスワード設定用アクセス番号

0 3 - 6 3 0 4 - 4 7 4 7 ヘダイヤル

※本サービスを契約している回線からダイヤルしてください。
※データコネクで発信した場合、接続できません。

ガイダンス

『仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は①、電話番号単位に設定する場合は②、**管理者／ユーザ単位に設定する場合は③**を入力してください。』

※認証単位についてはP.42「ひかり電話設定サイトの認証方法」を参照ください。

2 ③ をダイヤル

契約者回線番号が通知番号の場合、以下のガイダンス・操作が発生します(追加番号が通知番号の場合、以下のガイダンスおよび操作は発生しません)。

※通知番号についてはP.16をご覧ください。

ガイダンス

『仮パスワードを設定する **電話番号** を市外局番から入力し、最後に **#** を押してください。』

3 本サービスを契約している **電話番号** + **#** をダイヤル

※本サービスを契約している電話番号以外をダイヤルした場合は次のガイダンスが流れます。

『入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。』
なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス

『△△△△△△△△番の仮パスワードの設定を行います。
設定したい **仮パスワード** を入力してください。』

4 仮パスワード をダイヤル

※仮パスワードは8桁の数字を設定してください。

ガイダンス

『確認のためにもう一度 **仮パスワード** を入力してください。』

※無効な仮パスワードを入力した場合は次のガイダンスが流れます。

『入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。』
なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

5 仮パスワード をダイヤル

ガイダンス

『△△△△△△△△番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。』

設定完了



インターネットを利用した各種設定操作について

ひかり電話設定サイトへ接続(1)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

- はじめて接続する場合は、P.43で設定した仮パスワードを利用して接続します。
- ひかり電話設定サイトへ接続する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。
- ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく動作しない場合があります。
- ブラウザは1画面のみでご利用ください。2画面以上でご利用いただいた場合、正常に設定が反映されない場合があります。
- ログイン状態で、しばらくにも操作しなかった場合には、自動的にログアウトされます。設定作業を続ける場合には、再度ログインする必要があります。
- 同一の電話番号・パスワードで同時に複数のログインはできません。
- 設定作業を終了する際は、必ず「ログアウト」をクリックしてください。ブラウザの閉じるボタン(X)をクリックして終了した場合、再ログインが可能になるまでしばらく時間がかかる場合があります。

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続します。

※ひかり電話設定サイトへの接続は、SSLによって暗号化されています。
※一部のパソコン／スマートフォンからはご利用になれません。

パソコン／スマートフォン
の場合

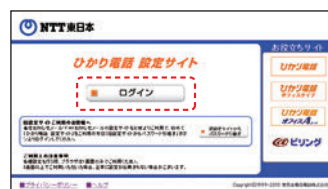
ご利用のブラウザで、「TLS1.2」の使用が有効となっている
必要があります。(設定内容は、コントロールパネル「インター
ネットオプション」の「詳細設定」で確認できます)



2 ひかり電話設定サイトにログインします。

【パソコン／スマートフォン】

「ログイン」をクリックします。



3 「電話番号」「パスワード」を入力します。

- ①「本サービスを契約している電話番号(ハイフンなし)」を半角で入力します。
- ②「パスワード(はじめて接続する場合は仮パスワード)」を半角で入力します。
- ③「ログイン」をクリックします。

※パスワードの入力を連続して10回間違えると、パスワードが無効となります。

※パスワードの有効期限は60日間です。

※仮パスワードの場合は、連続して3回間違えると、仮パスワードが無効となります。

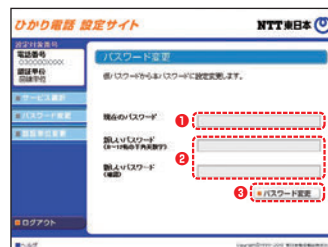
※仮パスワード設定後24時間以上経過した場合は、仮パスワードが無効となります。

※パスワード、仮パスワードが無効になった場合、または忘れてしまった場合等には、再度P.43の手順にそって仮パスワードを設定してください。



4 仮パスワードで接続した場合またはパスワードの有効期限が切れた場合は、パスワードの変更が必要です。

- ①現在のパスワードを入力する欄に、仮パスワードの場合は「仮パスワード」、有効期限切れの場合は現在ご利用中の「パスワード」を入力します。
- ②新しいパスワードを入力する欄2ヶ所に、今後接続する時に使用する「パスワード(8～12桁の半角英数字)」を入力します。
- ③「パスワード変更」をクリックします。



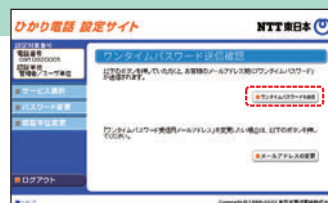
パスワードは8桁～12桁の半角英数字で設定してください。数字のみの設定はできません。なお、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくいパスワード(誕生日や電話番号以外)を設定し、定期的に変更するようにしてください。

「ワンタイムパスワードを利用する」を選択し、ワンタイムパスワード利用情報登録が完了している場合)

※ワンタイムパスワードの利用選択をしていない場合は、P.47の「ひかり電話設定サイトへ接続(ワンタイムパスワードの利用選択、初期設定)」を参照し、利用選択及び初期設定をしてください。

5 「ワンタイムパスワードを送信」をクリックします。

「ワンタイムパスワードを送信」をクリックし、ワンタイム受信用メールアドレスに届くワンタイムパスワードを確認します。



9 ボイスワープ



インターネットを利用した各種設定操作について

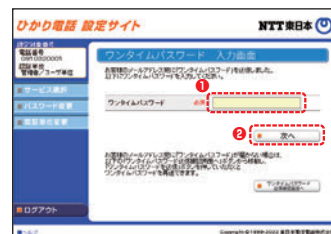
ひかり電話設定サイトへ接続(2)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

6 ワンタイムパスワードを入力します。

- 1 ワンタイムパスワードを入力します。
- 2 「次へ」をクリックし、ログイン完了となります。

※ワンタイムパスワードの有効時間は300秒です。
300秒を経過した場合は、再度ひかり電話設定サイトにログインしてワンタイムパスワードを送るお手続きをお願いします。



7 「サービス選択」をクリックします。

「サービス選択」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが表示されます。



ひかり電話設定サイトへ接続(3)

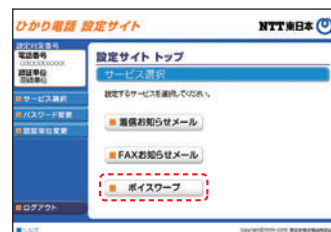
ボイスワープ

8 ボイスワープを選択します。

「ボイスワープ」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが表示されます。

【パソコン／スマートフォン】



9 設定する電話番号をクリックします。

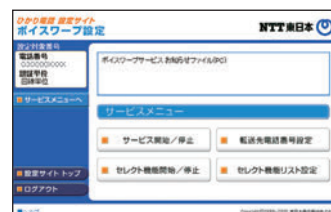
※この画面は以下の場合に表示され、操作が必要です。

- 認証単位が「回線単位」で、同一契約者回線内で1つ以上の追加番号を契約されている場合。
- 認証単位が「管理者／ユーザ単位」で、同一契約者回線内で1つ以上の追加番号を契約されており、かつ契約者回線番号でログインした場合。



10 サービス設定を行います。

「ボイスワープ」の設定については、P.49をご覧ください。





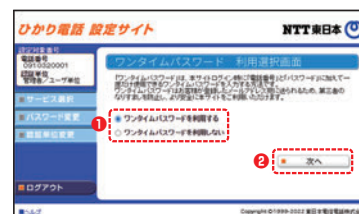
インターネットを利用した各種設定操作について

ひかり電話設定サイトへ接続(ワンタイムパスワードの利用選択、初期設定)

ワンタイムパスワード利用が未選択の場合は、ワンタイムパスワード利用選択が必要です。

- ワンタイムパスワードの利用希望に応じて「ワンタイムパスワードを利用する」もしくは「ワンタイムパスワードを利用しない」を選択します。
- 「次へ」をクリックします

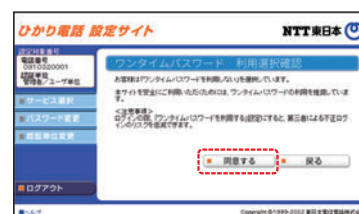
【パソコン／スマートフォン】



＜「ワンタイムパスワードを利用しない」を選択した場合＞

- 確認画面で「同意する」をクリックします。

ワンタイムパスワードを利用しないことの確認画面が表示されるので、「同意する」をクリックし、ログイン完了となります。



＜「ワンタイムパスワードを利用する」を選択した場合＞

- 仮登録情報を入力します。

- ワンタイムパスワード受信用メールアドレスを入力します。
- ワンタイムパスワード受信用メールアドレスを変更する際に利用する確認用ID、確認用パスワードを入力します。
- 「次へ」をクリックします。

※確認用IDは「8～12桁の半角英数字」の文字を登録してください。

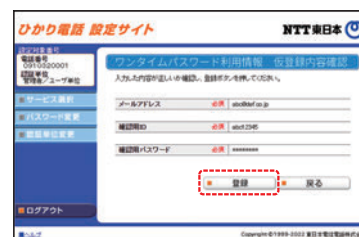
- ・英字は大文字、小文字どちらも利用できます
- ・英字大文字のみ、英字小文字のみ、数字のみは利用できません

※確認用パスワードは「8～12桁の半角英数字」の文字を登録してください。

- ・英字は大文字、小文字どちらも利用できます
- ・英字、数字の両方の文字の組み合わせが必要です



- 入力した内容が正しいことを確認し、「登録」をクリックします。

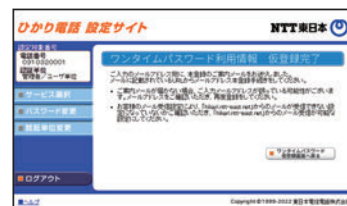


9 ボイスワープ

4 登録したワнтайм受信用メールアドレスに「メールアドレスの本登録お手続きURL」のリンクが届きます。

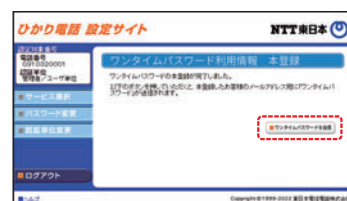
ワнтаймパスワード利用情報の仮登録完了画面が表示されるので、登録したワнтайм受信用メールアドレスに届く「メールアドレスの本登録お手続きURL」のリンクをクリックします。

※「メールアドレスの本登録お手続きURL」の有効期限は24時間です。24時間を経過した場合は、再度ひかり電話設定サイトにログインしてお手続きをお願いします。
※本画面を閉じた場合、再度ログイン操作が必要となります。



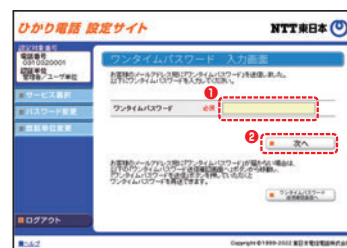
5 ワнтаймパスワードを確認します。

ワнтаймパスワード利用情報の本登録完了画面が表示されるので、「ワнтаймパスワードを送信」をクリックし、ワнтайм受信用メールアドレスに届くワнтаймパスワードを確認します。



6 ワнтаймパスワードを入力します。

- 1 ワнтаймパスワードを入力します。
- 2 「次へ」をクリックし、ログイン完了となります。





インターネットを利用した各種設定操作について

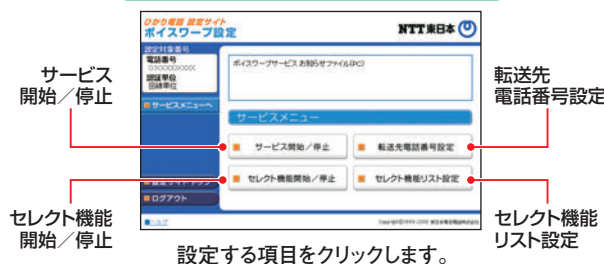
自動転送機能に関する設定(1)

- 転送先電話番号設定 転送先の電話番号を登録、転送先リストの指定を行います。
- サービス開始/停止 転送方法、転送の開始または停止、無応答時転送の呼び出し秒数の設定を行います。

パソコン/スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

サービスメニュー

【パソコン/スマートフォン】



設定する項目をクリックします。

転送先の電話番号を登録する・転送先リストを指定する

転送先リストに電話番号を登録し、転送先リスト番号1~4の中から1つを指定します。

1 転送先電話番号を登録します。

- ① サービスメニューの「転送先電話番号設定」をクリックします。
- ② 「転送先電話番号」欄に指定する電話番号(ハイフンなし)を入力します。
- ③ 転送先の「リスト番号」を選択します。
- ④ 「設定」をクリックします。

※ 転送先の電話番号を間違えますと、転送先の方にも、かけてこられた方にも迷惑がかかります。正確に登録してください。

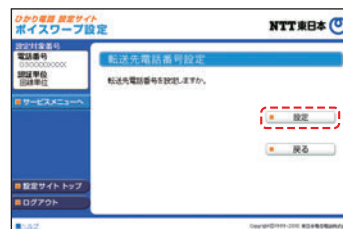
※ 100番や104番などの3ケタの番号、フリーアクセス、ナビアクセス、フリーダイヤル[®]、ナビダイヤル[®]、フリーホ、#ダイヤル、ひかり電話#ダイヤル、国際電話の番号、0070、0077、0088、001、0081等で始まる事業者接続番号等は転送先としてご利用できません。詳細は「転送先規制番号」(P.30)を参照してください。
*NTTドコモビジネスの提供商品です。

【パソコン/スマートフォン】



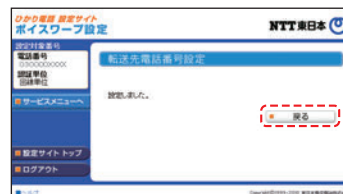
2 設定を確定します。

「設定」をクリックします。



3 設定完了

「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。





インターネットを利用した各種設定操作について

自動転送機能に関する設定(2)

パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

転送方法を指定し、転送を開始する

転送方法を4種類から選択し、転送を開始します。

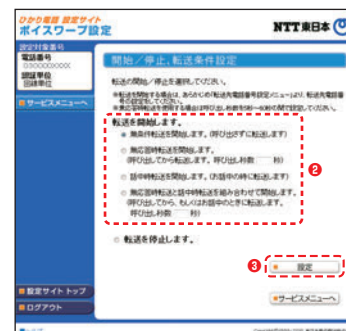
1 転送方法を指定し、転送を開始します。

- 1 サービスメニューの「サービス開始／停止」をクリックします。
- 2 転送方法を以下の4つから選択します。
 - ・無条件転送(呼び出さずに転送します)
 - ・無応答時転送(呼び出してから転送します)
 - ・話中時転送(お話し中のときに転送します)
 - ・無応答時転送と話中時転送を組み合わせる(呼び出してから、もしくはお話し中のときに転送します)
- 3 「設定」をクリックします。

※ご契約時のサービスの状態は転送「停止」に設定されています。

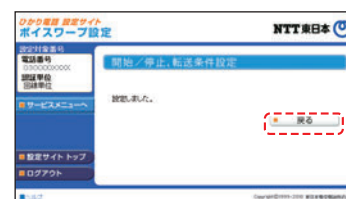
※無応答時転送または無応答時転送と話中時転送の組み合わせを選択し、呼び出し秒数を空欄のまま「設定」ボタンをクリックした場合、呼び出し秒数はご契約時のサービスの状態の「5秒」に設定されます。

【パソコン／スマートフォン】



2 設定完了

「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。



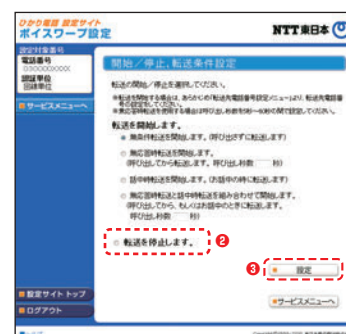
転送を停止する

1 転送を停止します。

- 1 サービスメニューの「サービス開始／停止」をクリックします。
- 2 「転送を停止します」を選択します。
- 3 「設定」をクリックします。

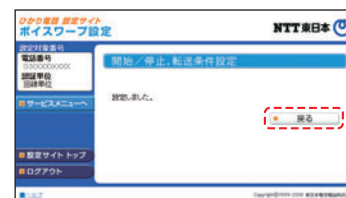
※ご契約時のサービスの状態は転送「停止」に設定されています。

【パソコン／スマートフォン】



2 設定完了

「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。





インターネットを利用した各種設定操作について

自動転送機能に関する設定(3)

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

無応答時転送の呼び出し秒数を設定する

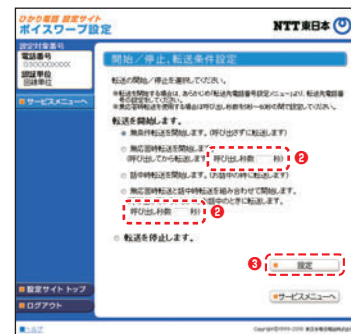
呼び出し秒数を設定します。

【パソコン／スマートフォン】

- ① サービスメニューの「サービス開始／停止」をクリックします。
- ② 「無応答時転送」または「無応答時転送と話中時転送を組み合わせる」の呼び出し秒数を入力します(5～60秒)。
- ③ 「設定」ボタンをクリックします。

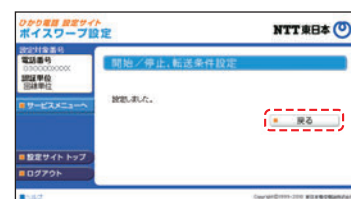
※ご契約時のサービスの状態は呼び出し秒数が「5秒」に設定されています。

※呼び出し秒数を空欄のまま「設定」ボタンをクリックした場合、呼び出し秒数はご契約時のサービスの状態の「5秒」に設定されます。



2 設定完了

「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。



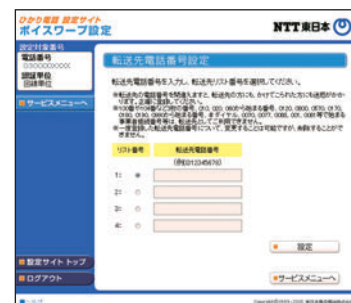
設定状況を確認する

設定状況を確認します。

【パソコン／スマートフォン】

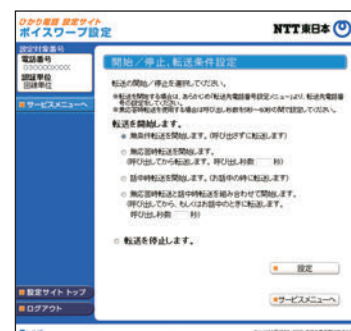
【転送先電話番号・リストの確認】

サービスメニューの「転送先電話番号設定」をクリックし、設定状況を確認します。確認後、「サービスメニューへ」をクリックするとボイスワープのサービスメニューへ戻ります。



【転送条件(転送方法、転送の開始／停止、無応答時の呼び出し秒数)の確認】

サービスメニューの「サービスの開始／停止」をクリックし、設定状況を確認します。確認後、「サービスメニューへ」をクリックするとボイスワープのサービスメニューへ戻ります。





インターネットを利用した各種設定操作について

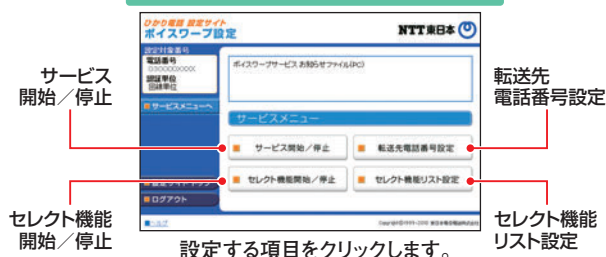
セレクト機能に関する設定(1)

- セレクト機能リスト設定 セレクト機能の登録リストの登録・削除を行います。
- セレクト機能開始/停止 登録した電話番号を転送するか着信するか指定、またはセレクト機能の開始/停止の設定を行います。

パソコン/スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

サービスメニュー

【パソコン/スマートフォン】



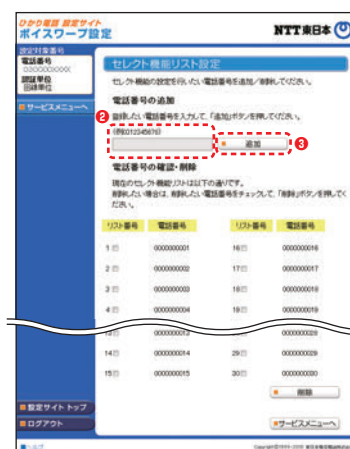
登録リストに電話番号を登録する

登録リストに転送、もしくは着信させたい電話番号を登録します。登録できる数は最大30番号です。

1 転送先電話番号を登録します。

- 1 サービスメニューの「セレクト機能リスト設定」をクリックします。
- 2 「電話番号の追加」欄に指定する電話番号(ハイフンなし)を入力します。
- 3 「追加」ボタンをクリックします。

【パソコン/スマートフォン】



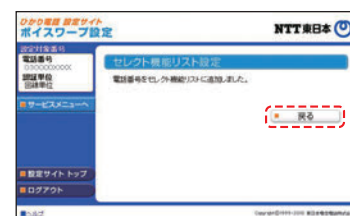
2 設定を確定します。

「設定」をクリックします。



3 設定完了

「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。





インターネットを利用した各種設定操作について

セレクト機能に関する設定(2)

パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

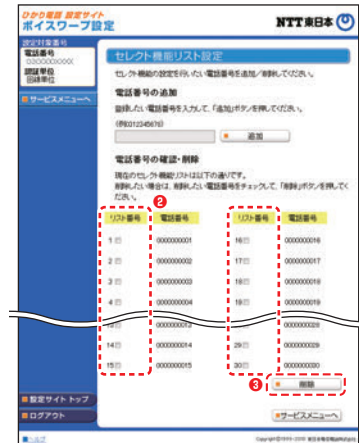
登録リストから電話番号を削除する

登録リストに登録している電話番号を削除します。

登録リストから電話番号を削除します。

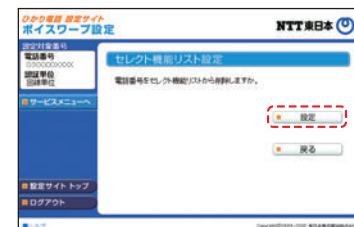
- ① サービスメニューの「セレクト機能リスト設定」をクリックします。
- ② 削除する電話番号の「リスト番号」にチェックを入れます。
- ③ 「削除」ボタンをクリックします。

【パソコン／スマートフォン】



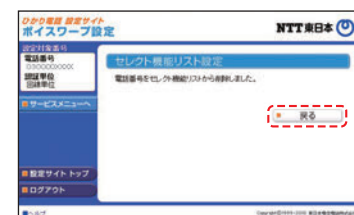
2 設定を確定します。

「設定」をクリックします。



3 設定完了

「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。





インターネットを利用した各種設定操作について

セレクト機能に関する設定(3)

パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

登録した電話番号を転送するか着信するか指定する

セレクト機能ご利用条件を設定します。

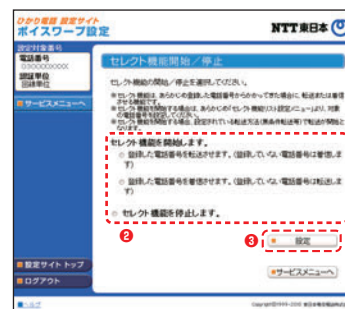
登録した電話番号を転送するか着信するか(セレクト機能のご利用条件)を設定します。
セレクト機能のご利用条件は以下の3つです。

- ・登録番号を転送
- ・登録番号を着信(登録していない番号を転送)
- ・セレクト機能を停止

※ご契約時はセレクト機能停止の状態に設定されています。

- 1 サービスメニューの「セレクト機能開始／停止」をクリックします。
- 2 ご利用条件にチェックを入れます。
- 3 「設定」ボタンをクリックします。

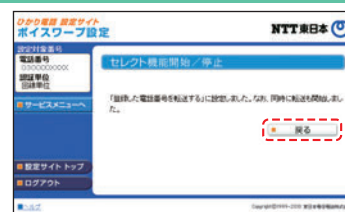
【パソコン／スマートフォン】



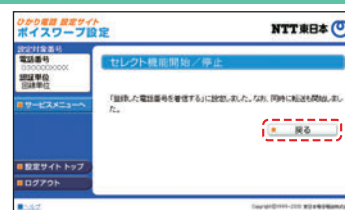
2 設定完了

それぞれのご利用条件の画面で「戻る」をクリックすると、ボイスワープのサービスメニューへ戻ります。

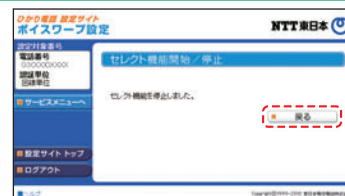
【登録番号を転送】



【登録番号着信(登録していない番号を転送)】



【セレクト機能を停止】



登録リストに登録されている電話番号を確認する

サービスメニューの「セレクト機能リスト設定」をクリックし、登録されている電話番号を確認します。
確認後、「サービスメニューへ」をクリックするとボイスワープのサービスメニューへ戻ります。

- ※登録した電話番号を転送する設定の場合、登録リストの電話番号と発信者の電話番号が一致したときは転送しますが、不一致の場合は、転送元に着信します。登録していない電話番号を転送する設定の場合、登録リストの電話番号と発信者の電話番号が一致したときは、転送元に着信しますが、不一致の場合は、転送します。
- ※登録番号転送により電話を転送中に、転送元へ登録リストに未登録の電話番号から電話がかかってきた場合、そのまま着信します。また、登録番号着信(未登録番号を転送)により電話を転送中、転送元に登録リストに登録されている電話番号からかかってきた場合、そのまま着信します。
- ※電話番号「非通知」の通話は、転送機能は動作せず全て着信となります。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(1)

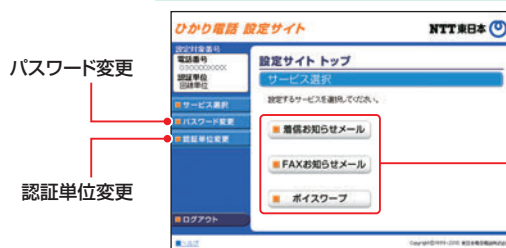
【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

- パスワード変更……接続する時のパスワードを変更します。
- 認証単位の変更……認証単位(回線単位、電話番号単位、管理者／ユーザ単位)を変更します。
- ワンタイムパスワード利用選択変更……ワンタイムパスワード利用有無を変更します。
- ワンタイムパスワード受信用メールアドレス変更……ワンタイムパスワード受信用のメールアドレスを変更します。
- ワンタイムパスワード確認用 ID/ パスワード変更……ワンタイムパスワード確認用 ID/ パスワードを変更します。
- ワンタイムパスワード受信用メールアドレス、確認用 ID/ パスワード設定(一括設定)……ワンタイムパスワード関連各種一括設定をします。

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

ひかり電話設定サイト トップ

【パソコン／スマートフォン】



設定する項目をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

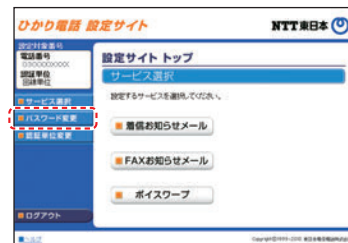
パスワード変更

1 「パスワード変更」をクリックします。

ひかり電話設定サイトトップより「パスワード変更」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】

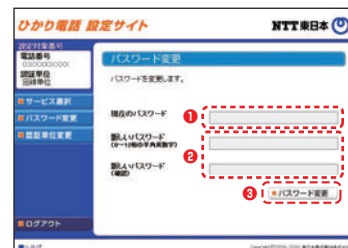


2 「パスワード」を入力します。

- 1 現在のパスワードを入力する欄に、「パスワード」を入力します。
- 2 新しいパスワードを入力する欄2ヶ所に、今後接続する時に使用する「パスワード(8～12桁の半角英数字)」を入力します。
- 3 「パスワード変更」をクリックします。

※現在のパスワードと同一のパスワードを新しいパスワードに設定することはできません。

※認証単位が「契約者／ユーザ単位」で、かつ契約者回線番号でログインした場合は、同一回線内の全ての電話番号のパスワードを変更できます。

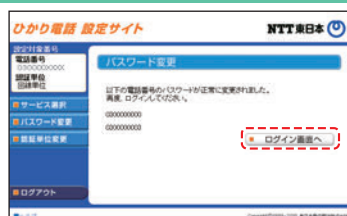


パスワードは8桁～12桁の半角英数字で設定してください。数字のみの設定はできません。なお、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくいパスワード(誕生日や電話番号以外)を設定し、定期的に変更するようにしてください。

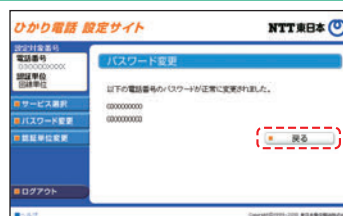
3 変更を確認します。

パスワードを変更した電話番号を確認し、契約者回線番号のパスワードを変更した場合は「ログイン画面へ」をクリック、追加番号のパスワードを変更した場合は、「戻る」をクリックします。

【契約者回線番号のパスワードを変更した場合】



【追加番号のパスワードを変更した場合】





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(2)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

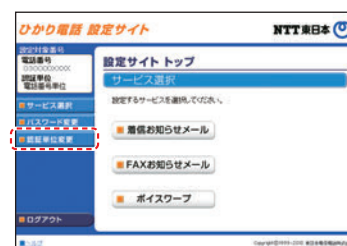
パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

認証単位の変更(電話番号単位から回線単位に変更する場合)

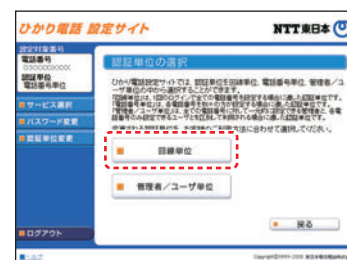
1 「認証単位変更」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】



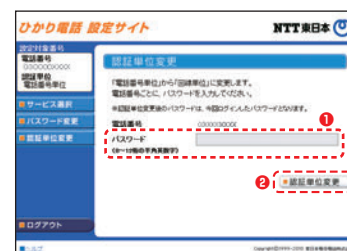
2 「回線単位」をクリックします。



3 「パスワード」を入力します。

- ① 電話番号ごとに、「パスワード」を入力します。
- ② 「認証単位変更」をクリックします。

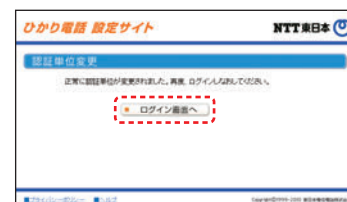
※契約者回線番号と、全ての追加番号のパスワードが必要です。



4 ログインしなします。

「ログイン画面へ」をクリックし、ログインしなします。

※認証単位変更後のログインする際に入力する電話番号は、「契約者回線番号」になります(追加番号でログインはできません)。
※認証単位変更後のパスワードは、契約者回線番号で認証単位を変更した場合は契約者回線番号でログインした際のパスワード、追加番号で認証変更した場合は追加番号でログインした際のパスワードとなります。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(3)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

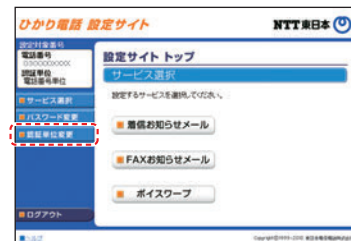
パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

認証単位の変更(電話番号単位から管理者／ユーザ単位に変更する場合)

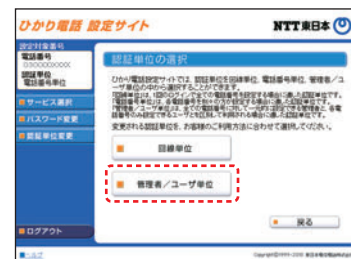
「認証単位変更」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】



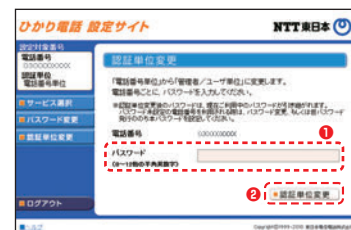
2 「管理者／ユーザ単位」をクリックします。



3 「パスワード」を入力します。

- ① 電話番号ごとに、「パスワード」を入力します。
- ② 「認証単位変更」をクリックします。

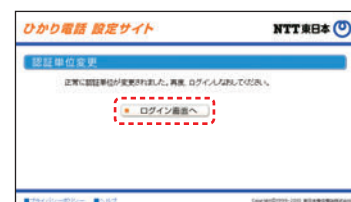
※ 契約者回線番号と、全ての追加番号のパスワードが必要です。



4 ログインしなおします。

「ログイン画面へ」をクリックし、ログインしなおします。

※ 認証単位変更後のログインする際に入力する電話番号は、「契約者回線番号」になります(追加番号でログインはできません)。
※ 認証単位変更後のパスワードは、契約者回線番号、追加番号ともに電話番号単位でログインした際のパスワードとなります。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(4)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

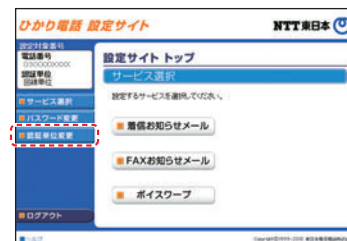
パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

認証単位の変更(回線単位から電話番号単位に変更する場合)

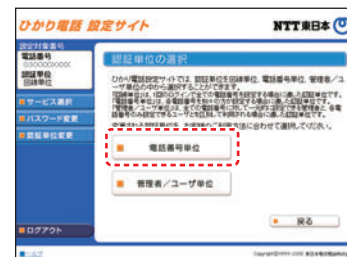
1 「認証単位変更」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】

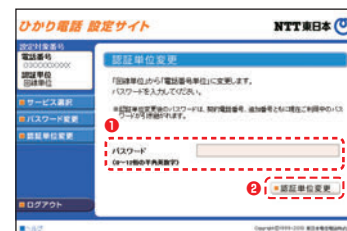


2 「電話番号単位」をクリックします。



3 「パスワード」を入力します。

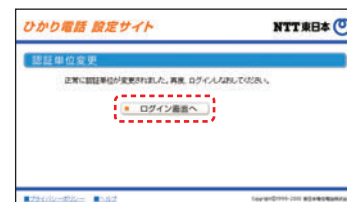
- 1 「パスワード」を入力します。
- 2 「認証単位変更」をクリックします。



4 ログインします。

「ログイン画面へ」をクリックし、ログインします。

※認証単位の変更後、ログインする際に入力する電話番号は、設定したい付加サービス(「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」)をご契約されている電話番号になります。
※認証単位変更後のパスワードは、契約者回線番号、追加番号ともに回線単位でログインした際のパスワードになります。
※その他の追加番号は仮パスワードを発行の上、本パスワードを設定してください。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(5)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

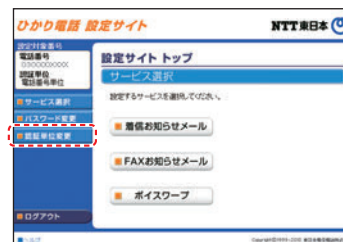
パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

認証単位の変更(回線単位から管理者／ユーザ単位に変更する場合)

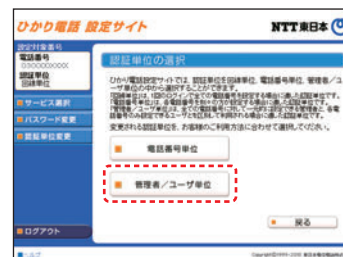
1 「認証単位変更」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】

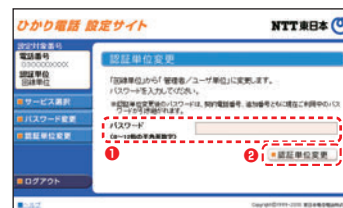


2 「管理者／ユーザ単位」をクリックします。



3 「パスワード」を入力します。

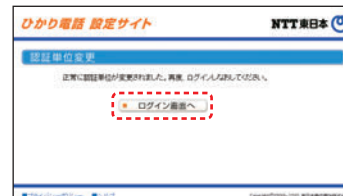
- ①「パスワード」を入力します。
- ②「認証単位変更」をクリックします。



4 ログインしなおします。

「ログイン画面へ」をクリックし、ログインしなおします。

※認証単位の変更後、ログインする際に入力する電話番号は、設定したい付加サービス(「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」)をご契約されている電話番号になります。
※認証単位変更後のパスワードは、回線単位でログインした際のパスワードと同一のパスワードが全ての番号に設定されます。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(6)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

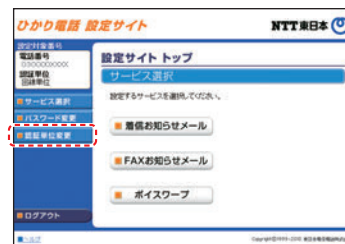
認証単位の変更(管理者／ユーザ単位から電話番号単位に変更する場合)

1 「認証単位変更」をクリックします。

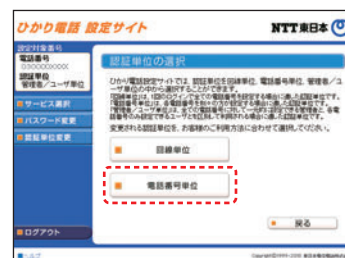
※管理者／ユーザ単位から電話番号単位への変更は、契約者回線番号でのログイン時のみ行えます。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】

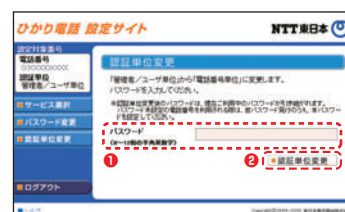


2 「電話番号単位」をクリックします。



3 「パスワード」を入力します。

- 1 「パスワード」を入力します。
- 2 「認証単位変更」をクリックします。

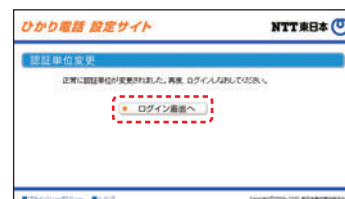


4 ログインしなおします。

「ログイン画面へ」をクリックし、ログインしなおします。

※認証単位変更後のパスワードは、契約者回線番号、追加番号ともに管理者／ユーザ単位でログインした際のパスワードとなります。

※パスワード未設定の電話番号を利用される際は、仮パスワードを発行の上、本パスワードを設定してください。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(7)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

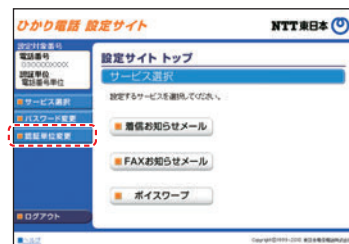
認証単位の変更(管理者／ユーザ単位から回線単位に変更する場合)

1 「認証単位変更」をクリックします。

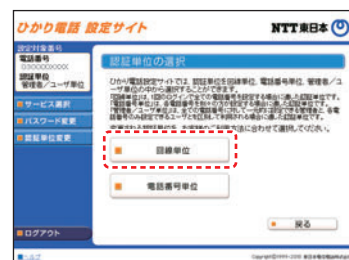
※管理者／ユーザ単位から回線単位への変更は、契約者回線番号でのログイン時のみ行えます。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。

【パソコン／スマートフォン】

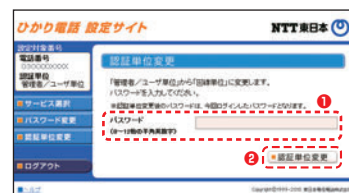


2 「回線単位」をクリックします。



3 「パスワード」を入力します。

- ①「パスワード」を入力します。
- ②「認証単位変更」をクリックします。

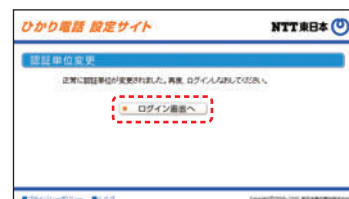


4 ログインしなおします。

「ログイン画面へ」をクリックし、ログインしなおします。

※認証単位変更後のログインする際に入力する電話番号は「契約者回線番号」になります(追加番号でログインはできません)。

※認証単位変更後のパスワードは、契約者回線番号でログインした際のパスワードとなります(追加番号利用時のパスワードは無効となります)。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(8)

【共通】 ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

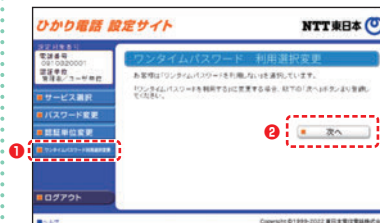
ワンタイムパスワード利用選択変更

＜「利用無し」から「利用有り」への変更の場合＞

1 「ワンタイムパスワード利用選択変更」をクリックします

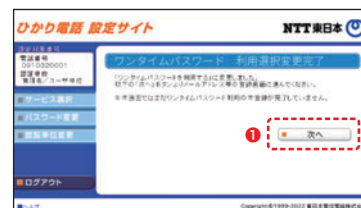
- 1 「ワンタイムパスワード利用選択変更」をクリックします。
- 2 ワンタイムパスワード利用選択変更画面が表示されるので、「ワンタイムパスワードを利用する」に変更する場合「次へ」ボタンをクリックします。

【パソコン／スマートフォン】



2 ワンタイムパスワードを設定します。

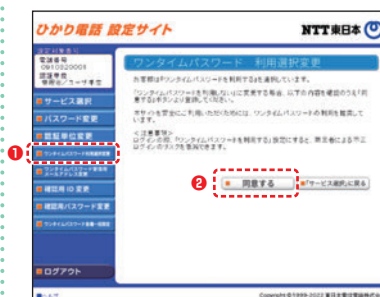
- 1 ワンタイムパスワード利用選択変更完了画面が表示されるので、「次へ」ボタンをクリックします。
- 2 ワンタイムパスワード利用情報仮登録画面が表示されるので、P.47の「ひかり電話設定サイトへ接続(ワンタイムパスワードの利用選択、初期設定)＜「ワンタイムパスワードを利用する」を選択した場合＞」を参照し、設定をしてください。



＜「利用有り」から「利用無し」への変更の場合＞

【パソコン／スマートフォン】

- 1 「ワンタイムパスワード利用選択変更」をクリックします。
- 2 ワンタイムパスワード利用選択変更画面が表示されるので、「ワンタイムパスワードを利用しない」に変更する場合「同意する」ボタンをクリックし、完了となります。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(9)

【共通】 ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

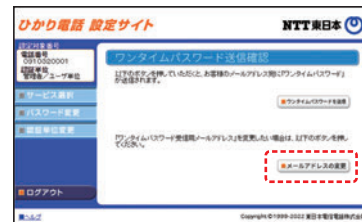
パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

ワンタイムパスワード受信用メールアドレス変更

1 「メールアドレスの変更」ボタンをクリックします。

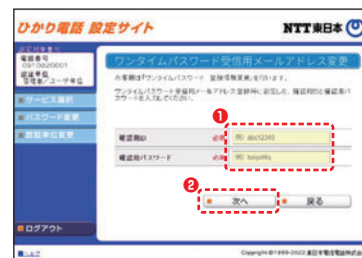
【パソコン／スマートフォン】

ワンタイムパスワード送信確認画面にて、「メールアドレスの変更」ボタンをクリックします。



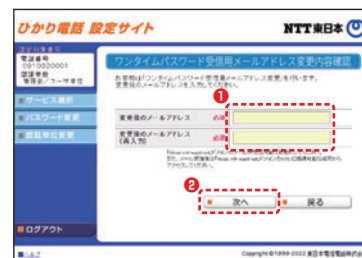
2 確認用IDと確認用パスワードを入力します。

- ① ワンタイムパスワード受信用メールアドレス登録時に設定した、確認用IDと確認用パスワードを入力します。
- ② 「次へ」ボタンをクリックします。



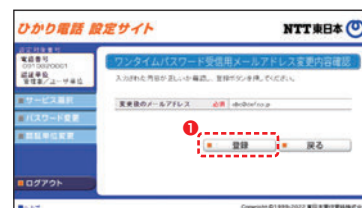
3 変更後のワンタイムパスワード受信用メールアドレスを入力します。

- ① 変更後のワンタイムパスワード受信用メールアドレスを入力します。
- ② 「次へ」をクリックします。



4 設定を完了します。

- ① 入力した内容が正しいことを確認し、「登録」をクリックします。
- ② ワンタイムパスワード利用情報の仮登録完了画面が表示されるので、P.48[4]以降を参照し、設定をしてください。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(10)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

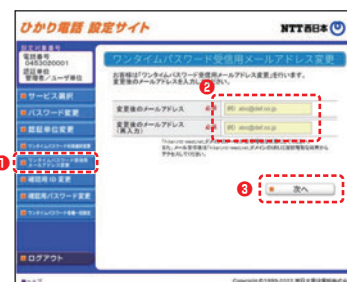
パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

ワンタイムパスワード受信用メールアドレス変更(ワンタイムパスワード認証後)

変更するメールアドレスを入力します。

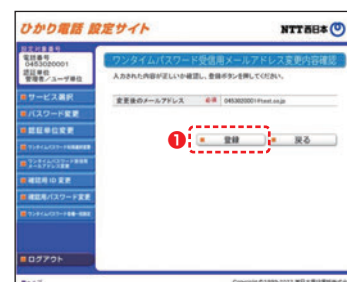
【パソコン／スマートフォン】

- ① 「ワンタイムパスワード受信用メールアドレス変更」をクリックします。
- ② 変更後のワンタイムパスワード受信用メールアドレスを入力します。
- ③ 「次へ」ボタンをクリックします。



2 設定を完了します。

- ① 入力した内容が正しいことを確認し、「登録」をクリックします。
- ② ワンタイムパスワード利用情報の仮登録完了画面が表示されるので、P.48[4]以降を参照し、設定をしてください。





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(11)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

ワンタイムパスワード確認用ID/パスワード変更

〈確認用IDの変更〉

【パソコン／スマートフォン】

- ① ログイン後、「確認用ID変更」をクリックします。
- ② 現在ご利用中の「変更前の確認用ID」を入力します。
- ③ 「新しい確認用ID」を入力する欄2ヶ所に、今後使用する「確認用ID」を入力します。
- ④ 「登録」をクリックします。

※確認用IDは「8～12桁の半角英数字」の文字を登録してください。
・英字は大文字、小文字どちらも利用できます
・数字のみは利用できません

〈確認用パスワードの変更〉

【パソコン／スマートフォン】

- ① ログイン後、「確認用パスワード変更」をクリックします。
- ② 現在ご利用中の「変更前のパスワード」を入力します。
- ③ 「変更後のパスワード」を入力する欄2ヶ所に、今後使用する「確認用パスワード」を入力します。
- ④ 「登録」をクリックします。

※確認用パスワードは「8～12桁の半角英数字」の文字を登録してください。
・英字は大文字、小文字どちらも利用できます
・英字、数字の両方の文字の組み合わせが必要です



インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(12)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

パソコン／スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

ワンタイムパスワード受信用メールアドレス、確認用ID/パスワード設定(一括設定)

〈ワンタイムパスワード各種一括設定〉

【パソコン／スマートフォン】

- ①ログイン後、「ワンタイムパスワード各種一括設定」をクリックします。
- ②一括設定用のCSVファイルを指定します。
- ③「一括設定」ボタンをクリックします。

※初めて一括設定を行う場合は、一括ダウンロードにてダウンロードしたファイルを参照の上、CSVファイルを作成してください。

なお、ファイル形式は以下のとおりです。

■ファイル名
XXXX.csv (XXXXは任意)

■ファイルフォーマット
“電話番号”, “ワンタイムパスワード利用設定”,
“ワンタイムパスワード受信用メールアドレス”,
“確認用ID”, “確認用パスワード” ◀

＜作成における注意事項＞

- ・複数の電話番号を登録する場合は、電話番号毎に改行してください。(改行コード:「CR+LF」)

※ワンタイムパスワード利用設定は

「0:利用なし、1:利用あり」のいずれかを設定してください。

※確認用IDは「8～12桁の半角英数字」の文字を登録してください。

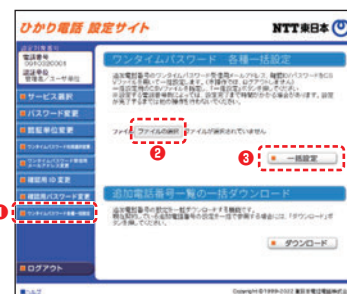
- ・英字は大文字、小文字どちらも利用できます
- ・数字のみは利用できません

※確認用パスワードは「8～12桁の半角英数字」の文字を登録してください。

- ・英字は大文字、小文字どちらも利用できます
- ・英字、数字の両方の文字の組み合わせが必要です

※現在のパスワードと同一のパスワードを新しいパスワードに設定することはできません。

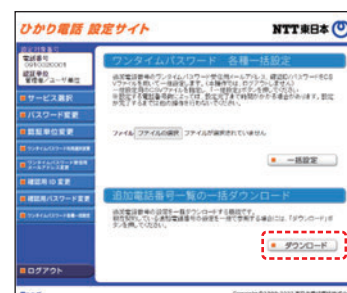
※0000、aaaa等の4文字以上の同一文字列や1234、abcd等の昇降順の4文字以上の文字列、お客様の電話番号を含むパスワードは新しいパスワードに設定することはできません。



〈一括ダウンロード〉

画面下部の「ダウンロード」ボタンをクリックします。

【パソコン／スマートフォン】





インターネットを利用した各種設定操作について

その他の設定(13)

【共通】ボイスワープ
着信お知らせメール・FAXお知らせメール

パソコン／スマートフォン等から「https://www.hikari.ntt-east.net」へ接続し、設定を行ってください。

設定の終了

サービスの設定を終了します。

設定を終了する場合は「ログアウト」ボタンをクリックします。

【パソコン／スマートフォン】



2 ひかり電話設定サイトの画面を終了します。

ブラウザの閉じるボタンをクリックし、ブラウザを閉じてください。



迷惑電話おことわりサービス

迷惑電話おことわりサービスの機能

迷惑電話を受けた直後に電話機から簡単な登録操作を行うことで、その後同じ電話番号からかけてきた相手に対して、「この電話はお受けできません。ご了承ください。」とメッセージで応答するサービスです。

なお、マイナンバーをご契約のお客さまの場合、お申し込みの際に「電話番号単位」のご契約が「契約回線単位」のご契約かのいずれかを選択できます。(右図)

※着信拒否の対象電話番号は「迷惑電話リスト」に登録されます(公衆電話も登録可能です)。1つのリストにつき最大30件まで登録できます。登録数が30件を越える登録については、確認メッセージのあと、最も古い登録内容を削除いたします。

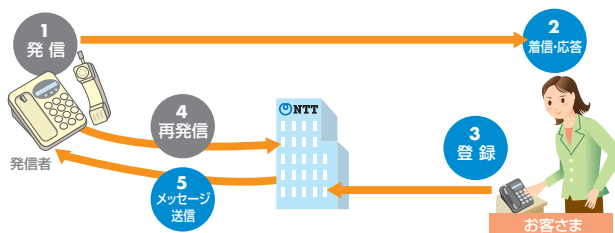
※「迷惑電話リスト」に対する効果を確認できます。当月、前月の2ヶ月分の着信拒否回数を確認できます。ただし、サービス利用開始月は、当月分のみの確認となります。

※一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む)経由の通話で電話番号を通知できない着信については、拒否登録および着信拒否できません。

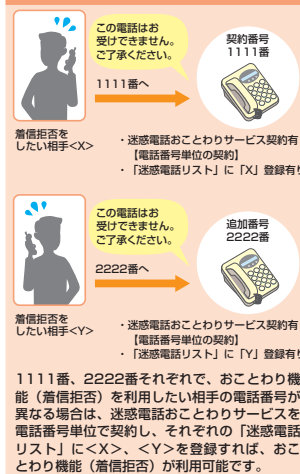
※メッセージ応答した通話については、発信者に課金されます。

※弊社は、本サービスのメッセージ応答に伴い発生する損害等については、責任を負いません。

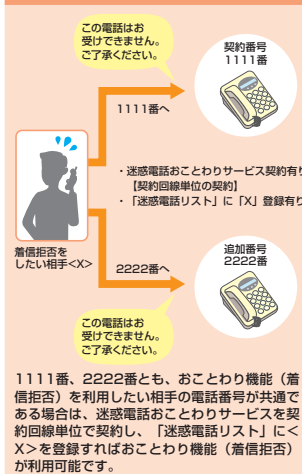
※電話をかけてきた相手側が、フリーダイヤル番号「0120」など、契約の電話番号とは異なる番号を通知している場合は、着信拒否できないことがあります。



ご利用の電話番号単位のご契約 (サービス契約電話番号のみ着信拒否が可能)



契約回線単位のご契約 (ご利用の全電話番号で着信拒否が可能)



※電話番号単位に「迷惑電話おことわりサービス」をご契約中のお客さまが、契約回線単位のご契約に変更される場合、「迷惑電話リスト」の内容は引き継がれません(契約回線単位から電話番号単位のご契約に変更される場合も同様です)。

※電話番号単位に「迷惑電話おことわりサービス」をご契約中のお客さまが、契約回線単位のご契約に変更される場合、別途工事費3,300円がかかります(契約回線単位から電話番号単位のご契約に変更される場合も契約される電話番号数に応じた工事費がかかります)。

留意事項

ご利用上の留意事項

- 登録した相手の電話番号はわかりません。
- 登録した相手が電話をかけてきたときには、相手側に次のメッセージが流れます。(2回繰り返したあとに切れます。)

この電話はお受けできません。ご了承ください。

※このとき、お客さまの電話のベルは鳴りません。また、お客さまの電話の発信や着信は通常どおり可能です。

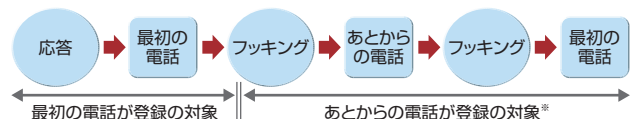
- 「迷惑電話リスト」に登録された電話番号からデータコネクで着信した場合、着信は拒否されますが、音声メッセージでの応答はしません。

他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

- ボイスワープ、ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエスト
「迷惑電話おことわりサービス」で登録された内容が優先されます。

■キャッチホン

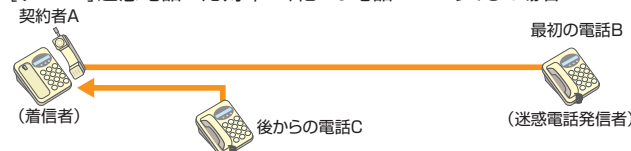
- 登録対象となる電話を間違えないよう下記の事項にご注意願います。
- お話し中にとちからかかってきた電話に応答した場合は、それ以降、切り替えた電話が登録の対象となります。



※あとからかかってきた電話とお話しが済んで、最初の電話の方とお話ししても、登録の対象となる電話はあとからかかってきた電話となりますのでご注意ください。

※キャッチホンとダブルチャネルを同時契約した場合、ダブルチャネルの登録動作が優先されます。

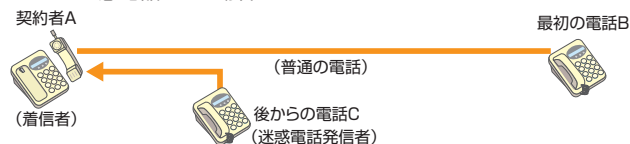
[ケース1] 迷惑電話に应对中に、他から電話がかかってきた場合



登録操作
A(契約者)がB(迷惑電話発信者)からの電話対応中にキャッチホンの信号音が入った場合、キャッチホンの切り替え操作をせずに電話を切り、呼び出し音が鳴らなくなったら、登録操作を行ってください。

※なお、キャッチホンで切り替えてしまうと、切り替えたCの電話が登録の対象となりますので、ご注意ください。

[ケース2] お話し中に他からかかってきた電話に応答したところ、それが迷惑電話だった場合



登録操作
A(契約者)がB(普通電話)とお話し中にキャッチホンで切り替えた電話がC(迷惑電話発信者)からの電話であった場合、最初の方のお話しが済んだあとに、いったん受話器をおろして登録操作を行ってください。

■着信お知らせメール

「迷惑電話リスト」に登録された電話番号からの着信には、お知らせメールを送信しません。

■FAXお知らせメール

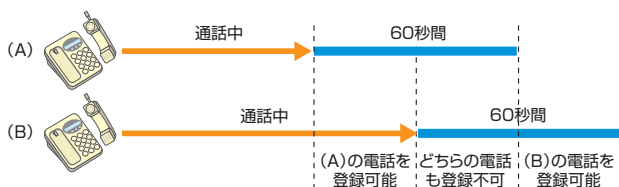
FAX受信「開始」設定中であっても、迷惑電話おことわりサービスが優先され、「迷惑電話リスト」に登録された電話番号からのFAXは受信されません。また、FAX受信「開始」設定中の着信は、「迷惑電話リスト」への登録はできません。

■マイナンバー

- 「迷惑電話おことわりサービス」をご契約いただいた電話番号を発信電話番号として設定している電話機から登録してください。
- 他の電話番号を発信電話番号として設定している電話機から操作した場合、登録を行えません。
- 「迷惑電話おことわりサービス」を複数ご契約いただいている場合は、ご契約いただいた番号ごとの登録となります。

■ダブルチャネル

- 登録対象となる電話は最後に切った電話となります。
- 登録可能な時間は、電話を切った後60秒以内に限られます。
- 登録可能な電話が複数ある場合、どちらも登録できません。



ご利用方法

電話機を使ったカスタマコントロールにより、以下の設定・確認が可能です。

※設定の際にはプッシュ信号を送出できる電話機が必要です。また、プッシュ信号の送出にあたり電話機の設定が必要な場合がありますので、詳細は電話機の取扱説明書などをご覧ください。

※データコネクで発信した場合、接続できません。

① 着信を拒否したい相手の登録

② 「迷惑電話リスト」に登録された最も新しい情報の削除

③ 「迷惑電話リスト」に登録された全ての情報の削除

④ 「迷惑電話リスト」における効果の確認

① 着信を拒否したい相手の登録方法

(迷惑電話を受けた直後にダイヤル操作をしてください)

迷惑電話を受けたあと、いったん電話を切ります。続いて次の操作をしてください。

1 1 4 4	受話器をあげて 1 4 4 をダイヤルします。
2 ガイダンス	「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は 2、最新登録番号の削除は 3、登録番号一括削除は 9、効果の確認をするときは 4 を押してください。」というガイダンスが流れます。
3 2	ガイダンスに従って 2 をダイヤルしてください。
4 ガイダンス	「迷惑電話リストの登録を完了しました。」というガイダンスが流れたら受話器をおいてください。
5 登録完了	これで登録操作は完了です。

※電話番号単位のご契約の場合は、迷惑電話おことわりサービスをご契約いただいている電話番号を発信電話番号として設定している電話機から登録してください。

② 最新登録電話番号解除方法

(最も新しい登録電話番号を解除します。)

1 1 4 4	受話器をあげて 1 4 4 をダイヤルします。
2 ガイダンス	「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は 2、最新登録番号の削除は 3、登録番号一括削除は 9、効果の確認をするときは 4 を押してください。」というガイダンスが流れます。
3 3	ガイダンスに従って 3 をダイヤルしてください。
4 ガイダンス	「最新登録番号の削除が完了しました。」というガイダンスが流れたら受話器をおいてください。
5 解除完了	これで解除操作は完了です。

※同じ操作を繰り返すことにより、新しい登録電話番号から順番に1つずつ解除することができます。
※解除完了のガイダンスは、必ず確認してください。※いつでも解除できます。

③ 一括解除方法(登録されている全ての電話番号を解除します。)

1 1 4 4	受話器をあげて 1 4 4 をダイヤルします。
2 ガイダンス	「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は 2、最新登録番号の削除は 3、登録番号一括削除は 9、効果の確認をするときは 4 を押してください。」というガイダンスが流れます。
3 9	ガイダンスに従って 9 をダイヤルしてください。
4 ガイダンス	「登録電話番号の一括削除が完了しました。」というガイダンスが流れたら受話器をおいてください。
5 解除完了	これで解除操作は完了です。

※この操作を行う場合は登録されている電話番号の全てが解除されますのでご注意ください。

※解除完了のガイダンスは、必ず確認してください。※いつでも解除できます。

④ 効果確認方法(着信拒否回数の確認ができます。)

1 1 4 4	受話器をあげて 1 4 4 をダイヤルします。
2 ガイダンス	「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は 2、最新登録番号の削除は 3、登録番号一括削除は 9、効果の確認をするときは 4 を押してください。」というガイダンスが流れます。
3 4	ガイダンスに従って 4 をダイヤルしてください。
4 ガイダンス	今月メッセージ応答した回数は〇〇回*です。前月メッセージ応答した回数は〇〇回です。

※着信拒否回数が100回以上の場合、一律「100回以上」とアナウンスします。
※迷惑電話リストに対する2ヵ月分(今月分と前月分)の着信拒否回数の確認ができます。

今月分:今月1日0時から、効果測定した時間までの着信拒否回数

前月分:前月1日0時から、末日の0時までの着信拒否回数

ガイダンスの内容(操作中には次のガイダンスが流れます。)

項目	ガイダンス	案内回数
1 4 4 ダイヤル後	「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は 2、最新登録番号の削除は 3、登録番号一括削除は 9、効果の確認をするときは 4 を押してください。」というガイダンスが流れます。	1回
登録完了確認	迷惑電話リストの登録が完了しました。	
登録できないとき	迷惑電話リストの登録に失敗しました。	
登録限度数を超えて更に登録操作を行った場合	登録件数が30件を超えますので最も古い電話番号を削除します。よろしければ 0、そうでなければ 0 以外を押してください。	
一括解除確認	登録電話番号の一括削除が完了しました。	
最新登録電話番号解除確認	最新登録番号の削除が完了しました。	
効果確認	今月メッセージで応答した回数は〇〇回です。前月メッセージで応答した回数は〇〇回です。	
効果確認できないとき	効果確認できませんでした。	

参考

加入電話の「迷惑電話おことわりサービス」との違い

加入電話の付加サービス「迷惑電話おことわりサービス」と以下のとおり、一部サービス内容が異なります。

内容	加入電話	ひかり電話
登録、解除のダイヤル方法	「 1 4 4 」 の部分 登録 2 全解除 9 最新解除 3 ※連続ダイヤル可	「 1 4 4 」ダイヤル後ガイダンスに従い次の操作 番号をダイヤル ※連続ダイヤル不可
最大登録数によるプラン分け	あり(6個と30個のプラン)	なし(30個のプランのみ)
登録した相手へのメッセージ	こちらは△△-△△△△の△△△△です。このお電話はお受けできません。ご了承ください。	このお電話はお受けできません。ご了承ください。

特殊詐欺対策サービス

新規に本サービスをお申し込みのお客さまは初期費用および一定期間の月額利用料を無償化します。
無償化の内容および適用条件等についての詳細はHPをご確認ください。
https://web116.jp/shop/benri/tokusyu/tokusyu_00.html
※対象人数や申込受付期間などは拡大・延長される場合があります。

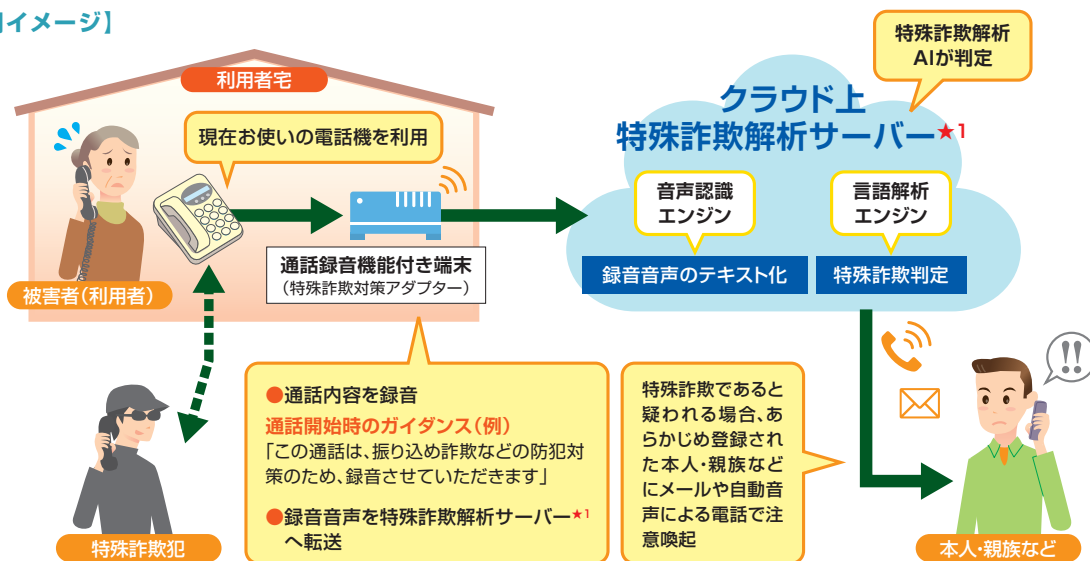


特殊詐欺対策サービスの機能

通話録音機能付き端末(特殊詐欺対策アダプタ)に録音した通話録音データをクラウドに転送、サーバー★¹(特殊詐欺解析サーバー)にて解析し、特殊詐欺などの疑いがある場合には契約者の指定した電話番号およびメールアドレスに注意喚起を通知するサービスです。

特殊詐欺であると疑われる場合には、ご本人や親族の方などのあらかじめ登録された電話番号やメールアドレスに注意を促す連絡が入るので、ご本人や親族の方などが詐欺の危険性を察知することが可能となります。

【ご利用イメージ】



★¹ NTTドコモビジネス社の提供となります。解析終了後、録音音声等は削除します。

特殊詐欺対策サービスの概要

提供対象電話サービス

ひかり電話/
ひかり電話A(エース)

提供内容

- 特殊詐欺対策アダプタ(レンタル提供)
- 保存した通話録音データを特殊詐欺解析サーバに転送する機能
- AIによる解析機能

全国防犯協会
連合会の推奨する
優良防犯電話
(2025年1月時点)

提供エリア

NTT東日本サービス提供エリア(電波状況等により提供できないエリアがあります)

特殊詐欺対策サービスのご利用料金

■ 月額利用料 本サービスのご利用にあたっては、ナンバー・ディスプレイ機能またはナンバー・ディスプレイ相当の機能が必要となります。

	福祉割引適用時★ ²	福祉割引非適用時
特殊詐欺対策サービス	440円 ★ ³	880円 ★ ³
通話録音機能付き端末 (特殊詐欺対策アダプター)レンタル提供	0円	550円
合計	440円	1,430円

★² 福祉割引は、お客さまからのお申し出により、特殊詐欺の被害を防止するために本サービスを利用する場合に限り適用します。お申し込み時に、NTT東日本よりその利用目的を確認させていただくことがあります。

★³ ひかり電話においてご利用の場合は、ナンバー・ディスプレイ基本料を含みます。

※利用開始月・角解約月も月額利用料がかかりますが、月の途中で利用開始・解約の場合は日割り計算を行います。

初期費用 お客さまが現在ご利用の提供対象電話サービスにご契約の場合

		お客さまにて通話録音機能付き端末 (特殊詐欺対策アダプタ)の 設置工事を行う場合	弊社担当者がお伺いして 通話録音機能付き端末 (特殊詐欺対策アダプタ)の 設置工事を行う場合
基本工事費	1の工事ごとに	2,200円	8,250円
交換機等工事費	1の契約者回線ごとに	3,300円	3,300円
機器工事費	1台ごとに	0円	550円
合計		5,500円	12,100円

※提供対象電話サービスを新規に設置する場合は、別途工事費が発生します。

※土日休日に工事を実施する場合は、上記に加え3,300円がかかります。また、年末年始に工事を実施する場合は料金が異なります。詳しくはお問い合わせください。

本サービスのご利用には、上記の月額利用料および初期費用に加え、ひかり電話の月額利用料(基本料)、通話料金等がかかります。
また、ひかり電話で本サービスをご利用の場合は、「フレッツ光」のご契約が必要です(別途費用がかかります)。

留意事項

本サービスは特殊詐欺被害の防止を保証するものではありません。お客さまが特殊詐欺による被害を受けた場合でも、弊社はその責を負いません。

通話録音データの取り扱いと検知について

- 通話開始前に、通話内容を録音する旨の音声ガイダンスを発信者及び着信者の電話機に送出します。通話録音データはNTTドコモビジネス社が提供する電気通信設備と連携され解析されます。詐欺と疑われる通話については、予めお客さまよりいただいた注意喚起先電話番号へ発信、注意喚起先メールアドレスへメールを送付します。
- 注意喚起先電話番号及び、注意喚起先メールアドレスについては、本サービスをお申込みいただくにあたって、予めご契約者さまもしくはご契約者さまから同意を得た代理人より、弊社にて指定した書面(申込書)にてお申込みをお願いいたします。注意喚起先をご親族などお客さま以外の方を指定される場合は、NTT東日本、NTTドコモビジネス社及び、委託先会社に連絡先情報を提供すること、並びに注意喚起の通知が届くことについて、あらかじめ当該情報を保有する方からの同意を得ていただきます。
- 注意喚起先電話番号には、3桁の番号および#ダイヤルの登録はできません。
- このサービスを利用する場合、ご契約者さまの電話番号が注意喚起先に通知されます。通知先より、その通知を行わないようにしてほしい旨の申出がある場合であって弊社が必要と認めるときは、その通知先の登録について、ご契約者さまに確認させていただきます。

一部ご利用できない場合について

- お客さまの利用環境により、本サービスで提供するデータ通信機能を継続的、安定的に利用できない場合は、本サービスをご利用いただけません。予め通話録音機能付き端末の設置住所を、株式会社NTTドコモのサービスエリアマップ(<https://www.nttdocomo.co.jp/area/index.html>)からLTE対象エリアであることをご確認ください。)より住所を入力してご確認ください。ただし、LTE対象エリアであった場合でも、周囲の環境やお客さまの利用環境により、継続的、安定的な通信ができない場合がございます。なお、サービスを申し込みいただいた後に、データ通信機能を継続的、安定的に利用できず本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、月額利用料をお支払いいただきます。

- 通話録音機能付き端末の無線通信状態が「電波レベル弱」の場合、金属の机の上に設置する等、通話録音機能付き端末の近くに金属がある場合は、通話にノイズが入りこむ場合があります。「電波レベル弱」の場合は、金属から5cm以上離して通話録音機能付き端末を設置してください。
- 注意喚起先として指定するメールアドレスの提供事業者の仕様変更に伴い、注意喚起の通知が届かなくなる場合がございます。

サービスの利用停止および契約解除について

- 本サービスで提供するデータ通信機能を、本サービスのAI解析機能の提供を受ける目的以外で利用したときは、サービスの利用停止や、サービスの契約解除を行う場合があります。

サービス利用開始に向けた注意喚起先電話番号への発信及びメールの送付について

- 通話録音機能付き端末の疎通確認を目的として、試験用フリーダイヤルヘダイヤルした場合に、予めお客さまよりいただいた注意喚起先電話番号への試験用の音声ガイダンスが発信、注意喚起先登録メールアドレスへ試験用のメールが送付されます。

申込書について

- 申込書には、必要事項を全てご記入いただきご返送ください。記載内容に不備がある場合、お申込を受け付けできない場合があります。

お客さまとのご契約内容について

- お客さまとのご契約内容は弊社ホームページ(<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>)に記載の「電話サービス契約約款」、「総合デジタル通信サービス契約約款」、「音声利用IP通信網サービス契約約款」、「特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款」および(<https://business.ntt-east.co.jp/support/kiyaku/>)に記載の「特殊詐欺対策サービス利用規約」、(<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/appendix/eb13s0052.pdf>)に記載の「端末設備貸出サービスに係る利用規約」のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

工事について

- 工事日が確定後、申込書に記載された情報を設定した通話録音機能付き端末を送付します。お客さま宅における弊社担当者による機器工事をご希望の方は、お客さまにて保管いただき、工事当日に工事担当者へお渡しください。お客さまにて機器工事をご希望の方は、取扱説明書をご確認の上、工事当日までにお客さま自身で設置ください。
- 契約回線が変更となる場合（加入電話からひかり電話へ変更等）や電話番号が変更となる場合は、端末の再取り付けが必要となり、工事費についても別途発生します

NTT東日本が提供する電話サービスをご利用のお客さまについて

- ナンバー・ディスプレイ機能をご解約されますと、本サービスの一部機能がご利用ができなくなるため、十分にご注意ください。
- ひかり電話A（エース）を解約し、ひかり電話基本プランへ変更する場合、またはひかり電話ネクストA（エース）を解約し、ひかり電話ネクスト基本プランへ変更する場合、別途ナンバー・ディスプレイ機能のご契約が必要になります。

光コラボレーション事業者さまが提供する各電話サービスをご利用のお客さまについて

- 本サービスの利用開始前に、ナンバー・ディスプレイ相当の機能を利用できる状態にさせていただきますようお願いいたします。ナンバー・ディスプレイ相当の機能をご解約されますと、本サービスの一部機能がご利用ができなくなるため、十分にご注意ください。
- ひかり電話A（エース）相当のプランを解約し、ひかり電話相当のプランへ変更する場合、またはひかり電話ネクストA（エース）相当のプランを解約し、ひかり電話ネクスト相当のプランへ変更する場合、別途ナンバー・ディスプレイ相当の機能のご契約が必要になります。
- 電話番号を変更する（移転を含む）場合は、再申し込みが必要となるため、工事完了後に「NTT東日本特殊詐欺対策サービス受付センター（0120-252373）」へ改めてお申込みください。
- 本サービスをご利用のために、光コラボレーション事業者さまより提供されるナンバー・ディスプレイ相当の機能を新たにご契約されたお客さまにおいて、お客さまのご利用環境や通話録音機能付き端末の不具合等により利用開始できない場合であっても、ナンバー・ディスプレイ相当の機能に係る利用料が請求される場合がございます。そのため、ナンバー・ディスプレイ相当の機能をご利用にならない場合は、解約のお手続きが必要となります。ナンバー・ディスプレイ相当の機能に係る各種お手続きについては、ご契約の光コラボレーション事業者さまへご確認ください。
- 光コラボレーション事業者さまが提供するアクセス回線または各電話サービスを解約する場合、弊社問い合わせ先へ連絡をいただきますようお願いいたします。
- 本サービスを解約されることによりナンバー・ディスプレイ相当の機能を解約される場合は、お客さまにて契約している光コラボレーション事業者さまへ連絡の上、解約のお申し込みを行ってください。

通話録音機能付き端末の設定変更について

- お客さまの契約電話番号が変更となる場合は、通話録音機能付き端末、及びNTTドコモビジネス社が提供する電気通信設備への設定変更が必要となります。

一部ご利用できない電話機について

- ナンバー・ディスプレイ機能に対応していない電話機の場合、本サービスのご利用開始後、電話機は通話録音機能付き端末の電話機側ポートへ接続して下さい。電話機を直接電話回線に接続した場合は、着信時に数秒間、短い間隔の着信音が続き、その後通常の着信音になりますので、通常の着信音の状態を受話器を取って下さい。短い間隔の着信音の間に受話器を取ると電話が切れますのでご注意ください。
- 加入電話（住宅用）／加入電話・ライトプラン（住宅用）をご利用で、ナンバー・ディスプレイ機能に対応していない火災通報装置や非常通報装置を接続した場合、消防機関または警察機関への通報は可能ですが、折り返しの連絡が正常に受けられなくなる可能性があります。詳しくは、通報装置の販売店にお問い合わせいただくか、通報装置の取扱説明書をご参照ください。
- INSネット64（住宅用）／INSネット64・ライト（住宅用）をご利用の場合は、ターミナルアダプタのアナログポートに通話録音機能付き端末を接続してご利用ください。
- ひかり電話／ひかり電話A（エース）、ひかり電話ネクスト（住宅用）／ひかり電話ネクストA（エース）（住宅用）および光回線電話（住宅用）をご利用の場合は、各サービス対応のホームゲートウェイのアナログポートに通話録音機能付き端末を接続してご利用ください。
- ワイヤレス固定電話（住宅用）をご利用の場合は、ワイヤレス固定電話TA（ターミナルアダプタ）のTELポートに通話録音機能付き端末を接続してご利用ください。
- モジュラージャック化していない電話機（いわゆる黒電話等）はご利用いただけません。なお、モジュラージャック化のためには、別途有償工事が必要となる場合があります。
- ピンク電話（硬貨収納等信号送出機能）、ファックスの無鳴動着信機能にはご利用できません。
- 通話録音機能付き端末は、ドアホンや6極2芯以外の電話機コードで接続されている電話機と接続してご利用できません。
- 複数の電話機が接続されている場合に、通話録音機能付き端末に接続しない電話機がナンバー・ディスプレイ機能に対応していない場合はご利用できません。
- 電話以外のファックス通信等は本サービスの機能をご利用できません。

解約について

- ご解約の際は、所定の手続きによるお申し込みが必要です。

着信お知らせメール／FAXお知らせメール

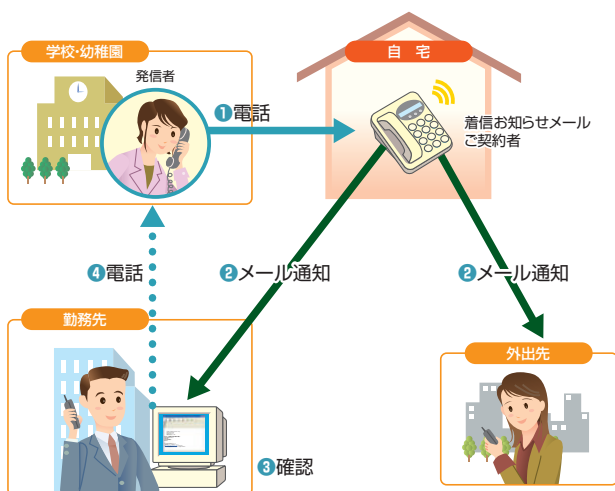
着信お知らせメールの機能

自宅や会社のひかり電話ご契約回線に電話があったことを、任意のパソコン／スマートフォン等のメールアドレスへの通知により確認できます。

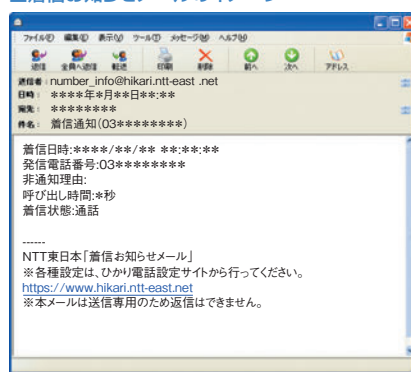
- 着信情報をお知らせするメールアドレスは最大5件まで設定可能です。
- あらかじめ登録した電話番号からかかってきた場合のみ、着信情報をお知らせすることも可能です。
登録可能な電話番号は最大30件です。
- 電話に出られなかった着信のみ、お知らせすることも可能です。

【ご利用イメージ】

仕事や買い物中であっても、学校からなど大事な電話があったことをメールで確認することができます。



■着信お知らせメールのイメージ



※発信者が「非通知」で発信した場合などでは、発信電話番号は表示されません。

FAXお知らせメールの機能

自宅や会社のひかり電話ご契約回線にFAXがあったことを、任意のパソコン／スマートフォン等のメールアドレスへの通知により確認できます。FAXの内容はパソコンやスマートフォン等から閲覧することができます。

- 着信情報をお知らせするメールアドレスは最大5件まで設定可能です。
- 受信したFAXは、当社のサーバーで代行受信します。受信可能な容量は1契約につき10MB(A4判1枚80KBとした場合125枚程度)または1,000件(受信エラーを含む)です。
- 受信可能な用紙サイズはA4判、B4判です。
- FAXのデータはTIFF形式のファイルで提供しており、スマートフォンでFAX内容をご覧いただくためには下記2つのソフトが必要となります。

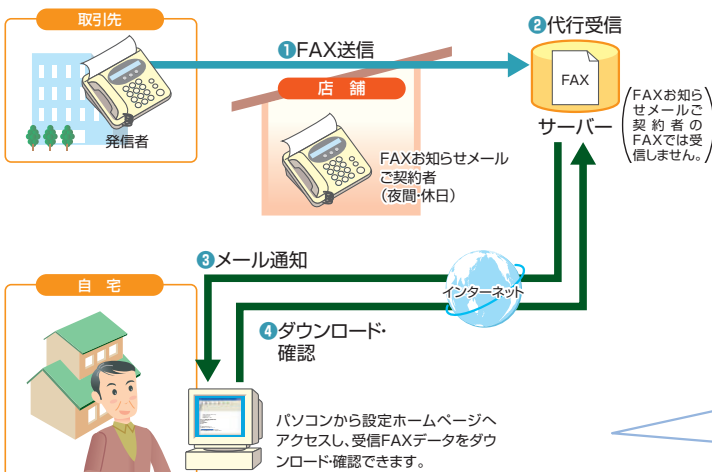
①TIFF形式のファイルをダウンロードできるブラウザ

②TIFF形式のファイルを閲覧できるソフト

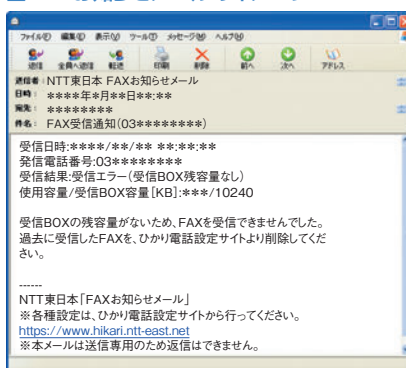
スマートフォンに標準でインストールされているブラウザや閲覧ソフトでTIFF形式のファイルを正しく扱うことができない場合は、上記2つのソフト(アプリケーション)をインストールしていただくことによりご利用が可能となります。

【ご利用イメージ】

店舗のお休み中にも、お得意さまからFAXがあっても、自宅のパソコンからFAXの内容を確認することができます。



■FAXお知らせメールのイメージ



※発信者が「非通知」で発信した場合などでは、発信電話番号は表示されません。

留意事項

FAXお知らせメールで利用上の留意事項

- データコネクトで着信した場合、本サービスは作動しません。
- 受信可能な用紙サイズはA4判・B4判です、それ以外で送信された場合、動作保証対象外となります。
- 1回の受信での最大受信枚数は98枚です。
- 受信したFAXはTIFF形式のデータに変換されます。画像閲覧ソフトは本サービスには付属しておりませんので、お使いのソフトウェアをご利用ください。Windows、Macの標準閲覧ソフトもご利用いただけます。
- 携帯電話では、FAX画像の表示およびダウンロードはできません。
- スマートフォン、タブレット端末等でFAX内容をご覧いただくためには、TIFF形式のファイルをダウンロードできるブラウザ、およびTIFF形式のファイルを閲覧できるソフトが必要となります。
- 受信BOXの容量は10MB(例:A4判1枚80KBとした場合125枚程度※データ量は、受信したFAXにより異なります。)です。★BOXの残量がなくなるとFAXの受信ができなくなりますので、ダウンロードしたFAXデータは、定期的に削除するようにしてください。
★受信可能な容量は、1契約につき10MBまたは1,000件(受信エラーを含む)です。
- 本サービスは、サービス設定ホームページへ接続し、FAX受信の「開始/停止」の設定ができます。設定が「開始」の状態の場合、電話の発信は可能ですが、通常の電話(音声)がかかってきても、電話機の着信音が鳴りません。ご利用の際は、マイナンバーのご契約をお勧めします。
- 本サービスを解約した際、受信データは全て消去されます。本サービス解約前に必要に応じダウンロードしてください。
- 発信者の方がG4FAXおよびスーパーG3FAXをご利用の場合、FAXの受信ができません。

FAXお知らせメールを他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■ キャッチホン

FAX受信「開始」設定中、電話の通話中に音声による通常の電話がかかってきても、割り込み音(ツーン・ブッ、ブッ…)は聞こえず、後からかかってきた方との通話ができません。

■ ナンバー・ディスプレイ

FAX受信「開始」設定中の着信については、電話番号表示はされません。

■ ナンバー・リクエスト

FAX受信「開始」設定中であっても、FAXの発信電話番号が非通知の場合は、FAX代行受信されません。

■ ボイスワープ

同一電話番号でボイスワープとの同時契約はできません。

■ 迷惑電話おことわりサービス

FAX受信「開始」設定中であっても、「迷惑電話リスト」に登録された電話番号からの着信は、FAX代行受信されません。

■ 着信お知らせメール

同一のメールアドレスを送信先として登録している場合は、両サービスのお知らせメールがそれぞれ送信されます。

着信お知らせメールを他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■ ナンバー・リクエスト

電話をかけてきた相手が非通知により拒否された着信には、お知らせメールを送信しません。

■ キャッチホン

キャッチホンにより切り替えて通話した場合も、切り替えず通話なかった場合も、どちらもお知らせメールを送信します。

■ ボイスワープ

転送条件にかかわらず全てお知らせメールを送信します。ただし、転送先が話し中などで転送されなかった場合は除きます。

■ 迷惑電話おことわりサービス

「迷惑電話リスト」に登録された電話番号からの着信には、お知らせメールを送信しません。

■ FAXお知らせメール

同一のメールアドレスを送信先として登録している場合は、両サービスのお知らせメールがそれぞれ送信されます。

FAXお知らせメールおよび着信お知らせメールの宛先メールアドレスがRFC違反である場合、ひかり電話設定サイトでのメールアドレス登録や、FAXお知らせメールおよび着信お知らせメール送信が保証できませんので、お客さまにてご確認、修正をお願いいたします。例えば以下の形式のアドレスがRFC違反となります。

- 2連続のドットを使用している：「abc..def@ntt-east.jp」
- @マークの直前や先頭でドットを使用している：「abcdef.@ntt-east.jp」,「.abcdef@ntt-east.jp」
- @マークの前が64文字以上になっている

個人情報の保護について

本サービスの操作にて登録いただく個人情報については、お客さまの本人確認、電気通信サービスなどの提供、これらに関するお客さまへのご連絡、その他契約約款などに基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。また、新たな電気通信サービスなどの企画および開発、電気通信サービスなどの提供に必要な設備の管理および改善、その他NTT東日本の電気通信サービスなどに係る業務の実施に必要な範囲内で利用します。なお、お客さまとの電気通信サービスなどに係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

また、本画面に記載などいただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT東日本が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、NTT東日本の契約約款などの規定又は個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

ひかり電話設定サイトの認証方法

P.42「ひかり電話設定サイトの認証方法」をご覧ください。

※ボイスワープと共通の設定操作となります。

仮パスワードの設定

P.43「仮パスワードの設定」をご覧ください。

※ボイスワープと共通の設定操作となります。

ひかり電話設定サイトへ接続

1～5 P.45「ひかり電話設定サイトへ接続」の手順1～5を行います。

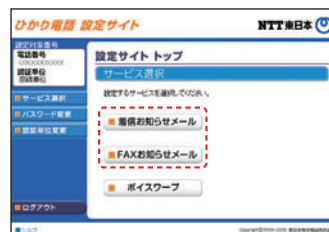
※ボイスワープと共通の設定操作となります。

6 「着信お知らせメール」または「FAXお知らせメール」をクリックします。

【パソコン／スマートフォン】

「着信お知らせメール」または「FAXお知らせメール」をクリックします。

※「ボイスワープ」「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」のうち、ご利用中のサービスが全て表示されます。



7 設定する電話番号をクリックします。

※この画面は以下の場合に表示され、操作が必要です。

- 認証単位が「回線単位」で、同一契約者回線内で1つ以上の追加番号を契約されている場合。
- 認証単位が「管理者／ユーザ単位」で、同一契約者回線内で1つ以上の追加番号を契約されており、かつ契約者回線番号でログインした場合。



8 サービス設定を行います。

「着信お知らせメール」の設定については、P.76をご覧ください。



「FAXお知らせメール」の設定については、P.78をご覧ください。



※ひかり電話設定サイトへアクセスする際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。

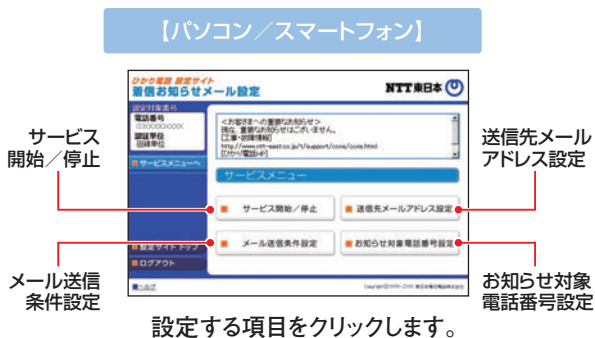
※ログイン状態で、しばらく何も操作しなかった場合には、自動的にログアウトされます。設定作業を続ける場合には、再度ログインする必要があります。

着信お知らせメールの設定(1)

- 送信先メールアドレス設定 着信お知らせメールを送信するメールアドレスを設定します。
- サービス開始/停止 サービスの開始または停止の設定を行います。
- メール送信条件設定 着信お知らせメールの送信条件を設定します。
- お知らせ対象電話番号設定 着信お知らせメールの送信対象とする発信元電話番号を設定します。

パソコン/スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

サービスメニュー



送信先メールアドレス設定

着信お知らせメールの送信先メールアドレスを設定します。送信先は5ヶ所まで設定可能です。

送信先メールアドレスを入力します。

- 1 サービスメニューの「送信先メールアドレス設定」をクリックします。
- 2 着信お知らせメールの送信先メールアドレスを入力します。
- 3 「送信テスト」ボタンをクリックし、正しくメールが届くことを確認します。
- 4 お知らせメールを送信したいメールアドレスの「送信」欄にチェックを入れます。
- 5 「設定」ボタンをクリックします。

※送信先メールアドレスとして設定できる文字は以下のとおりです。

「0～9」「a～z」「A～Z」「-」「_」「!」「\$」「%」「*」「+」「/」「?」「^」「#」

※以下の条件を満たす送信先メールアドレスを設定してください。

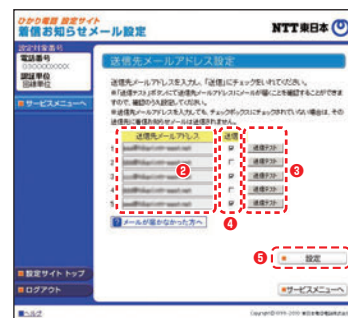
- ・先頭が「@」以外で始まる
- ・「@」は1つのみ
- ・末尾が「@」以外で終わる

※送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知される恐れがあります。メールアドレス登録の際、必ず「送信テスト」を行ってください。

※送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバーの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。

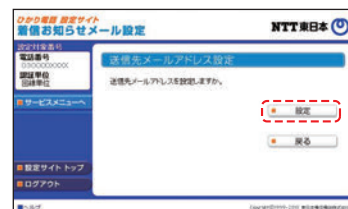
※お知らせメールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。

【パソコン/スマートフォン】



スマートフォン等でメールの受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除するか、「[hikari.ntt-east.net](https://www.hikari.ntt-east.net)」を受信指定ドメインとして設定してください。

2 「設定」をクリックします。



着信お知らせメールの設定(2)

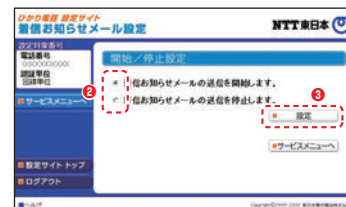
開始／停止設定

サービスの開始または停止の設定を行います。

- ① サービスメニューの「サービス開始／停止」をクリックします。
- ② 「開始」または「停止」を選択します。
- ③ 「設定」ボタンをクリックします。

※ 本サービスを「開始」するには、あらかじめ「送信先メールアドレス設定」が必要です。

【パソコン／スマートフォン】



メール送信条件設定

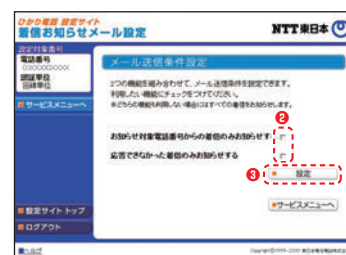
メールの送信条件を設定します。

「お知らせ対象電話番号からの着信のみお知らせする」「応答できなかった着信のみお知らせする」の2つの条件を設定できます。

- ① サービスメニューの「メール送信条件設定」をクリックします。
- ② 条件を設定する場合は、設定する条件のチェックボックスにチェックを入れます。
- ③ 「設定」ボタンをクリックします。

※ 本設定は必須ではありません。

【パソコン／スマートフォン】



お知らせ対象電話番号設定

お知らせ対象電話番号を設定します。

(メール送信条件設定で「お知らせ対象電話番号からの着信のみお知らせする」を指定した場合に本設定が必要です)

着信お知らせメールの送信対象とする発信元電話番号を設定します。電話番号は30件まで設定可能です。

- ① サービスメニューの「お知らせ対象電話番号設定」をクリックします。
- ② 発信元電話番号を指定して着信お知らせメールを送信する場合は、「発信者電話番号」欄に指定する電話番号(ハイフンなし)を入力します。
- ③ 「指定」欄にチェックを入れます。
- ④ 「設定」ボタンをクリックします。

！ お知らせ対象に設定した番号からの着信であっても発信元が発信者番号非通知にて電話をかけてきた場合には、着信お知らせメールは送信されません。

【パソコン／スマートフォン】



FAXお知らせメールの設定(1)

- 送信先メールアドレス設定 FAXお知らせメールを送信するメールアドレスを設定します。
- サービス開始/停止 サービスの開始または停止の設定を行います。
- 受信FAX内容確認 受信したFAXのダウンロードおよび受信日時などを確認します。

パソコン/スマートフォン等から「<https://www.hikari.ntt-east.net>」へ接続し、設定を行ってください。

サービスメニュー



送信先メールアドレス設定

FAXお知らせメールの送信先メールアドレスを設定します。送信先は5ヶ所まで登録可能です。

送信先メールアドレスを入力します。

- 1 サービスメニューの「送信先メールアドレス設定」をクリックします。
- 2 FAXお知らせメールの送信先メールアドレスを入力します。
- 3 「送信テスト」ボタンをクリックし、正しくメールが届くことを確認します。
- 4 お知らせメールを送信したいメールアドレスの「送信」欄にチェックを入れます。
- 5 「設定」ボタンをクリックします。

※送信先メールアドレスとして設定できる文字は以下のとおりです。
「0～9」「a～z」「A～Z」「-」「_」「!」「\$」%「+」「/」「?」「^」「#」

※以下の条件を満たす送信先メールアドレスを設定してください。

- ・先頭が「@」以外で始まる
- ・「@」は1つのみ
- ・末尾が「@」以外で終わる

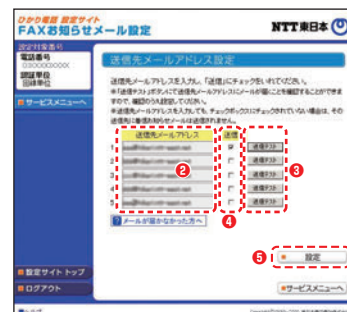
※送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知される恐れがあります。メールアドレス登録の際、必ず「送信テスト」を行ってください。

※送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバーの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。

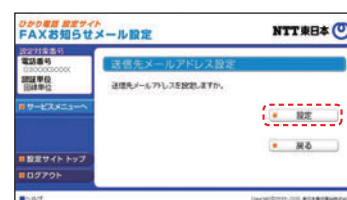
※お知らせメールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通話料、パケット通信料等がかかる場合があります。

2 「設定」をクリックします。

【パソコン/スマートフォン】



! スマートフォン等でメールの受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除するか、「[hikari.ntt-east.net](https://www.hikari.ntt-east.net)」を受信指定ドメインとして設定してください。



FAXお知らせメールの設定(2)

サービス開始／停止

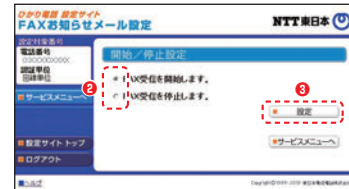
サービスの開始または停止の設定を行います。

- ① サービスメニューの「サービス開始／停止」をクリックします。
- ② 「開始」または「停止」を選択します。
- ③ 「設定」ボタンをクリックします。

※ 本サービスを「開始」するには、あらかじめ「送信先メールアドレス設定」(P.78参照)が必要です。

! 設定が「開始」状態の場合、電話の発信は可能ですが、通常の電話(音声)がかかってくる、電話機の着信音が鳴りません。「FAXお知らせメール」ご利用の際には、追加番号のご契約をお勧めします。

【パソコン／スマートフォン】



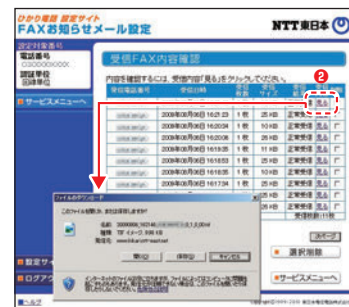
受信FAX内容確認

受信FAX内容を確認します。

- ① サービスメニューの「受信FAX内容確認」をクリックします。
- ② 「見る」をクリックしてダウンロードし、画像閲覧ソフトにて閲覧します。

※ 受信したFAXはTIFF形式のデータに変換されます。
対応のソフトで閲覧ください。Windows、Macの標準閲覧ソフトをご利用いただけます。

【パソコン／スマートフォン】



2 閲覧済みの受信FAXを削除します。

- ① 受信したFAXを削除する場合は、「削除」欄にチェックを入れます。
- ② 「選択削除」ボタンをクリックします。

※ 受信BOXの容量は10MB、または1,000件(受信エラーを含む)です。BOXの残量が無くなるとFAXの受信ができなくなりますので、定期的に削除するようにしてください。
※ 本サービスを解約した場合、受信FAXデータは全て消去されます。本サービス解約前に必要に応じてダウンロードしてください。



その他の設定

パスワードの変更 P.55「その他の設定」をご覧ください。
認証単位の変更 P.55「その他の設定」をご覧ください。

※ ボイスワープと共通の設定操作となります。

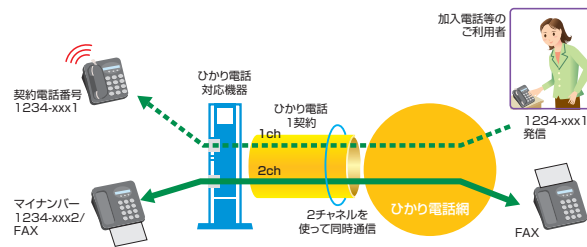
「マイナンバー」／「ダブルチャネル」

マイナンバー／ダブルチャネルの機能

電話とFAXの同時通信や電話番号の使い分けができます。

ひかり電話1契約で、最大5つの電話番号が利用できます。家族ひとり一人が自分の番号を持てるから、大切な人からの電話もダイレクトに受けることができます。また、2回線分の同時通話ができるから、1つの電話が話し中でも大丈夫です。

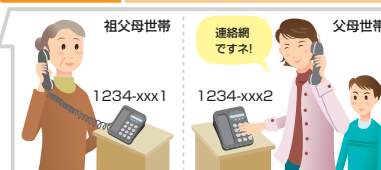
マイナンバー	最大5番号(契約電話番号+追加4番号)
ダブルチャネル	最大2チャネル(追加1チャネル)



家族 家族ひとり一人が番号の使い分け



2世帯住宅 親・子世帯別に番号の使い分け



店舗併用住宅 自宅と店舗で番号の使い分け



留意事項

ご利用上の注意

- マイナンバーごとに発信電話番号の「通常通知」「通常非通知」の設定が可能です。

マイナンバーを他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■ボイスワープ

ボイスワープを利用したい電話番号ごとに契約と設定が必要です。

■迷惑電話おことわりサービス

電話番号ごとにご契約と設定が必要です。

ダブルチャネルを他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■キャッチホン

2チャネルとも通話中のときにキャッチホンが作動します。1チャネルのみ通話中の場合はキャッチホンは作動しません。ただし、ひかり電話対応機器の割込音通知設定をすることにより、キャッチホン相当の機能がご利用になります。

■ボイスワープ

●無条件転送設定時

最大2コール目まで、転送されます。

●無応答時転送設定時

最大2コール目まで、転送タイマ満了後の着信コールについて転送されます。また、着信時に2チャネルとも通話中であった場合は、転送されず、転送元を呼び出し続けます。

●話中時転送設定時

話中時転送設定をしている電話番号に着信可能な端末が、全て通話中の場合、最大2コール目まで転送されます。

●指定転送設定時

設定された転送方法(無条件転送、無応答時転送、話中時転送)の動作条件と同じです。

■迷惑電話おことわりサービス

- ダブルチャネルで同時通話をしている場合、「迷惑電話リスト」に登録される電話番号は、最後に切断された電話番号となります。

- 「迷惑電話リスト」への登録は、通話切断後60秒以内となります。

■テレビ電話チョイス定額

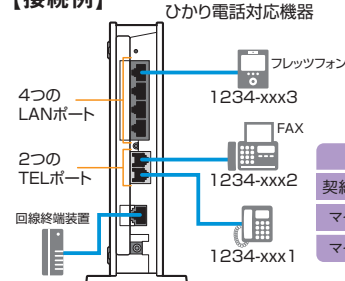
2チャネルともテレビ電話チョイス定額の適用対象となります。

ご利用方法

マイナンバーをご利用の場合、ひかり電話対応機器に設定が必要となる場合があります。

- 設定はパソコンにより「設定Web画面」上で行います。
- ひかり電話対応機器に接続した電話機のポートごとにマイナンバーの設定(発信電話番号/着信電話番号等)を行います。

【接続例】



電話番号	通信機器
契約電話番号 03-1234-xxx1	電話機
マイナンバー 03-1234-xxx2	FAX
マイナンバー 03-1234-xxx3	フレッツフォン

【設定例】

	TELポート1	TELポート2	IP端末1	IP端末2
内線番号	1	2	3	4
着信電話番号	03-1234-xxx1	03-1234-xxx1 03-1234-xxx2	03-1234-xxx3	03-1234-xxx4
発信電話番号	03-1234-xxx1	03-1234-xxx2	03-1234-xxx3	03-1234-xxx4

※1つの接続ポートに発信電話番号として設定できる電話番号は1つです。

詳しい設定方法については、機器に同梱されている取扱説明書をご覧ください。

14 フリーアクセス・ひかりワイド

フリーアクセス・ひかりワイドの機能

「0800」または「0120」で始まるフリーアクセス・ひかりワイド番号にかかってきた電話の通話料を着信側(本サービスご契約者)にご負担いただくサービスです。



- 現在利用中の「0800」または「0120」の着信課金番号をそのまま利用することができます。
- 全国から着信が可能です。発信地域の指定や、携帯電話等からの着信の許可・非許可の指定もできます。
- 加入電話から全国一律3分8.8円でご利用できます。

基本機能

- 発信地域指定
全国、地域、県、料金区域単位で発信地域指定を行うことが可能です。
- 携帯電話接続
携帯電話からの着信許可を指定することが可能です。
- フリーアクセスガイダンス
通話開始前に、発信者および着信者(本サービスご契約者)に「フリーアクセスであること」などを音声ガイダンスで通知することができます。
- 接続規制ガイダンス
地域指定外からの着信や、携帯電話などからの着信を許可しないように設定している場合、発信者に音声ガイダンスで通知することができます。

留意事項

ご利用上の留意事項

- 本サービスは、NTTドコモビジネス株式会社(以下NTTドコモビジネス)の設備を活用したサービス卸形態で提供しております。
- NTTドコモビジネスへお客さま情報を提供させていただき、ご同意の上ご利用ください。
- 050IP電話、国際電話、衛星・船舶・航空機からの着信はできません。
- テレビ電話、高音質電話、データコネクトでの着信はできません。
- 発信地域指定をする時は、同一の発信地域を複数の着信グループに指定することはできません。
- 着信者(本サービスご契約者)が、留守番電話機などの案内装置を設置し、フリーアクセスガイダンスと併用(留守番セット)する場合、発信者へは、ガイダンスが重なって聞こえます。
- 着信者(本サービスご契約者)が、電話/FAX用機で電話優先モードにて電話応答した場合、電話/FAX用機側の呼び出しから応答までの時間がフリーアクセスガイダンスより長いとガイダンスが終了し、着信者にはフリーアクセスガイダンスが聴こえない場合があります(兼用機の端末機種や設定、応答の仕方によって状況が異なります)。
- フリーアクセス・ひかりワイド通話料は、テレホンカードによるお支払いの対象外です。
- 本サービスのご利用による通話料は、ひかり電話A(エース)、安心プラン、もっと安心プランの月額利用料に含まれる通話料分の対象外です。

他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■ボイスワープ

「ボイスワープ」の「話中時転送」で指定した転送先と「フリーアクセス・ひかりワイド」の「話中時迂回機能」で指定した迂回先が異なる場合には次のとおり注意が必要です。

- (1)「フリーアクセス・ひかりワイド」で通話中に別の「フリーアクセス・ひかりワイド」の着信があった場合は、「話中時迂回機能」で指定した迂回先に着信します。
- (2)「フリーアクセス・ひかりワイド」を経由せずに着信または自ら発信した電話で通話中に、「フリーアクセス・ひかりワイド」の着信があった場合は、「ボイスワープ」の「話中時転送」で指定した転送先に着信します。

■ナンバー・リクエストおよび迷惑電話おことわりサービス

「ナンバー・リクエスト」もしくは「迷惑電話おことわりサービス」が動作した時点で「フリーアクセス・ひかりワイド」のフリーアクセスガイダンスが送出されるため、発信者へのガイダンスが重なって聞こえます。

■FAXお知らせメール

FAX受信「開始」設定の場合、音声通信はメディアサーバーに接続されるため、その電話番号への音声着信は受けられません。

フリーアクセス・ひかりワイド通話料

区 分			通話料
・加入電話、INSネット ・ひかり電話 ・ひかり電話オフィスタイプ ・他社直収電話 ・他社IP電話 (0AB～J)	全国一律		8.8円/3分
	プラン1	県内	6.6円/3分
		県外	11円/3分
・ひかり電話オフィスA(エース)	プラン2	全国一律	8.8円/3分
	携帯電話(自動車電話を含む)		17.6円/1分 ^{★1} ^{★2}
公衆電話	県内		22円/1分
	県間		33円/1分

★1 MVNO各社への通話料金も同料金です。

★2 携帯電話発フリーアクセス・ひかりワイド着の通話料金も同料金です。

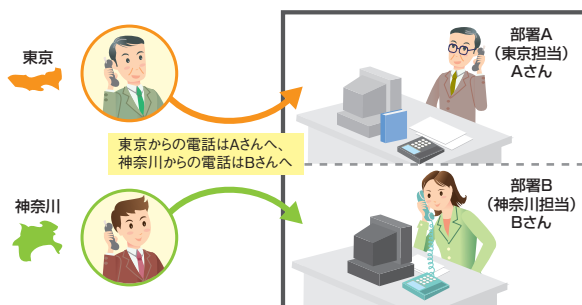
オプション機能

■複数回線管理機能

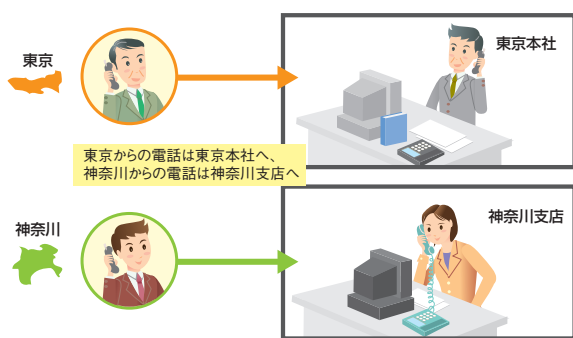
1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号を複数の拠点、回線で共通に利用することができます。

■発信地域振分機能

フリーアクセス・ひかりワイド番号にかかってきた着信を発信地域別に振り分けて受けることができる機能です。また、複数回線管理機能を契約することで、1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号を複数の拠点・回線に着信させることができます。

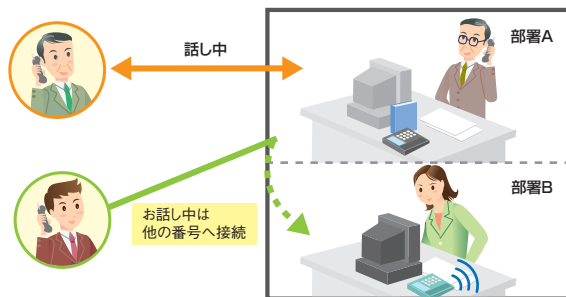


【複数回線管理機能をご利用の場合】

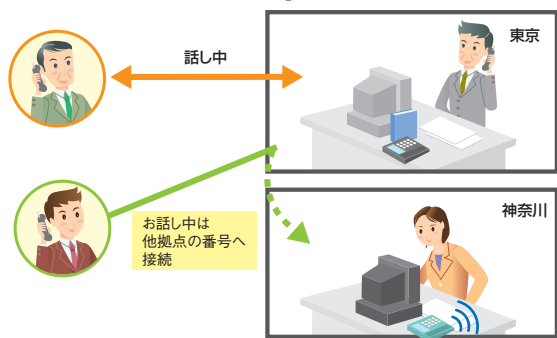


■話中時迂回機能

1つの着信先電話番号が話中でふさがっている場合でも、あらかじめ指定しておいた他の番号に接続することができます。また、複数回線管理機能を契約することで、1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号を複数の拠点・回線に着信させることができます。

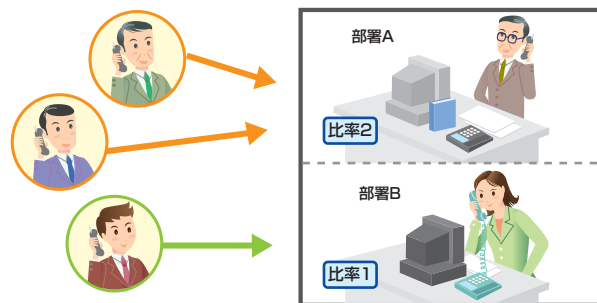


【複数回線管理機能をご利用の場合】

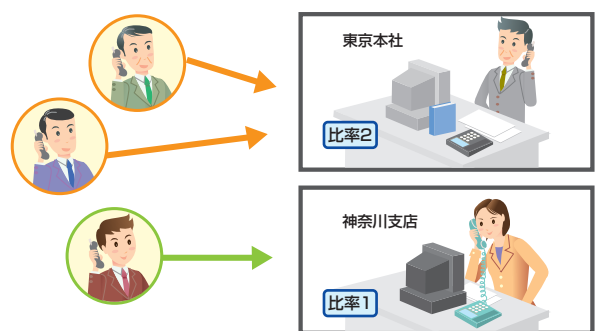


■着信振分接続機能

あらかじめ指定しておいた比率で、フリーアクセス・ひかりワイド番号でかかってきた通話を、複数の番号に振り分けて接続することができます。また、複数回線管理機能を契約することで、1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号を複数の拠点・回線に着信させることができます。



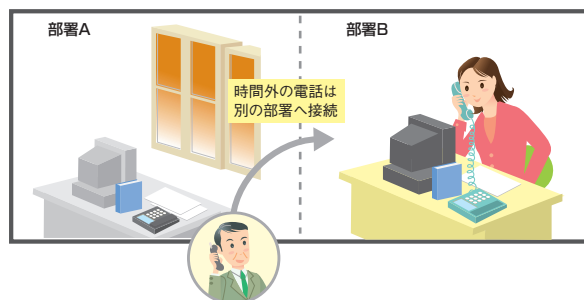
【複数回線管理機能をご利用の場合】



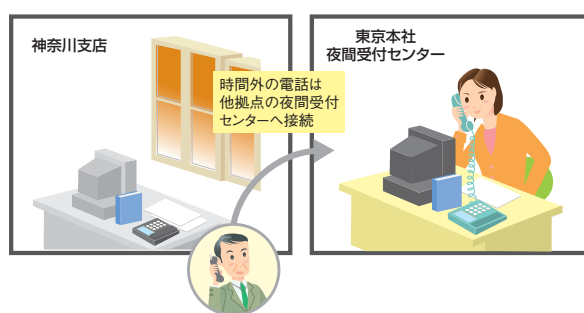
■受付先変更機能

本機能は、時間外案内機能とのバンドル機能です。

あらかじめ指定しておいた時間帯にかかってきたフリーアクセス・ひかりワイド番号への通話を、指定しておいた他の番号へ変更して接続することができます。また、複数回線管理機能を契約することで、1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号を複数の拠点・回線に着信させることができます。



【複数回線管理機能をご利用の場合】



■時間外案内機能

本機能は、受付先変更機能とのバンドル機能です。

営業時間外などにかかってきたフリーアクセス・ひかりワイド番号への通話に、音声ガイダンスで受付時間外のお知らせをすることができます。

「フリーダイヤルのご利用ありがとうございます。
こちらは(ご契約のフリーダイヤルの番号)
ですが、本日の受付は終了いたしました。またの
ご利用をお待ちしております」



■カスタマコントロール機能

お客さまご自身でパソコンから、ご利用状況の照会や契約内容の変更などが簡単に行うことができます。

ご利用可能な機能

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) スケジュール設定 | (2) 利用状況照会 |
| (3) 受付チャンネル数の設定 | (4) パスワード★の設定 |
| (5) 着信振り分け比率の設定 | (6) 受付先変更機能の設定 |
| (7) 時間外案内時間の設定 | |

★お客さまが設定されるパスワードについては、下記の点にご注意ください。

- ① 定期的に変更を行う
- ② 誕生日や車のナンバー、電話番号、同じ数字の羅列等類推されやすいものは避ける
- ③ 他のWebサイト等で使用しているものと同一のものにしない

【オプション機能利用時の留意事項】

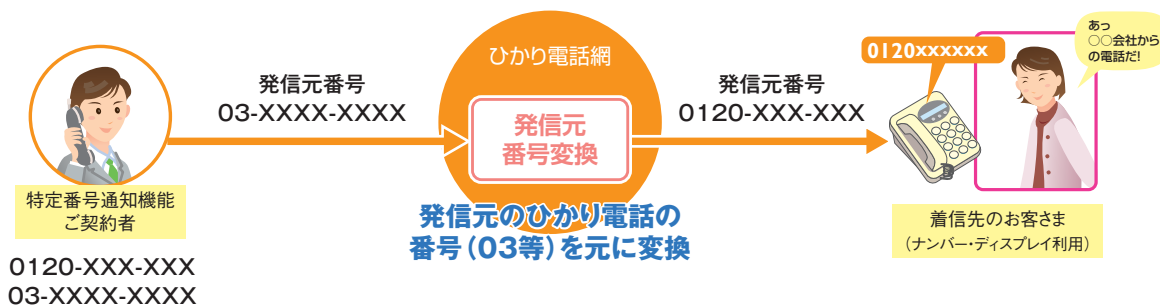
- オプション機能のご利用には別途お申し込みと月額利用料が必要です。
- 1契約電話番号もしくは追加番号(以下、DN番号)や話中時迂回等でのDN番号のグループごとに必ず発信地域の指定が必要です。複数のDN番号で、同一の発信地域は重複して指定することはできません。
- 「発信地域振分機能」と「話中時迂回機能」が重複した場合は、「話中時迂回機能」を優先します。
- 同一DN番号に、「話中時迂回機能」と「着信振分接続機能」は重量契約できません。
- 「受付先変更機能」と「時間外案内機能」はバンドル機能です。受付先変更機能の設定時間と、時間外案内機能の設定時間を重複して設定することはできません。
また、受付変更先に話中時迂回機能、着信振分接続機能、時間外案内機能、受付先変更機能を契約していても転送呼に対してはその機能は有効になりません。
- 「話中時迂回機能」と「時間外案内機能」が重複した場合は、迂回元のDN番号の「時間外案内機能」が起動時間になると、時間外案内ガイダンスが送出されます。

特定番号通知機能

0120、0800、0570から始まるNTT東日本または他社の着信課金等サービス★をご契約しているお客さまが、当該サービスの契約回線から発信する場合、ナンバー・ディスプレイをご利用の着信先のお客さまに対して、ひかり電話の電話番号（03等から始まる番号）ではなく、ご契約の着信課金番号等を通知するサービスです。

着信先のお客さまに安心して電話に出てもらったり、折り返し電話をかけてもらうことができます。

★NTT東日本が提供する「フリーアクセス・ひかりワイド」に加え、2016年1月22日よりNTTドコモビジネスが提供する「フリーダイヤル」「ナビダイヤル」に対応しています（2025年3月現在）。



ご利用方法

ご契約時は特定番号通知機能は停止状態です。ご利用いただく際は、ご契約者さまの回線から「135」へダイヤルしていただき、機能開始の設定をする必要があります。この設定をしない場合、特定番号通知機能が機能いたしません。ご注意ください。

設定はプッシュ信号を送出でき、契約電話番号を発信電話番号にしている電話機から行ってください。

サービスを開始するとき 1 3 5 + 1

サービスを停止するとき 1 3 5 + 0

※データコネクで発信した場合、接続できません。

※プッシュ信号の送出にあたり電話機の設定が必要な場合がありますので、詳細は電話機の取扱説明書などをご覧ください。

特定番号通知機能のご利用料金

区 分	単 位	金 額
月額利用料	1番号ごと	110円
工 事 費	基本工事費★1	1の工事ごと 2,200円
	交換機等工事費★2	1番号ごと 1,100円

★1 ひかり電話と同時工事の場合、基本工事費は不要となります。

★2 ひかり電話と同時に工事される場合でも、交換機等工事費は必要となります。

※「特定番号通知機能」のご利用には、フレッツ光およびひかり電話、着信課金等サービスのご契約が必要です。

※通知する着信課金等サービスの番号を変更する場合は、工事費が必要となります。

留意事項

ご利用上の留意事項

特定番号通知機能をご利用する際、ご契約回線のひかり電話対応機器等の発信元番号は、必ず特定番号通知機能をご契約されているひかり電話番号（03等）としてください。

誤って、着信課金等サービスの番号（0120等）を発信元番号として設定したり、特定番号通知の契約のない番号を発信元番号として設定しないでください。

重要 着信課金等サービスを廃止される場合について

特定番号通知機能をご利用されている場合で、着信課金等サービスを廃止される場合は、NTT東日本に特定番号通知機能の廃止の申し込みをお願いいたします。特定番号通知機能を廃止しない場合、着信先には廃止した着信課金等サービスの番号が通知され続けますのでご注意ください。なお、NTT東日本では他社着信課金等サービスの廃止状況を確認することはできません。

ひかり電話#ダイヤルの機能

ひかり電話契約者が「#と4桁の数字からなる番号（#ダイヤル番号）」をダイヤルするだけで、本サービス契約者が指定する電話番号へ着信できる★¹サービスです。各種お問い合わせ窓口や予約センターなどで覚えやすい番号をご利用いただけます。さらに、音声通話だけでなく、テレビ電話やデータコネクで着信もできますので、新たなビジネスシーンの創出に貢献します。

★¹ 加入電話などで既に#ダイヤルをご利用の場合は、同一の#ダイヤル番号および着信回線をご利用いただけます。



■ 契約形態

利用型	内 容	提供番号帯
全国利用型	東日本エリア★ ² 全域からの発信を受けることができます。★ ³	#8000～#9999
ブロック内利用型	東日本エリア★ ² の4ブロック（北海道・東北・信越・関東）のうち、ご指定いただいた1ブロック内からの発信を受けることができます。	#7000～#7899

★² 東日本エリア：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野の計17都道府県エリア

★³ 西日本エリアからの発信を受ける場合は、別途NTT西日本で提供している「ひかり電話#ダイヤル」の契約が必要です。

留意事項

提供条件

- 本サービスは、NTT東日本が提供する「ひかり電話」およびフレッツ光のご契約が必要です（別途契約料、工事費、月額利用料がかかります）。

ご利用上の留意事項

- 加入電話などで提供している「#ダイヤル」とは一部機能が異なります。
- 「ひかり電話#ダイヤル」番号への通信料は「ひかり電話A（エース）」「安心プラン」「もっと安心プラン」の月額利用料に含まれる通話分の対象とはなりません。

他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

■ FAXお知らせメール

FAX受信「開始」設定の場合、着信は音声も含めて全てメディアサーバーに接続されるため、その電話番号への音声着信等は受けられません。

■ フリーアクセス・ひかりワイド

- フリーアクセス・ひかりワイドとひかり電話#ダイヤルで、同一のひかり電話番号を、同時に接続先電話番号として使用できます。
- ひかり電話#ダイヤルの接続先電話番号として、フリーアクセス・ひかりワイド番号は使用できません。

テレビ電話チョイス定額の機能

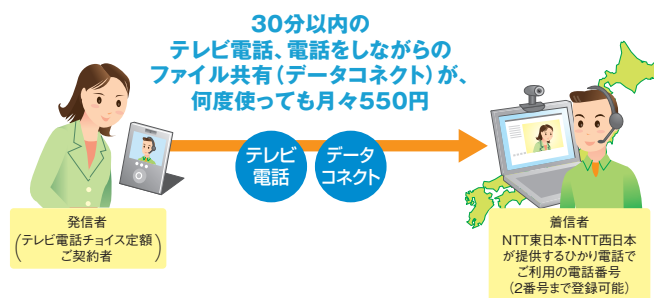
あらかじめ登録した2つの電話番号に対して、1回の通信が30分以内のテレビ電話なら何度使っても月々550円でご利用いただけるサービスです。

フレッツ光でひかり電話をお使いのお客さまに、ひかり電話ならではの高品質なテレビ電話や、電話をしながらのファイル共有(データコネクト)をご利用いただけます。

※ひかり電話オフィスタ입、ひかり電話オフィスA(エース)、ひかり電話ネクスト、光回線電話ではご利用いただけません。

※テレビ電話等の利用にあたっては、対応する機器やソフトウェア等が必要となります(詳細はP.87~88を参照)。

※テレビ電話・データコネクトの詳細についてはP.87~89を参照ください。



留意事項

ご利用上の留意事項

- 回線単位の契約となり、チャンネル単位・番号単位での契約はできません。
- 定額対象となる通信は、利用帯域2.6Mbpsまでのテレビ電話です。テレビ電話・音声・データコネクトを複数同時利用した場合(合計利用帯域2.6Mbpsまで)を含みます。音声のみの通信やデータコネクトのみの通信は定額対象外です。
- 定額対象通信であっても1回の通信が30分を超えた場合や指定番号以外への通信については通常の通信料がかかります。なお、月途中で廃止申込があった場合も廃止申込月の月末まで適用されます。
※テレビ電話・音声・データコネクトを複数同時利用した場合を含みます。
- 音声やデータのみの通信は定額通信の適用対象外となります。
- 対地として登録できる相手先の電話番号は「ひかり電話」、「ひかり電話オフィスタ입」、「ひかり電話オフィスA(エース)」の番号です。ただし、「フリーアクセス」、「フリーダイヤル」等の番号を除きます。
- 本サービスを適用する対地は電話番号での登録となることから、同一回線上であっても、対地として登録した電話番号以外(マイナンバー等)へかけた場合は適用対象外となります。
- 相手先の電話番号が定額対象であるかの確認はNTT東日本ではできませんので、お客さまご自身での確認をお願いします。
- 登録できる電話番号は2番号までとなります。

- 「テレビ電話チョイス定額」の利用開始日は、お申し込み日(新規にひかり電話をご利用になるお客さまはひかり電話利用開始日)の翌月1日です(申込内容の確認をさせていただくため、申込日の翌々月1日からの利用開始となる場合があります)。なお、月途中で廃止申込があった場合も廃止申込月の月末まで適用されます。
- 明細記録区分を「記録希望(全桁記録)」とすることが必要です(サービス適用のため通信の明細を記録させていただきます)。
- 本サービスを契約するひかり電話からの発信時のみ定額通信が適用となり、着信したテレビ電話等への通信料は適用対象外となります(発信元で料金が発生します)。

他の付加サービス等と併せてご利用の場合の留意事項

■ダブルチャンネル

ダブルチャンネル契約の場合、2チャンネルとも本サービスの適用対象となります。

■グループ通話定額

グループ通話定額との同時契約はできません。

テレビ電話

テレビ電話の機能

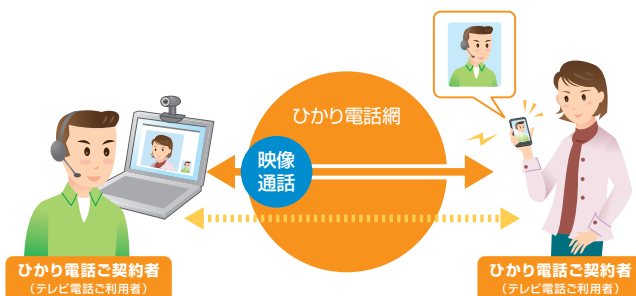
ひかり電話・ひかり電話ネクストおよび法人向けひかり電話★
契約者間でテレビ電話がご利用いただける機能です。

専用の電話端末のほか、現在お使いのパソコンやスマートフォン・タブレット端末などでも「ひかり電話ならでは」の、高品質で滑らかな映像のテレビ電話をお楽しみいただけます。

★「法人向けひかり電話」とは、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA（エース）」（いずれも電話サービス）の総称です。

※別途、テレビ電話対応機器が必要です。

※お客さまの設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。



- スマートフォン・タブレット端末を利用したテレビ電話についてはP.4の「スマホdeひかり電話」をご参照ください。

留意事項

ご利用上の留意事項

- 通常の電話番号（0AB～J番号）で利用できます。
- 「テレビ電話」の契約がないひかり電話契約者とは、音声での通話のみとなります。
- 緊急通報（110/119/118）は、音声通話として発信できます。
- 通話相手によっては、標準品質のテレビ電話となる場合があります。
- テレビ電話対応機器にテレビ電話の着信があった場合は、テレビ電話対応機器のみ呼出音が鳴ります。他の電話機等へは着信しません。テレビ電話対応機器がない場合は、呼出音が鳴らず音声通話により再接続となります。
- 音声通話で着信した場合は、テレビ電話対応機器以外の電話機とも通話できます。

他の付加サービス等と併せてご利用の場合の留意事項

- **キャッチホン**
 - 音声通話中またはテレビ電話通話中に、キャッチホンによるテレビ電話を受けることはできません。音声通話となります。
 - テレビ電話対応機器でテレビ電話通話中は、キャッチホンによる通話（音声通話、テレビ電話）を受けることはできません。また、割込通知音が聞こえません。
- **フリーアクセス・ひかりワイド**
 - テレビ電話での着信はできません。
- **ひかり電話#ダイヤル**
 - 「ひかり電話#ダイヤル」はフレッツ光でご利用のひかり電話から接続できます。
- **優先着信機能**
 - LANポートにて優先着信機能は利用できません。TELポート（加入電話機等）にて優先着信機能の設定をしている場合、テレビ電話のご利用ができない場合があります。
- **指定着信機能**
 - LANポートにて指定着信機能は利用できません。TELポート（加入電話機等）にて指定着信機能の設定をしている場合でも、テレビ電話の利用は可能です。

ご利用方法

通信機器

- 本サービスのご利用には、ひかり電話に対応したテレビ電話対応機器が必要です。
- 通話相手も、ひかり電話・ひかり電話ネクストおよび法人向けひかり電話に対応したテレビ電話対応機器をお持ちである必要があります。

接続方法

- フレッツフォンシリーズはひかり電話対応機器のLANポートに接続します。
- ひかり電話対応機器の設定が必要となる場合があります。

テレビ電話対応アプリケーション・機器の紹介

「リビートーク」について



リビートーク
Livytalkはスマホを使ってテレビ電話ができるアプリケーションです。

Livytalk(リビートーク)をスマホにインストールして設定すると、自宅ではスマホをひかり電話機器としてご利用いただけます。

※詳細はP.4を参照



「ひかりシェアプレイス」について

ご自宅のテレビに接続して、簡単にテレビ電話をご利用できます。

ご自宅のテレビに接続する★1ことで、簡単にHD画質に対応した高品質なリアルタイム映像でのテレビ電話★2や、写真・動画等のファイル送受信をお楽しみいただける映像コミュニケーション端末です。

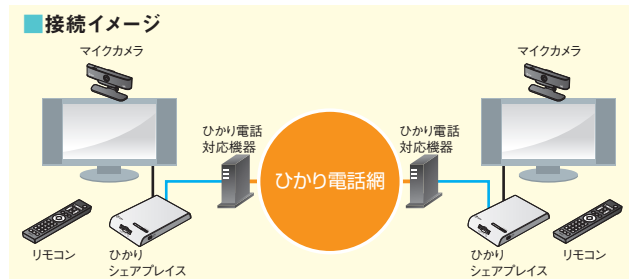
本商品をご利用いただくことで、離れた場所に暮らすご家族やご友人の方とあたかも同じ場所にいるかのように、その場の雰囲気共有することや、法人のお客さまにも簡易なテレビ電話会議システムや企業とお客さまをつなぐサービスとしてもご活用いただけます。

★1 「ひかりシェアプレイス」にはモニター／テレビは含まれておりません。お客さまご自身にて、HDMI端子が搭載されたモニター／テレビをご準備願います。

★2 「ひかりシェアプレイス」同士で利用する場合。



販売価格:41,800円



ひかりシェアプレイスの仕様やお買い求めはこちら

http://web116.jp/shop/goods/hlv1-tel/hlv1-tel_00.html

ご利用上の留意事項

- 本商品のご利用には、フレッツ光と、「ひかり電話」の契約が必要です。(別途契約料、工事費、月額利用料がかかります)
- お客さまの設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

- インターネットサービスのご利用には、プロバイダとの契約が必要です。(別途月額利用料がかかります。)
- 本商品には、モニター(テレビ等)は含まれておりません。お客さまがお手持ちの「HDMI端子」が搭載されているHDMI準拠のモニター(テレビ等)でご利用いただく必要があります。ご購入の際には、必ず「HDMI端子の有無(空ポートの有無)」をご確認ください。

高音質電話

高音質電話の機能

ひかり電話・ひかり電話ネクストおよび法人向けひかり電話★契約者同士なら、従来の加入電話よりも高音質で通話ができる機能です。標準音声の周波数帯域(3.4kHzまで)と比べ、約2倍の帯域(7kHzまで)を使用するため、よりクリアな通話を実現します。

★「法人向けひかり電話」とは、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」(いずれも電話サービス)の総称です。

※NTT西日本エリアへ発信する際、着信側が、ひかり電話ビジネスタイプの電話番号(加入電話などから番号ポータビリティをした番号は除く)を継続して使われている場合、ご利用いただけません。

※別途、高音質電話対応機器が必要です。

※お客様の設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

留意事項

ご利用上の留意事項

- 通話先の電話機が「高音質電話」に対応していない場合、標準音質での通話となります。
- 「高音質電話」対応の電話機から117(時報)等のガイダンスをお聞きになる場合は、標準音質の音声となります。

他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

- **キャッチホン**
お話し中に「高音質電話」対応の電話機から電話がかかってきた場合、かかってきた電話との通話は標準音質の通話となります。
- **フリーアクセス・ひかりワイド**
高音質電話での着信はできません。

ご利用方法

■ 通信機器

- 本サービスのご利用には、対応電話機が必要です。
- 通話相手が本サービスに対応した電話機をお持ちである必要があります。

■ 接続方法

- 本サービス対応の電話機はひかり電話対応機器のLANポートに接続します。
- ひかり電話対応機器の設定が必要となる場合があります。

データコネクト

データコネクトの機能

「データコネクト」とは、ひかり電話・ひかり電話ネクスト・光回線電話および法人向けひかり電話契約者★同士が、ひかり電話の電話番号を利用して写真やファイル共有などのデータ通信ができる機能です。

★「法人向けひかり電話」とは、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」(いずれも電話サービス)の総称です。



※別途、データコネクト対応機器が必要です。

※お客様の設備の都合等により、「テレビ電話・高音質電話・データコネクト」を基本機能として提供できない場合があります。ご利用される場合は別途お申込みが必要です。その場合の初期費用については無料です。

留意事項

ご利用上の留意事項

- 通信先が「データコネクト」に対応していない機器の場合、「データコネクト」での接続はできません。
- データコネクトの通信料は、テレホンカードによるお支払いの対象外です。

他の付加サービスと併せてご利用の場合の留意事項

- **ナンバー・リクエスト**
データコネクトで着信した場合、音声メッセージでの応答はしません。

■ キャッチホン

お話し中に、データコネクトで着信した場合、キャッチホンは作動しません。

■ 迷惑電話おことわりサービス

「迷惑電話リスト」に登録された電話番号からの着信が、データコネクトによる場合には着信拒否はされますが、メッセージで応答はしません。

■ FAXお知らせメール

データコネクトでの着信の場合、FAXお知らせメールは作動しません。

■ フリーアクセス・ひかりワイド

データコネクトでの着信はできません。

個人情報保護に関するご案内 (プライバシーポリシー)

（2025年3月現在）

個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等保護に関する基本的な方針

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の保護に対する社会的要請を十分に認識し、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の適正な取り扱いを推進していくことが、公共性を有する電気通信事業者としての重大な社会的責務であるものと考えています。

NTT東日本は、このような責務を十分に果たしていくとともに、安心・安全なサービスを提供し、皆様に信頼される企業であり続けるため、「NTTグループ情報セキュリティポリシー新規ウィンドウで開く」及び以下の基本的な方針に従い、全社を挙げて個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の保護に努めてまいります。

- NTT東日本は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の保護に関連する法令等※1の規定に従って個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の適正な取り扱いを行っていき、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めてまいります。
- NTT東日本は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の利用目的を明確に定めるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内で適正に個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等を取り扱います。また、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- NTT東日本は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の適正な管理のため、個人情報保護管理者及び特定利用者情報統括管理者としてCCO（最高コンプライアンス責任者）を置くとともに各組織に個人情報、特定利用者情報保護に関する責任者及び特定個人情報等保護に関する責任者並びに事務取扱担当者を配置する等の責任体制を整備します。
- NTT東日本は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等を取り扱う業務に従事する者に対して必要な教育研修等を実施するとともに適切な監督を行います。また、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の取り扱いを外部に委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先においても適正に取り扱われるよう管理、監督します。
- NTT東日本は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の安全性の確保のため、各種の基準・ガイドライン等を参照しつつ、必要な安全管理措置を講じます。
- NTT東日本は、NTT東日本における個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の取り扱いに関するお客様からのご意見、ご相談等に対して適切に対応します。

[7] NTT東日本は、個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の保護の一層の推進のため、管理体制、安全管理措置その他必要な措置の継続的な改善に努めます。

なお、NTT東日本は、個人情報のみならず、法人その他の団体のお客様に関する情報及び特定利用者情報についても等しく厳格に保護していくことが重要であるものと認識しております。NTT東日本は、これらの情報についても個人情報と同様に適正に取り扱ってまいります。

- ※1 個人情報、特定利用者情報及び特定個人情報等の保護に関連する法令等の具体例
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）
 - ・電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
 - ・電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年3月31日 個人情報保護委員会・総務省告示第4号）
 - ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日 個人情報保護委員会 厚生労働省）
 - ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、仮名加工情報・匿名加工情報編、第三者提供時の確認・記録義務編、外国にある第三者への提供編）（平成28年11月 個人情報保護委員会）
 - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）
 - ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日 個人情報保護委員会）等

NTT東日本の病院における個人情報の具体的な取り扱いに関する方針はこちら
札幌病院

<https://www.nmcs.ntt-east.co.jp/index.html>

関東病院

<https://www.nmct.ntt-east.co.jp/>

伊豆病院

<https://www.izu-hospital.ntt-east.co.jp/>

電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取り扱いに関する方針

（1）NTT東日本が取り扱う個人情報の取得方法

NTT東日本は、口頭、書面、電磁的記録媒体、メール・Web画面等に入力された電磁的記録、録音、録画その他の方法をもってお客様の個人情報※2を適法かつ公正に取得します。（お客様から直接取得する以外に、当社がお客様以外から間接的に取得する場合を含みます。）
なお、お客様との電話応対時においては、ご注文・ご意見・お問い合わせ内容等の正確な把握、今後のサービス向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

※2 個人情報

個人情報保護法第2条が規定する個人情報をいい、個人データ及び保有個人データを含みます。また、個人のお客様以外のお客様の場合には、そのお客様の代表者、役員、従業員等に関する個人情報のうち、電気通信サービス等に関する業務・販売等に際してNTT東日本が取り扱うこととなるものを含みます。ただし、本プライバシーポリシーにおいて、特定個人情報等は含みません。以下においても同様とします。

（2）利用目的

NTT東日本は、前記（1）に記載した方法により取得した個人情報を取り扱うに当たり、次のとおり利用目的を定めます。

[1] 電気通信サービス等※3の提供※4

電気通信サービス等の提供に際してNTT東日本が取り扱う以下の個人情報については、電気通信サービス等の提供の他、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡その他契約約款等※5に基づく契約の実施に必要な範囲内で利用します。

また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS（顧客満足度）向上等のための施策（アンケート調査を含みます。）の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善その他の電気通信サービス等に関する業務の実施に必要な範囲内で利用します。

なお、お客様との電気通信サービス等に関する契約が解除等された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

- お客様がお申込又はご利用の電気通信サービス等の名称、内容、申込・提供開始・休廃止等の日付等
- お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等
- 電気通信回線等の設置場所所在地
- お客様の連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- 電話帳に掲載し、又は、番号案内する氏名、名称、電話番号等
- 料金請求先の氏名、住所、電話番号等、料金請求に必要な金融機関の口座番号及び口座名義、クレジットカード番号、過去における料金の請求及び支払状況等
- 通信開始時刻、通信終了時刻、通信時間、通信先番号その他の利用履歴情報
- 故障対応状況、故障履歴情報、利用設備情報等
- 電報サービスに係る発信人及び受取人の氏名、住所等
- お客様の本人確認のためにご提示いただいた書面、電磁的記録に記載の情報又は公共機関もしくは信用情報機関等の第三者から適法に取得する情報のうち個人情報に該当する項目
- お客様との電話応対内容等の対応履歴情報等
- お客様からの紹介等、本人の同意を得て第三者から取得した情報のうち個人情報に該当する項目
- 申込・故障等の受付履歴、契約者又は利用者の識別記号・電気通信サービス等の利用履歴等、電気通信サービスの提供等に付随して取得する情報その他お客様による電気通信サービス等のお申込、ご利用及びお問い合わせに際してNTT東日本が取り扱うこととなる情報のうち個人情報に該当する項目

※3 電気通信サービス等

NTT東日本が提供する電気通信サービス、情報機器、NTT東日本が行うシステムインテグレーション及びシステムエンジニアリング（注）を指します。以下においても同様とします。

（注）NTT東日本が行うシステムインテグレーション及びシステムエンジニアリングには、NTT東日本が提供するサービス、情報機器のみならず、それに関連する他の事業者等の商品・役務に関するシステムインテグレーション及びシステムエンジニアリングを含みます。

※4 電気通信サービス等の提供

電気通信サービス等の提供の開始のほか、保守（故障対応を含みます。）、変更、移転、休止、廃止等を含みます。以下においても同様とします。

※5 契約約款等

契約約款のほか、利用規約その他のNTT東日本とお客様との間で締結された契約をいいます。

以下においても同様とします。

[2] お客様相談等への対応業務

NTT東日本のお客様相談センターその他の相談窓口にご相談、ご要望等（故障受付や個人情報の開示等のお申し出等を含みます。以下においても同様とします。）に対応させていただく際にNTT東日本が取り扱うこととなる以下の個人情報については、ご相談、ご要望等の内容に際して対応するに当たって必要となる範囲内で利用するほか、ご意見、ご相談等の内容に基づく電気通信サービス等の品質改善及び新たな電気通信サービス等の開発に当たって必要となる範囲内で利用します。

- ご相談、ご要望等いただいたお客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等
- その他ご相談、ご要望等の内容のうち個人情報に該当する項目

[3] アンケート調査等への参加

NTT東日本が実施するアンケート調査その他の調査※6にご参加いただくこと又は懸賞にご応募いただくこと（以下「アンケート調査等への参加」といいます。）によりNTT東日本が取り扱うこととなる以下の個人情報については、アンケート調査その他の調査に必要な素材及びアンケート調査その他の調査に対する謝礼等の送付、懸賞の賞品の送付、電気通信サービス等の品質改善、新たな電気通信サービス等の開発並びにNTT東日本の電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティングに当たって必要となる範囲内で利用します。

- アンケート調査等への参加に当たってお知らせいただいたお客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、生年月日、職業、性別等
- その他ご相談、ご要望の内容の個人情報に該当する項目

※6 アンケート調査その他の調査

アンケート調査のほか、電気通信サービス等のモニタ調査、新たな電気通信サービス等の開発に関する実験に係る調査等を含みます。

[4] 接続業務

NTT東日本が接続約款又は他の電気通信事業者との協定等（以下、「接続約款等」といいます。）に基づいて行う接続業務（以下、単に「接続業務」といいます。）を実施する際に取り扱うこととなる以下の個人情報は、個人情報保護の観点に加えて公正競争遵守の観点からも、当該情報を取り扱うことに合理的な理由が認められる場合を除き、接続業務の実施、電気通信サービス等の品質改善のための施策の実施、電気通信サービス等の提供に関わる設備の管理及び改善、その他接続業務の実施に必要な範囲内に限って利用します。

- NTT東日本が、接続約款等に基づき、他の電気通信事業者から取得する、当該事業者の顧客の氏名、住所、電話番号及びご利用の電気通信サービスの内容（名称、申込、提供開始、休廃止等の日付）等
- NTT東日本が、接続約款等に基づき、他の電気通信事業者から取得する情報のうち個人情報に該当する項目
- 他の電気通信事業者の顧客の利用履歴等、NTT東日本が接続業務を実施する際に取り扱うこととなる情報のうち個人情報に該当する項目

[5] 受託業務

NTT東日本が他の事業者から委託された業務（他の事業者の商品・サービスの販売・取次等）の実施に当たって取り扱うこととなる個人情報は、その委託された業務の実施に必要な範囲内で利用します。

（3）他の事業者等に対する業務委託等に伴う個人情報の提供

NTT東日本が取り扱う個人情報の提供は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、以下の業務について、NTT東日本は個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する他の事業者に対して提供することがあります。この場合、NTT東日本は、個人情報を適正に取り扱うと認めた事業者等を選定し、委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件その他の個人情報の適正な取り扱いに必要な事項を定め、適切に監督します。

また、NTT東日本の契約約款等の規定又は個人情報保護法、電気通信事業法等の他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

[1] 前記（2）[1] に掲げる電気通信サービス等の提供

[2] 前記（2）[2] に掲げるお客様相談等への対応業務

[3] 前記（2）[3] に掲げるアンケート調査等への参加

[4] 前記（2）[4] に掲げる接続業務

[5] 前記（2）[5] に掲げる受託業務

（4）共同利用

NTT東日本は、NTT東日本のサービスエリアからそれ以外の地域に転移等されるお客様の利便性確

保のため、以下のとおり個人情報を利用します。

- [1] 共同して利用される個人情報の項目
前記 (2) [1] に記載の情報 (通信の秘密に属するものは除きます。)
- [2] 共同して利用する者の範囲
西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」といいます。)
- [3] 共同して利用する者の利用目的
NTT東日本が電気通信サービスを提供するエリア以外のエリア (NTT西日本が電気通信サービスを提供するエリア) への移転手続、移転後の電気通信サービスの提供・料金請求等に当たって必要となる範囲内で利用します。
- [4] 共同利用に関する責任者
NTT東日本 代表取締役社長 社長執行役員 渡谷 直樹

(5) **安全管理措置に関する基本的な考え方 (セキュリティ・ポリシー)**
NTT東日本は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報を安全に管理するため、以下のような措置を適切に実施するよう努めます。

- [1] 技術的な保護措置
個人情報へのアクセス管理、持出し手段の制限、外部からの不正アクセスの防止等に適切な措置を講じることにより、個人情報への不正なアクセスや個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止に努めます。
- [2] 組織的・人的な保護措置
・ 個人情報を取り扱う各部署において個人情報保護に係る責任者を置き、責任及び権限を明確に定めます。
・ 個人情報を安全に管理するため、社内規程、マニュアル等を定め、個人情報を取り扱う業務に従事する者に遵守させるとともに、遵守状況についても定期的に適切に管理、監督します。
・ 個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して定期的に適切な教育研修を実施することにより、個人情報の重要性について十分に認識し個人情報を適正に取り扱うよう、従業者一人ひとりの意識の向上に努めます。
・ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先において適正に取り扱われるよう監督します。
- [3] 物理的な保護措置
個人情報を取り扱う建物やフロアの入退室管理、盗難等の防止、システムや文書の持出し・保管時における施錠などの諸対策を講じます。
- [4] 外的環境の把握
個人情報を外国に保存する、又は外国にある第三者に提供する等、外国で取り扱う場合には、各国の個人情報の保護に関する制度を把握して適切な措置を講じます。

(6) **開示・訂正等の手続**
NTT東日本は、お客様からの、個人情報の利用目的の通知又は個人情報、個人情報の第三者提供に係る記録の開示 (以下「開示等」といいます。) 若しくは個人情報の訂正、追加若しくは削除又は利用停止若しくは第三者提供の停止 (以下「訂正等」といいます。) のお申出 (以下「開示・訂正等のお申出」といいます。) について、以下のとおり手続を定めます。

- [1] 開示・訂正等のお申出先
0120-980431 (午前9時～午後5時/土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。)
- [2] 開示・訂正等の手続
ア 開示等の手続
・ NTT東日本は、お客様から開示等のお申出があったときは、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当社の定める方法のうちお客様が請求した方法により回答します。ただし、お客様が請求した方法により開示を行うことが困難であると当社が判断したときは、その旨及びその理由をお伝えし、書面の交付による開示を行います。いずれの場合においても、お客様からの開示等のお申出は、NTT東日本があらかじめ定めた様式に従った書面を提出することにより行っていくものとします。
・ NTT東日本は、開示等のお申出があった場合においても、個人情報保護法の規定に基づき、その一部又は全部について開示等をしないことがあります。この場合においては、NTT東日本は、開示等をしない旨及びその理由をお知らせします。なお、代理人に対しては、個人情報を開示することにより通信の秘密を侵害することとなる場合、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等は、対象となる個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。
・ 開示等をご希望のお客様は前記 [1] 記載のお申出先にご連絡ください。手続の詳細についてご案内します。
イ 訂正等の手続
・ NTT東日本は、お客様から訂正等のお申出があったときは、そのお申出内容について調査を行います。この場合において、お客様からの訂正等のお申出は、NTT東日本があらかじめ定めた様式に従った書面を提出することにより行っていくものとします。
・ NTT東日本は、調査の結果、個人情報の内容が事実でないとき、又はお客様の権利若しくは正当な利益が害されるおそれがあるとき、その他当該個人情報の取り扱いが適正でないときと認めるときは、訂正等を行います。
・ NTT東日本は、訂正等のお申出があった場合においても、個人情報保護法の規定に基づき、その一部又は全部について訂正等をしないことがあります。この場合においては、NTT東日本は、訂正等をしない旨及びその理由をお知らせします。
・ 訂正等をご希望のお客様は前記 [1] 記載のお申出先にご連絡ください。手続の詳細についてご案内します。
- [3] 本人確認等
開示・訂正等のお申出に当たっては、対象となる個人情報に係る本人又はその代理人であることを確認できる書面が必要となります。必要となる書面の詳細については前記 [1] 記載のお申出先にお尋ねください。
- [4] 開示等のお申出に係る手数料の額等

- ・ 手数料 : 1契約 (1電話番号等) に係るお申出ごとに基本料金440円 (税込) 及び、開示希望情報の項目、量、開示方法等に応じた手数料が加算されます。
 - ・ 送料 : 簡易書留による郵送に係る実費
 - ・ 請求方法 : NTT東日本の電話料金に係る請求書に加算して請求します。(NTT東日本の加入電話契約者以外のお客様については、ご請求の都度、請求書を送付します。)
 - ・ その他手数料の額等の詳細については、前記 [1] 記載のお申出先にお尋ねください。
- [5] その他
- ・ NTT東日本は、このプライバシーポリシーの記載内容にかかわらず、契約約款の規定に基づく料金明細内訳書の送付、電話加入権等に関する事項の証明等については、契約約款の規定に従って取り扱います。
 - ・ NTT東日本は、このプライバシーポリシーの記載内容にかかわらず、116等のお問い合わせ先に対するお客様からの口頭によるお問い合わせについては、従来どおり取り扱います。

- (7) **ダイレクトメール等によるご案内の停止**
- ・ お客様は、ダイレクトメール等の広告物等による販売勧奨の中止を申し出ることができます。ただし、電気通信サービス等に関するご注文の確認、サービス中断のお知らせその他の業務運営上必要なご案内 (名称は問いません。) は除きます。
- なお、上記お申出の実施に必要な範囲内で個人情報をNTT東日本が個人情報の取り扱いを委託する業務委託先等へ提供することについてあらかじめご了承ください。
- ・ 宣伝物の送付等や販売勧奨の中止をご希望のお客様は、116又は受付窓口等にお申出ください。

(8) **個人情報の取り扱いに関するご意見等の受付窓口**
NTT東日本の電気通信サービス等の提供・販売等に際しての個人情報の取り扱いに関するご相談、ご要望等については、以下のお申出先で承ります。
0120-980431 (午前9時～午後5時/土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。)

(9) **認定個人情報保護団体**
NTT東日本は、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体である電気通信個人情報保護推進センター (一般財団法人日本データ通信協会) の対象事業者です。
なお、同団体における苦情の解決の申出先については、以下のとおりです。
電気通信個人情報保護推進センター (https://www.dekryo.or.jp/kojinijyoho/)

(10) **取得した個人情報の加工**
NTT東日本は、取得した個人情報をもとに、仮名加工情報、匿名加工情報を作成することがあります。その場合は、個人情報保護法の規定に従い適切な措置を講じます。

(11) **個人関連情報の取り扱い**
NTT東日本は、個人関連情報 (生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいい、具体的には、ウェブサイトの閲覧履歴や位置情報等を指します。) を以下のとおり取り扱います。

- [1] NTT東日本が個人関連情報を提供する場合
NTT東日本は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、個人情報保護法第27条第1項各号による場合以外は、お客様本人からあらかじめ同意を得ていること (当該第三者が外国にある場合、同意を得るにあたって、当該外国の名称、個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他の当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていることを含みます。) を確認することなく、当該第三者へ個人関連情報を提供いたしません。
- [2] NTT東日本が個人関連情報を個人データとして取得する場合
NTT東日本は、個人関連情報を個人データとして取得する場合には、お客様本人からあらかじめ同意を得るものとします。ただし、当該個人データを提供しようとする者においてお客様本人から同意を得ている場合には、あらかじめ同意を得ることに代えることができるものとします。

(12) **外国にある第三者への個人情報又は個人関連情報の提供に係る対応**
NTT東日本は、外国 (個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国を除きます。) にある第三者に個人情報又は個人関連情報を提供する場合には、以下の対応を行います。

- [1] 外国にある第三者への個人情報の提供
① 同意取得による方法
NTT東日本は、以下の事項についてあらかじめお客様へお知らせし、同意を得たうえで、外国にある第三者へ個人情報を提供することがあります。
・ 提供先となる外国の名称
・ 当該外国における個人情報の保護に関する制度
・ 提供先の第三者が個人情報の保護のために講ずる措置
② 外国にある第三者の体制整備による方法
上記①のほか、NTT東日本は、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じたうえで、外国にある第三者へ個人関連情報を提供することがあります。
- [2] 外国にある第三者への個人関連情報の提供
① 同意取得による方法
NTT東日本は、上述 (11) [1] の定めに従ったうえで、外国にある第三者へ個人関連情報を提供することがあります。
② 外国にある第三者の体制整備による方法
上記①のほか、NTT東日本は、上述 (11) [1] に定める同意 (ただし、括弧内の情報提供がされていることの確認は除きます。) を得ていることを確認し、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じたうえで、外国にある第三者へ個人関連情報を提供することがあります。

特定利用者情報の具体的な取り扱いに関する方針

(1) **NTT東日本が取り扱う特定利用者情報※7の取得方法**
上記、「2. (1) NTT東日本が取り扱う個人情報の取得方法」をご参照ください。
※7 特定利用者情報
電気通信事業法第27条の5が規定する特定利用者情報をいいます。特定利用者情報の取り扱いの対象となるNTT東日本の電気通信サービスについては、本ページ右上に掲載のリンク「特定利用者情報に係るその他の公表事項」からご確認ください。また、本第3項で特定利用者情報について第2項を参照するものについては、第2項の「個人情報」を「特定利用者情報」と読み替えるものとします。

(2) **取得する特定利用者情報の内容、利用の目的及び方法**
以下の事項をご参照ください。
・ 2. (2) 利用目的
(ただし、[4] 接続業務、[5] 受託業務を除きます。)

- ・ 2. (3) 他の事業者等に対する業務委託等に伴う個人情報の提供
(ただし、[4] 接続業務、[5] 受託業務を除きます。)
- ・ (2) (4) 共同利用

(3) **安全管理措置に関する基本的な考え方 (セキュリティ・ポリシー)**
上記、「2. (5) 安全管理措置に関する基本的な考え方 (セキュリティ・ポリシー)」をご参照ください。

(4) **特定利用者情報の取り扱いに関するご意見等の受付窓口**
上記、「2. (8) 個人情報の取り扱いに関するご意見等の受付窓口」をご参照ください。

(5) **その他の公表事項**
電気通信事業法の定めに基づくその他の公表事項については、本ページ右上に掲載のリンク「特定利用者情報に係るその他の公表事項」からご確認ください。

個人情報保護に関するご案内(プライバシーポリシー)

特定個人情報等の具体的な取り扱いに関する方針

(1) 利用目的

NTT東日本で保有する特定個人情報等※8の利用目的は次の事務の範囲のとおりです。

[1] 報酬、料金、契約金、及び資金の支払調書作成に係る事務

[2] 不動産の使用料等の支払調書作成に係る事務

[3] 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成に係る事務

[4] 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書作成に係る事務

なお、特定個人情報等は、利用目的の範囲で適正な方法により提供を求めます。

また、直接書面にて記載された特定個人情報等をお預かりする場合は、個人情報保護法第21条第4

項各号に該当する場合を除き、その都度、利用目的を明示させていただきます。

ただし、番号法第30条第3項で読み替える個人情報保護法第18条第3項第1号又は第2号にあたる場合はこの限りではありません。

※8 特定個人情報等

個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。以下においても同様とします。

(2) 第三者への特定個人情報等の提供

NTT東日本は、特定個人情報等を第三者に提供しません。ただし、番号法第19条各号に定める場合には、事前に本人の同意を得ることなく、必要な特定個人情報等を関係する第三者に提供すること、又は、関係する第三者から必要な特定個人情報等の提供を受けることがあります。

(3) 他の事業者等に対する業務委託に伴う特定個人情報等の提供

NTT東日本は、特定個人情報等の取り扱いの全部又は一部を委託する他の事業者に対して、NTT東日本が取り扱う特定個人情報等を提供することがあります。この場合、NTT東日本は、特定個人情報等を適正に取り扱うと認めた事業者等を選定し、適切な監督を行います。

(4) 共同利用

NTT東日本は、お預かりしている特定個人情報等を、特定の者との間で共同利用することはいたしません。

(5) 安全管理措置に関する基本的な考え方(セキュリティ・ポリシー)

NTT東日本は、特定個人情報等を取り扱うに当たり、特定個人情報等を安全に管理するため、以下のような措置を適切に実施するよう努めます。

[1] 技術的な保護措置

特定個人情報等へのアクセス管理、持出し手段の制限、外部からの不正アクセスの防止等に適切な措置を講じることにより、特定個人情報等への不正なアクセスや特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損の防止に努めます。

[2] 組織的・人的な保護措置

- ・特定個人情報等を取り扱う各部署において特定個人情報保護に係る責任者及び事務取扱担当者※9を置き、責任及び権限を明確に定めます。
- ・特定個人情報等を安全に管理するため、社内規程、マニュアル等を定め事務取扱担当者に遵守させるとともに、遵守状況についても定期的に適切に管理、監督します。
- ・事務取扱担当者に対して定期的に適切な教育研修を実施することにより、特定個人情報等の重要性について十分に認識し特定個人情報等を適正に取り扱うよう、従業員一人ひとりの意識の向上に努めます。
- ・特定個人情報等の取り扱いを外部に委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先においても適正に取り扱われるよう監督します。

※9 事務取扱担当者

特定個人情報等の事務に従事する者をいいます。以下においても同様とします。

[3] 物理的な保護措置

特定個人情報等を取り扱う建物やフロアの入退室管理、盗難等の防止、システムや文書の持出し・保管時における施錠などの諸対策を講じます。

[4] 外的環境の把握

特定個人情報等を外国に保存する、又はその取り扱いを外国にある第三者に委託する等、外国で取り扱う場合には、番号法及び個人情報保護法の規定に従い、各国の個人情報の保護に関す

る制度を把握して適切な措置を講じます。

(6) 開示・訂正等の手続

NTT東日本は、特定個人情報等の利用目的の通知又は特定個人情報等の開示(以下「開示等」といいます。)若しくは特定個人情報等の訂正、追加若しくは削除又は利用停止(以下「訂正等」といいます。)のお申出(以下「開示・訂正等のお申出」といいます。)について、以下のとおり手続を定めます。

[1] 開示・訂正等のお申出先

0120-386232

(午前9時30分～午後5時/土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。)

[2] 開示・訂正等の手続

ア 開示等の手続

・NTT東日本は、開示等のお申出があったときは、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当社の定める方法のうち本人が請求した方法により回答します。ただし、本人が請求した方法により開示を行うことが困難であると当社が判断したときは、その旨及びその理由をお伝えし、書面の交付による開示を行います。いずれの場合においても、開示等のお申出は、NTT東日本があらかじめ定めた様式に従った書面を提出することにより行っていたくものとします。

・NTT東日本は、開示等のお申出があった場合においても、個人情報保護法及び番号法の規定に基づき、その一部又は全部について開示等をしないことがあります。この場合においては、NTT東日本は、開示等をしない旨及びその理由をお知らせします。なお、代理人に対しては、特定個人情報等を開示することにより人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等は、対象となる個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。

・開示等をご希望の方は前記[1] 記載のお申出先にご連絡ください。手続の詳細についてご案内します。

イ 訂正等の手続

・NTT東日本は、訂正等のお申出があったときは、そのお申出内容について調査を行います。この場合において、訂正等のお申出は、NTT東日本があらかじめ定めた様式に従った書面を提出することにより行っていたくものとします。

・NTT東日本は、調査の結果、特定個人情報等の内容が事実でないと、又は本人の権利若しくは正当な利益が害されるおそれがあるとき、その他当該特定個人情報の取り扱いが適正でないと認めるときは、訂正等を行います。

・NTT東日本は、訂正等のお申出があった場合においても、個人情報保護法及び番号法の規定に基づき、その一部又は全部について訂正等をしないことがあります。この場合においては、NTT東日本は、訂正等をしない旨及びその理由をお知らせします。

・訂正等をご希望の方は前記[1] 記載のお申出先にご連絡ください。手続の詳細についてご案内します。

[3] 本人確認等

開示・訂正等のお申出に当たっては、対象となる特定個人情報等に係る本人又はその代理人であることを確認できる書面が必要となります。必要となる書面の詳細については前記[1] 記載のお申出先にお尋ねください。

[4] 開示等のお申出に係る手数料の額等

- ・手数料：お申出ごとに基本料金440円(税込)及び、開示希望情報の項目、量、開示方法等に応じた手数料が加算されます。
- ・送料：簡易書留による郵送に係る実費
- ・請求方法：ご請求の都度、請求書を送付します。
- ・その他手数料の額等の詳細については、前記[1] 記載のお申出先にお尋ねください。

(7) 特定個人情報等の取り扱いに関するご意見等の受付窓口

NTT東日本の特定個人情報の取り扱いに関するご相談、ご要望等については、以下のお申出先で承ります。

0120-386232

(午前9時30分～午後5時/土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。)

改 定

NTT東日本は、このプライバシーポリシーの内容の全部又は一部を改定することがあります。改定した場合には、このホームページの掲載内容に反映すること等により公表します。

平成17年3月30日制定

平成17年12月1日改定

平成22年9月15日改定

平成23年4月1日改定

平成27年11月1日改定

平成29年6月20日改定

平成30年6月22日改定

令和4年4月1日改定

令和5年6月16日改定

令和6年4月12日改定

代表取締役社長 社長執行役員 澁谷 直樹

NTT東日本プライバシーポリシーホームページ <https://www.ntt-east.co.jp/policy/>

音声利用IP通信網サービス契約約款

(抜粋)

〈2025年3月現在〉

最新の音声利用IP通信網サービス契約約款は、NTT東日本ホームページでご覧いただけます。(NTT東日本契約約款集)
https://www.ntt-east.co.jp/tariff/index.html
※「ひかり電話」は、「第2種サービス メニュー1」と記載しています。

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動衛星システムに関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この音声利用IP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用IP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」における音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各契約者に対して同一のものとします。

(注) 本条のほか、当社は、音声利用IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号（当社が別に定めるものに限りません。）を相互に用いて行うもの）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を使用して行う電気通信サービス
7の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
8 音声利用IP通信網サービス取扱所	(1) 音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 所属音声利用IP通信網サービス取扱所	その音声利用IP通信網サービスの契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所
9の2 取扱所交換設備	音声利用IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
9の3 第1種契約	当社から第1種サービスの提供を受けるための契約
9の4 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
10 第2種契約	当社から第2種サービスの提供を受けるための契約
10の2 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
10の3 解除	解除
10の4 解除	解除
10の5 第4種契約	当社から第4種サービスの提供を受けるための契約
10の6 第4種契約者	当社と第4種契約を締結している者
11 契約者	第1種契約者、第2種契約者、第3契約者又は第4種契約者
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に關し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13 接続契約者回線	音声利用IP通信網と相互に接続する電気通信回線（別記1の③に定めるものとします。）であって、専ら第2種サービス（メニュー3に係るものに限りません。）の利用のために設置されるもの
13の2 利用回線	(1) 第1種サービスにおけるメニュー1又はメニュー2に係る契約者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限りません。）であって、メニュー3に係るもの (2) 別記1の④及び⑤に定める電気通信回線であって、第2種サービスに係るもの (3) 第4種サービスにおけるメニュー1に係る契約者回線であって、メニュー1-2に係るもの
13の3 契約者回線	第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13の4 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 契約者回線 (4) 当社が必要により設置する電気通信設備
14 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
14の2 収容音声利用IP通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用IP通信網サービス取扱所
15 端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の①の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 サービス接続点	音声利用IP通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、電話サービス契約約款に規定する電話網、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用IP通信網とします。
17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18の2 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
19の2 解除	解除

20 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
21 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) 電話サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の29欄の①に規定するもの (4) 総合デジタル通信サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の26欄の①に規定するもの (5) 特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の25欄の①に規定するもの
21の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(外国における取扱いの制限)

第4条 音声利用IP通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第1章の2 音声利用IP通信網サービスの種類

(音声利用IP通信網サービスの種類)

第4条の2 当社が提供する音声利用IP通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種サービス (ひかり電話ネクスト)	主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種又は第4種サービス以外のもの
第2種サービス (ひかり電話)	利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの
第4種サービス (緊急通話用電話)	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が収容所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2 音声利用IP通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第2章 音声利用IP通信網サービスの提供区域

(音声利用IP通信網サービスの提供区域)

第5条 当社の音声利用IP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

第1節 第1種サービスに係る契約（略）

第2節 第2種サービスに係る契約

(契約の単位)

第19条の2 当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(接続契約者回線の収容)

第19条の3 当社は、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

第19条の4 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 第2種サービスの細目
- 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号
- その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の5 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者（その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とし。）と同一の者とならないとき。
- 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第19条の6 第2種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 第2種契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出てください。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

5 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

(注)1 番号ポータビリティによってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。

ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(注)2 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第19条の7 解除

(回線収容部の変更)

第19条の8 第19条の6（契約者回線番号）第2項に規定する届出により、その接続契約者回線についての音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第19条の5（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(細目の変更)

第19条の9 第2種契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の5（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第19条の10 第2種契約者は、第19条の4（契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の5（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第19条の11 解除

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第19条の12 第2種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

(注) 本条第2項の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、前項の規定により第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- 利用回線を使用している場合（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。）は、その利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその第2種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者（その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とし。）と同一の者とならないとき。
- 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第2種契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

音声利用IP通信網サービス契約約款(抜粋)

(4) 相互接続点と間の通信を伴う第2種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾を得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

（音声利用IP通信網サービスの転用）

第19条の12の2 第2種契約者は、第2種サービスの転用（第2種契約者が現に利用している音声利用IP通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを置いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。）を請求（第19条の12の3に規定する第2種サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。）することができます。

2 当社は、前項の規定によりその第2種サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 第19条の5（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、第2種サービスの転用があったときは、第2種契約者から当社と締結している転用前の第2種契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

（音声利用IP通信網サービスの事業者変更）

第19条の12の3 第2種契約者（その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）は、第2種サービスの事業者変更（その第2種契約に係る利用回線のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスの事業者変更と同時に、その第2種契約に係る利用回線の契約を締結している者が指定する者又はその第2種契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。）が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービス又は第2種サービス（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）から、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービス又は第2種サービス（当社が別に定める場合を除きます。）に移行することをいいます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 当社は、前項の規定によりその第2種サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 第19条の5（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、第2種サービスの事業者変更があったときは、第2種契約者から当社と締結している事業者変更前の第2種契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

第19条の13 削除

（当社が行う第2種契約の解除）

第19条の14 当社は、第23条（利用停止）の規定により第2種サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することができます。

2 当社は、第2種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしなくてもその第2種契約を解除することができます。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除することができます。

(1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除（利用回線に係るIP通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。

(2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

(3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。

(4) 第2種契約者とその第2種契約に係る接続契約者回線等について当社と契約を締結している者（その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者として）が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第19条の15 請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第2種契約者が行う第2種契約の解除の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3節 削除

第4節 第4種サービスに係る契約（略）

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。

(1) その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行に支障があるとき。

(2) その請求があった契約者について、特殊詐欺に關与したとして警察機関から当社に対して付加機能の提供を拒否するよう要請があった者と同じ一者である当社が判断したとき。

（付加機能の利用の一時中断）

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社は、第4種契約（メニュー1～2に係るものに限ります。）に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、第4種契約に係る付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第5章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第22条 当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、工事又は音声利用IP通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。

(2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不了呼（相手先の応答前に発信が止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がなくそうし、又はよくそうするおそれがある当社が認めたとき。

(3) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

(4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(1) 本条第1項第1号、第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。

(2) 本条第1項第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

3 第1項に規定する場合のほか、音声利用IP通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用IP通信網サービスの利用を中止することができます。

（利用停止）

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利用IP通信網サービスに係る料金のその他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用IP通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することとします。

(1) 料金のその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金のその他の債務に係る債権について、第38条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金のその他の債務に係る債権について、第38条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

(3) 接続契約者回線を第2種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。

(4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第4号により、音声利用IP通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項に規定するほか、警察機関から当社に対して当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している付加機能の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が音声利用IP通信網サービスに係る付加機能を利用している契約者と同じ一者である当社が判断した場合は、その契約者が利用しているすべての音声利用IP通信網サービスに係る付加機能の利用を停止することとします。

4 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスに係る付加機能の利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定するほか、当社は、利用回線に係る電気通信サービスに利用停止があったときは、その利用回線による音声利用IP通信網サービスの利用停止を行います。

第6章 通信

（相互接続点と間の通信等）

第24条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 当社が別に定める通信は、別記4に定めるところによります。

（通信の中断）

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

（通信利用の制限等）

第26条 当社は、通信が著しくよく（そうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくよく（そうし）したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることができます。

4 前3項に規定するほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

（通信時間等の制限）

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくよく（そうし）するときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することができます。

（通信時間の測定等）

第28条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

第28条の2 削除

（国際通信の取扱い地域）

第29条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

（契約者回線番号等通知）

第30条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3) その他当社が別に定める通信

2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する通信（着信先をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端（国際通信に収容されるもの以外のもの）とします。）の場所を、その着信先の機関へ通知することとします。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第31条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用IP通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求音等の発行に関する料金を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ただし、第23条（利用停止）第3項で定める場合は、この限りではありません。

(注) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金

1	契約者の責めによらない理由により、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
2	当社の故意又は重大な過失によりその音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
3	契約者回線の移転、回線収容部の変更、接続契約者回線に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第 2 種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用 I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
(通信料金の支払義務)

第33条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2 類（通信料金）の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
2 契約者は、接続契約者回線等と第 3 条（用語の定義）の表の 21 欄の③、④又は⑤に規定するものとの間の通信について、音声利用 I P 通信網サービスに係る部分と電話サービス、統合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2 類（通信料金）の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、第 3 条（用語の定義）の表の 21 欄の③、④又は⑤に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ電話サービス契約約款、統合デジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前 2 項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4 前 3 項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）又は同表第 2 類（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表第 2 類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参考するものとします。（注）本条に規定する当社が別に定めるところは、別記 4 及び別記 12 から別記 15 に定めるところによります。

(手続に係る料金の支払義務)

第34条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 3 類（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
ただし、工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第 2 表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費を返還します。
2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に伴って解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第36条 2 契約者は、契約者が契約者回線を異線路とすることの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 2 類（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。
ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に伴って解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等
(料金の計算等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事にに関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。
(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記 6 の 2 に定めるところによります。

第4節 増徴金及び延滞利息
(増徴金)

第37条 契約者は、料金又は工事にに関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算し額とします。）の 2 割に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 割に相当する額）を増徴金として支払っていただきます。
(延滞利息)

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年 14.5% の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
(注 1) 第 38 条の 2（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、四年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。
(注 2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第5節 債権の譲渡
(債権の譲渡)

第38条 2 契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章 保守
(契約者の維持責任)

第38条の 3 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認するよう、当社に利用の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、音声利用 I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者から知らせます。
3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の役員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者による派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。
(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができなときは、第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたとのに限ります。

順 位	修理工又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 11 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者回線の経路、収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所、回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償 (責任の制限)

第41条 当社は、音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブルテレビ局（複数地点間の通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであると認められます。）は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
(1) 料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金
(2) 料金表第 1 表第 2 類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎月暦月 1 日の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により音声利用 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。
4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第 1 表第 1 類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
(注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日直前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料金とします。
(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第42条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章 雑則 (協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第43条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下この条において「契約者」といいます。）は、別記 16 に定める協定事業者（事業法第 9 条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記 16 に定める電気通信サービスに係る契約を締結したことになります。
ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。
2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。
ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づき請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限り)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。
(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の物体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の壊滅若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
(2) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
(3) 故意に多数の不完呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること
2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を丢失し、又は損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第45条の 2 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 の 2 に定めるところによります。
(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する事業所において、音声利用 I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用 I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 17 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
(利用上の制限)

第47条 契約者は、次の事項に違反して電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること
2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を丢失し、又は損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第45条の 2 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 の 2 に定めるところによります。
(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する事業所において、音声利用 I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用 I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 17 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
(利用上の制限)

第47条 契約者は、次の事項に違反して電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること
2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を丢失し、又は損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第45条の 2 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 の 2 に定めるところによります。
(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する事業所において、音声利用 I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用 I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 17 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
(利用上の制限)

第47条 契約者は、次の事項に違反して電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること
2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を丢失し、又は損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第45条の 2 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 の 2 に定めるところによります。
(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する事業所において、音声利用 I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用 I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 17 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
(利用上の制限)

方 式	概 要
ボーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

音声利用IP通信網サービス契約約款(抜粋)

(契約者の氏名の通知等)

- 第48条** 契約者は、協定事業者（その契約者とは他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があります。同意していただきます。
- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
- 4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があります。同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が、第38条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第23条（利用停止）の規定に基づきその音声利用IP通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があります。同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第38条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用IP通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があります。同意していただきます。
- 7 第1種契約者又は第2種契約者（その契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものであって、その契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）は、その利用回線に係る電気通信サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がその第1種契約者又は第2種契約者に対して第1種サービス又は第2種サービスを提供していることを事業者変更元及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があります。同意していただきます。
- 8 契約者は、第23条（利用停止）第3項で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、警察機関及び総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

- 第49条** 契約者は、次の場合には、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。
- (1) 当社が、付加機能の提供又は料金若しくは工事に関する費用の適用に当たり必要があるとき。
- (2) 当社が、契約者回線から第三者による国際通信の不正な使用を判断するに必要があるとき。
- (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)
- 第50条** 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下の条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行に支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用IP通信網サービスに関する料金等の回収代行)

- 第51条** 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がその約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下の条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行に支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(電話帳の発行)

- 第52条** 当社は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行います。
- (番号案内)
- 第53条** 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。
- 2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取り扱います。
- (注) 番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号又は追加番号（着信課金番号を除きます。）を通知していただきます。

(番号情報の提供)

- 第54条** 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第1種契約、第2種契約及び第4種契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を受取るために西日本電信電話株式会社を設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。
- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が発電帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。
- (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
- (注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等については、当社は閲覧に限りします。
- (注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
- (注4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(法令に規定する事項)

- 第55条** 音声利用IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによりします。
- (注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによりします。
- (閲覧)
- 第56条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

- 第57条** 音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から10の5に定めるところによりします。

別記

- 1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等
- (1) 第1種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。
- (2) 削除
- (3) 第2種サービス（メニュー3に係るものに限ります。）について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

電気通信サービス 名 称	品目等	チャネル数の上限		終端の場所とすることができる区域	
		終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外の区域	終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外の区域
L A N型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2	1 Mb/s	契約者回線ごとに2チャネルまで	当社が別に定める	当社が別に定める	当社が別に定める
	10Mb/s	契約者回線ごとに23チャネルまで	音声利用IP通信網サービス取次所	当社が別に定める	当社が別に定める
	100Mb/s	契約者回線ごとに235チャネルまで	当社が別に定める	当社が別に定める	当社が別に定める
	1 Gb/s	契約者回線ごとに300チャネルまで	当社が別に定める	当社が別に定める	当社が別に定める
	10Gb/s	契約者回線ごとに300チャネルまで	当社が別に定める	当社が別に定める	当社が別に定める

備考

- 1 上記名称欄に定める電気通信サービスに係る取扱いの単位は、契約者回線の品目が同一である2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。
- ただし、複数の論理回線（本表に規定する2の契約者回線の上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下この表において同じとします。）について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、1の論理回線を1の接続契約者回線とみなして取り扱います。
- 2 1に定める接続契約者回線は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。
- 3 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限りします。

- (4) 第2種サービス（タイプ1に係るものに限ります。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。
- ア メニュー1に係るもの

電気通信サービス 名 称		品 目		取扱いの単位	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1のプラン3-1に係るものに限ります。）	100Mb/s	100Mb/s	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域
	100Mb/s			左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域

イ メニュー2に係るもの

電気通信サービス 名 称		品 目		取扱いの単位	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1のプラン3-1に係るものに限ります。）	100Mb/s	100Mb/s	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域
	100Mb/s			左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域

- (5) 第2種サービス（タイプ2に係るものに限ります。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、メニュー3に係るチャネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス 名 称		品 目		取扱いの単位	メニュー3に係るチャネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1のプラン3-1のII型又はプラン4-1に係るものに限ります。）	100Mb/s	200Mb/s	200Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに32チャネルまで	当社が別に定める区域
	1 Gb/s			左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに8チャネルまで	当社が別に定める区域
	10Gb/s			左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャネルまで	当社が別に定める区域

- 備考 メニュー2及びメニュー3に係るものについては、次に該当するIP通信網サービスを利用回線とすることができます。
- ア メニュー5における提供の形態による細目がII-2型のもの
- イ メニュー5-2における契約者回線の態様による細目がグレード2のもの

- (6) 削除
- (7) 第4種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。
- (8) 当社の音声利用IP通信網サービスの提供区域は、次の区域とします。
- ア 回線収容部と回線収容部（当社が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下⑧において同じとします。）又は相互接続点との間
- イ サービス接続点と回線収容部、サービス接続点（IP通信網とサービス接続点に限ります。）、利用回線（その利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5における提供の形態による細目がII型のIP通信網サービスであるものに限ります。以下⑧において同じとします。）、契約者回線又は相互接続点との間
- ウ 利用回線と回線収容部、利用回線、契約者回線又は相互接続点との間
- エ 契約者回線と回線収容部、契約者回線又は相互接続点との間

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用IP通信網サービス取次所に届け出てください。
- (2) ①の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（接続契約者回線等（契約者回線を除きます。）に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出てください。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、②の規定により代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) ①から③の規定にかかわらず、契約者の地位の承継についての届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等（契約者回線及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される利用回線及び第4種サービスのメニュー1-2に係る利用回線を除きます。）の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- (注) ①及び②の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによりします。
- 3 契約者の氏名等の変更の届出
- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用IP通信網サービス取次所に届け出てください。
- ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用IP通信網サービス取次所に届出がないときは、第18条の6（当社が行う第1種契約の解除）、第19条の14（当社が行う第2種契約の解除）、第19条の37（当社が行う第4種契約の解除）及び第23条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) ①の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注) ①及び②の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによりします。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

- (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。
- ア 相互接続通信は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
- イ アに規定する相互接続通信のうち、国際通信については、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において通信の接続を行います。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。
- ウ 契約者は、その接続契約者回線等への国際通信（当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限り、）の着信を許容しないようにしたい場合は、その協定事業者に申し出ていただきます。
- (2) 別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（4から7に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
- ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類（基本料金）、同表第2類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り、）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア 中継事業者等に係る他社相互接続通信（当社が別に定めるものに限り、）を以下。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。
- その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
- イ 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。
- その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
- (5) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記12に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り、）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア イ以外のとき。
- その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその債権に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備へ通信
- その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

4の2 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が第1種契約又は第4種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4の3 第4種サービスの契約者回線番号及び追加番号
- 第4種サービスの契約者回線番号及び追加番号は、次のとおりとします。

区 別	契約者回線番号及び追加番号
警察機関に提供される第4種サービス	110及び電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
海上保安機関に提供される第4種サービス	118及び電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
消防機関に提供される第4種サービス	119及び電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号

5 電話帳

- (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第1種契約者及び第2種契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を取扱います。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) 第1種契約者及び第2種契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

5の2 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続を承諾していただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第96条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の書面によりその接続の請求をさせていただきます。
- ア 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者は、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 5の3 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。
- 5の4 自営電気通信設備の接続
- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をさせていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 5の5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。
- 5の6 電気通信番号計画の遵守
- (1) 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。
- ア 契約者が音声利用 I P 通信網サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受けた又は受けようとしていることについて当社に申告すること。
- イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
- (2) 契約者は、(1)の申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。
- (3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。
- 6 当社の維持責任
- 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

- 6の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い
- 契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第32条（基本料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）まで規定、第53条（番号案内）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。
- 7 料金明細内訳情報の提供
- 当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細内訳表（料金明細内訳情報を添付する装置をいいます。）に登録した電子データにより提供します。

7の2 時報サービス

- (1) 当社は、次により時報サービスを提供します。
- | 区 別 | 内 容 | 電気通信番号 |
|--------|-------------------------|--------|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 117 |
- (2) 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切りします。

8 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利用関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
- ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- ア 契約の申込みの承諾年月日
- イ 契約者回線番号
- ウ 接続契約者回線等の終端のある場所
- エ その音声利用 I P 通信網サービスの種類、品目及び細目
- カ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
- キ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利用関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けた事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第4表第1（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。
- 9 支払証明書の発行
- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその音声利用 I P 通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所において、その音声利用 I P 通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなつた料金、工事に関する費用又は増徴金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表第2（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

- 当社は、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。
- 10の2 端末設備の提供
- (1) 当社は、契約者（当社が別に定めるものについては、その第2種契約に係る利用関係が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用関係の契約を締結している者が指定する者とします。以下この別記10の2において同じとします。）から請求があったときは、料金表第1表（料金）及び当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、料金表第1表（料金）及び当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。
- 10の3 情報回収代行の承諾
- 第1種契約者又は第2種契約者は、有料情報サービス（音声利用 I P 通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

10の4 情報回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記10の3（情報回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その第1種契約者又は第2種契約者に請求します。この場合、その利用関係の契約を締結している者が指定する者とします。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。
- 10の5 情報回収代行に係る免責
- 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12 他社相互接続通信に係る協定事業者

協 定 事 業 者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）

音声利用IP通信網サービス契約約款（抜粋）

3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信（別記13（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限りまず。）を提供する電気通信事業者
4 削除	削除
5 削除	削除
6 I P電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（別記14（I P電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限りまず。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

13 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
当社が別に定める電気通信サービス

14 I P電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
当社が別に定める電気通信サービス

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはI P電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限りまず。）		当社	当社	その通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者となります。）	この約款の定めるところによります。
2 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)から(5)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(2) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。
	(3) 西日本電信電話株式会社に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限りまず。）から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社の契約約款等に規定する者	西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
	(4) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合（(2)又は(3)の場合を除く。）	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(5) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者となります。）	この約款の定めるところによります。
3 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者となります。）	この約款の定めるところによります。
4 削除	削除	削除	削除	削除	削除

5 発信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	I P電話事業者	同左	そのI P電話事業者の契約約款等に規定する者	そのI P電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
---	----------	----	------------------------	-------------------------------

16 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDD I 株式会社	第2種一般電話等契約

17 技術資料の項目

1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
2 基本的な通信形態とインタフェース等

料金表

通則

（料金の計算方法等）

- 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金（料金表第1表第1欄に規定する請求書等の発行に関する料金を除きます。）のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - 料金月の初日以外の日に音声利用I P通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - 料金月の初日に音声利用I P通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - 第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の概算は、最終料金月において行います。
- 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

- 契約者は、料金及び工事にに関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する音声利用I P通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 契約者は、料金及び工事にに関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 第1種契約者及び第2種契約者（メニュー3に係る契約者を除きます。）は、当社が指定する音声利用I P通信網サービス取扱所における通信料金（当社が別に定める通信に係るものを除きます。）の支払いについては、電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定するテレホンカード（未使用のものに限りまず。）を利用することができるものとし、この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するテレホンカードによる通話料金の支払いの場合に準ずるものとします。
- (注) 当社が別に定める通信は、料金表第1表（料金）に規定するフリーアクセス通信とします。
- (料金の一括後払い)
- 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (前受金)
- 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事にに関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
- (消費税相当額の加算)
- 第32条（基本料金の支払義務）の規定から第35条の2（線路設置費の支払義務）の規定、第53条（番号案内）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事にに関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(注1) 12において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事にに関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

- 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事にに関する費用を減免することがあります。
- (注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係の音声利用I P通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの（略）

第2 第2種サービスに係るもの

1 通則

区 分		内 容	
(1) 第2種サービスの細目に係る料金の適用等		ア 当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。	
		(イ) 通信の態様による区別	
区 別		内 容	
タイプ1	タイプ1	タイプ2以外のもの	
	タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話（当社が別に定めるものとします。以下同じとします。）を利用することができるもの	
備考		1 当社は、技術上又は業務の遂行上、タイプ1からタイプ2へ細目の変更を行う場合があります。	
		2 当社は、1の規定により細目を変更しようとするときは、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。	
		3 発信者（タイプ2の契約者に限ります。）は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別等を指定するものとします。	
		4 この備考の3により指定した通信種別等は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。	
		5 この備考の3又は4の場合において、発信者又は着信者が指定したその通信種別等による通信は、通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。	
(ロ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別			
区 別		内 容	
メニュー1	メニュー1-1	同時に2チャネルまでの通信が可能なのであって、メニュー1-2以外のもの	
	メニュー1-2	同時に2チャネルまでの通信が可能なのであって、基本機能として、2（料金額）2-2（付加機能使用料）に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報転送機能に相当する機能を有するもの	
メニュー2		同時に8チャネルまでの通信が可能なのであって、メニュー3以外のもの	

	メニュー3	基本機能として、2（料金額）2－2（付加機能使用料）に規定する着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能及び速達電話おこわり機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの										
	備考	1 メニュー3については、タイプ2のものに限り提供します。 2 基本機能として、メニュー1又はメニュー3にあっては1チャネル、メニュー2にあっては3チャネルによる通信が可能です。 3 メニュー1－2又はメニュー3については、その第2種契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。 4 メニュー1－2又はメニュー3が有する各機能の提供条件（料金に関するものを除きます。）については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。 5 メニュー1－2に係る着信転送機能及び着信情報送信機能に相当する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー3に係る着信転送機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全ての追加番号について利用することができます。 6 メニュー1－2に係る速達電話おこわり機能に相当する機能は、1の登録応答装置について、メニュー3に係る速達電話おこわり機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用することができます。 7 メニュー1－2に係る第2種契約者は、通信中着信機能に相当する機能について、利用の一時中断の請求をすることができます。 8 メニュー1－2に係る第2種契約において、ファクシミリ通話着信機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を利用することができます。 9 メニュー1－2に係る第2種契約者は、第2類（通信料金）に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。 10 メニュー3に係る第2種契約者は、第2類（通信料金）に定めるところにより、定期通話料の支払いを要します。 イ 当社が別に定める場合は、料金月の初日以外の日において、メニュー間の変更を行うことができます。										
(2) 直流電源対応装置を利用する場合の基本額の加算料の適用	直流電源対応装置を利用する場合の加算料は、第2種契約者（メニュー1であって利用回線に係る電気通信サービスが次に掲げるものに係る第2種サービスの契約者に限ります。）の請求により、直流電源対応装置（その装置に接続される直流電源から供給される電気を、利用回線に係る回線終端装置及び当社が別に定める端末設備に供給することができるものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合に適用します。 (1) 1 P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5－1のプラン3－1又はプラン4－1の1 P通信網サービス (2) 1 P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5－2のグレード1－1の1 P通信網サービス											
(2)の2 発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例	ア 発信電話番号受信機能の基本機能及び発信電話番号通知要請機能を利用する第2種契約（メニュー1に係るものに限ります。）について、その第2種契約者又はその契約者回線の終端のある建物において居住する者が70歳以上の場合であって、第2種契約者から申出があったときの付加機能使用料は、2（料金額）の規定にかかわらず、それらの付加機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。 イ アの場合において、当社は、その届出のあった事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。 （注）当社が別に定める選択制による通信料金の月割割引等を選択している場合、この特例の適用の申出が料金月の初日以外の日にあったときは翌料金月分から、廃止の申出が料金月の初日以外の日にあったときは前料金月分まで適用します。											
(3) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用	ア 1の第2種契約（メニュー1－1に係るものに限ります。）において、次に該当する付加機能から3以上を同時に利用している場合は、2－2（付加機能使用料）の規定にかかわらず、その適用される付加機能使用料のうち、その料金額（月額）が大きい順（その料金額が同じ場合は、当社が指定した順とします。）の上位3順位までの付加機能使用料の合計額に代えて、月額800円（税込価格880円）を適用します。 （ウ）通信中着信機能 （エ）着信転送機能（複数の契約者回線番号又は追加番号において利用している場合は、着信転送機能を利用する契約者回線番号及び追加番号の数を、着信転送機能を利用している数とします。） （オ）発信電話番号受信機能の基本機能（(2)の2欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例を受けていないものに限ります。） （カ）発信電話番号通知要請機能（(2)の2欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例を受けていないものに限ります。） （キ）同時通信機能 イ 当社は、アの規定の適用後における付加機能使用料について、料金返還その他の場合において1の付加機能に係る付加機能使用料を確定する必要が生じたときは、その付加機能使用料を次の算式により算定します。 <table><tr><td></td><td>アの規定の適用前のその付加機能使用料</td><td>×</td><td>その付加機能の利用日数</td></tr><tr><td>1の付加機能に係る付加機能使用料</td><td>=</td><td>アの規定の適用後の付加機能使用料</td><td>×</td><td>アの規定の適用前の付加機能使用料</td><td>×</td><td>アの規定の適用後の付加機能使用料の利用日数</td></tr></table>		アの規定の適用前のその付加機能使用料	×	その付加機能の利用日数	1の付加機能に係る付加機能使用料	=	アの規定の適用後の付加機能使用料	×	アの規定の適用前の付加機能使用料	×	アの規定の適用後の付加機能使用料の利用日数
	アの規定の適用前のその付加機能使用料	×	その付加機能の利用日数									
1の付加機能に係る付加機能使用料	=	アの規定の適用後の付加機能使用料	×	アの規定の適用前の付加機能使用料	×	アの規定の適用後の付加機能使用料の利用日数						
(4) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	ア 2－3に規定するユニバーサルサービス料及び2－4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は第2種サービスの提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番ごとに適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>電気通信番号</th></tr><tr><td>第2種サービス</td><td>契約者回線番号</td></tr><tr><td>番号情報送出機能（追加番号）</td><td>追加番号</td></tr><tr><td>着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）</td><td>着信課金番号</td></tr></table> イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。	区 分	電気通信番号	第2種サービス	契約者回線番号	番号情報送出機能（追加番号）	追加番号	着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）	着信課金番号			
区 分	電気通信番号											
第2種サービス	契約者回線番号											
番号情報送出機能（追加番号）	追加番号											
着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）	着信課金番号											
(5) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。 イ 発行手数料及び収納手数料は、第2種サービス（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限り、以下この表において同じとします。）の料金その他の債務の支払い（第2種サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>発行手数料等の適用</th></tr><tr><td>(ア) 発行手数料</td><td>請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(イ) 収納手数料</td><td>請求書によって音声利用1 P通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。</td></tr></table> ウ 次の場合については、2－5（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。 (ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合 (イ) 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合 (ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合	区 分	発行手数料等の適用	(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。	(イ) 収納手数料	請求書によって音声利用1 P通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。					
区 分	発行手数料等の適用											
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。											
(イ) 収納手数料	請求書によって音声利用1 P通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。											

2 料金額

- 2－1 基本額
- 1) 基本料

月額			
区 分	単 位	料 金 額	
メニュー1に係るもの	メニュー1－1に係るもの	1 利用回線ごとに	500円（税込価格 550円）
	メニュー1－2に係るもの	1 利用回線ごとに	1,020円（税込価格 1,122円） （メニュー1－1に係る料金額に相当する額を含みます。）
メニュー2に係るもの		1 利用回線ごとに	1,300円（税込価格 1,430円）
メニュー3に係るもの		1 利用回線又は1 利用回線ごとに	700円（税込価格 770円） （メニュー1－1に係る料金額に相当する額を含みます。）

(2) 直流電源対応装置を利用する場合の加算料

月額			
区 分	単 位	料 金 額	
直流電源対応装置加算料	1 装置ごとに	300円（税込価格 330円）	

2－2 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額（月額）	
その接続契約者回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号の情報を、その接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能	1 追加番号ごとに	100円 （税込価格 110円）	
備考	1 第2種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。		
	2 1の回線収容部又は1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュー1のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては31以内、メニュー3のものにあっては6,999以内とします。		
	3 第43条（利用停止）第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。		
	4 追加番号に関するその他の取扱いについては、加入電話の電話番号の場合に準ずるものとします。		
（キ）着信機能（着信着信機能）	通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線（メニュー1に係るものに限ります。）に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能	1 追加番号ごとに	300円 （税込価格 330円）
備考	この機能が提供されている第2種契約について、通信中高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。		
（オ）着信機能（着信着信機能）	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができる機能	1 契約者回線番号又は1 追加番号ごとに	500円 （税込価格 550円）
備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。		
	2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上わたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保證できないことがあります。		
	3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。		
	4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。		
	5 第2種サービス（タイプ2に限り）において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。		
（ア）基本機能	この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等を含みます。）を受信することができる機能	ア メニュー1に係るもの	1 利用回線ごとに 400円 （税込価格 440円）
		イ メニュー2に係るもの	1 利用回線ごとに 1,200円 （税込価格 1,320円）
（イ）追加機能	この機能を利用する利用回線へ発信電話番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等を受信しない通信に限ります。）に対して、その発信電話番号等を受信し、かつ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	ア メニュー1に係るもの	1 利用回線ごとに 200円 （税込価格 220円）
		イ メニュー2に係るもの	1 利用回線ごとに 600円 （税込価格 660円）
備考	当社は、発信電話番号等を受信し、かつ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		
（ウ）速達電話おこわり機能	速達電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置（その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておこわする旨の案内を自動的に行うために、音声利用1 P通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能	1 登録応答装置ごとに	200円 （税込価格 220円）
備考	1 この機能には、次の区分があります。		
	ア 個別着信応答（1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの）		
	イ 共同着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの）		
	2 1に規定するイの区分は、メニュー1又はメニュー2のものに限り提供します。		
	3 第2種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していたきます。		
	4 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号の数（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30以内とします。		
	5 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。		
	6 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		
	7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。		
	8 当社は、この機能を利用している第2種契約について、利用権の譲渡があったときは、その速達電話おこわり機能を廃止します。		
	9 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

音声利用IP通信網サービス契約約款(抜粋)

同時通信機能 (複数チャネル)	1の回線収容部又は1の利用回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能	メニュー1に係るもの	追加する1のチャネルごとに	200円 (税込価格 220円)
		メニュー2に係るもの	追加する1のチャネルごとに	400円 (税込価格 440円)
		メニュー3に係るもの	追加する1のチャネルごとに	600円 (税込価格 660円)
備考	1 同時通信機能の提供を受けている第2種契約者は、その回線収容部又は利用回線において、IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。			
映像通信機能	この機能を利用する第2種サービスに係る利用回線(タイプ1であってメニュー1に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)、他の第2種サービスに係る接続契約者回線等(この機能を利用しているもの又はタイプ2のものに限ります。この機能を利用する第2種サービスに係る接続契約者回線又は追加番号に係る回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話並びに映像及び符号による通信を行うことができる機能		—	—
	備考	1 発信者は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別等を指定するものとします。 2 契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。 3 この備考の1又は2の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。 4 この機能を利用する第2種サービスにおいて、着信転送機能を利用している場合は、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。 5 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像及び符号による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。		
着信情報転送機能 (着信お知らせメール)	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。この欄において、着信があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができます機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに		100円 (税込価格 110円)
	備考	1 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。 2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 3 第2種契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違ひのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 4 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
ファクシミリ通信転送機能 (FAXお知らせメール)	その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその形式又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを第2種契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。が)指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに		100円 (税込価格 110円)
	備考	1 当社は、利用の一時的中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。 3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。 4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。 5 第2種契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違ひのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 6 ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。 7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事をやむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを第2種契約者に知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 8 当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 9 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
着信課金機能 (フリーアクセス機能)	フリーアクセス通信に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第2種契約者とし、その契約者回線番号に係る第2種契約者(話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者となります。に)課金する機能	基本額(1着信課金番号ごとに)		1,000円 (税込価格 1,100円)
		複数回線共通番号機能(1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、2以上の接続契約者回線等における契約者回線番号若しくは追加番号は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能)		1,000円 (税込価格 1,100円)
追加機能	発信地域振分機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに)	350円 (税込価格 385円)
	話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。が)フリーアクセス通信により通信中の場合に、迂回元回線番号へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごとに)	800円 (税込価格 880円)

	振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第2種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号若しくは追加番号(着信課金機能を利用しているものに限ります。))又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。を構成する着信先ごとに、第2種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに)	700円 (税込価格 770円)
	時間外案内機能	第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能(第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(受付先変更元番号といいます。))へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能)を利用することができる機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに)	650円 (税込価格 715円)
備考	1	当社は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。		
	2	着信課金番号を付与された第2種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。		
	3	この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。)、移動体通信又は公衆通信に限ります。		
	4	当社は、第2種契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。		
	5	第2種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。		
	6	複数回線共通番号機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用している場合に限り提供します。		
	7	複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、第2種契約者(第2種契約者が2人以上ある場合は、その第2種契約者すべての同意に基づき指定される代表者として)があらかじめ指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用回線に係る第2種契約者としてします。		
	8	複数回線共通番号機能を利用していない場合は、発信地域振分機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。		
	9	複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。の範囲内とします。		
	10	1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。		
	11	話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りません。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。		
	12	複数回線共通番号機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。		
	13	時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。		
	14	着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 (注1) 9に規定する当社が別に定める数は、複数回線共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は50、振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。 (注2) 13に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。		
着信短縮ダイヤル機能 (ダイヤル短縮ダイヤル)	その接続契約者回線等(タイプ2に係るものに限ります。))へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。))により行うことができる機能	ブロック型(1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定するもの) 東日本全域型(1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの)	1地域につき1着信短縮ダイヤル番号ごとに 1着信短縮ダイヤル番号ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円) 15,000円 (税込価格 16,500円)
	備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 その契約者回線等へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第1種サービス及び第2種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。 3 第2種契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域(ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。))を当社が別に定めるところにより指定することができるものと、その区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。))を指定していただきます。 4 当社は、その請求の承諾後、第2種契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。 5 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 (注) 4に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。		
特定番号通知機能	この機能を利用する接続契約者回線等(着信課金機能の提供を受けているもの又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。))から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに		100円 (税込価格 110円)
着信転送機能 一括転送機能	基本機能	1の回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は追加番号に着信するすべての通信を、応答前に、第2種契約者(メニュー3に係る契約者)に限り、以下この欄において同じとします。がそれぞれあらかじめ指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。))に転送することができる機能	1回線収容部又は利用回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
	追加機能 故障情報通知機能	音声利用IP通信網サービス取振所に設置される監視装置から、第2種契約者の指定する1の契約者回線番号又は追加番号(以下「監視対象番号」といいます。))に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼働していない状態であると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼働していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能	1回線収容部又は利用回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。			

		3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違ひのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であつて当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。
		4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱ひます。この場合の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。
		5 この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。
		6 故障情報通知機能を利用する場合において、第2種契約者は、あらかじめ監視対象番号及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。
		7 第2種契約者はこの備考の6の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。
		8 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の監視対象番号ごとに1のチャネルを使用します。
		9 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。
		(1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。
		(2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知機能に係る通信以外の通信が行われていたとき。
		(3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。
		10 第2種契約者は、故障情報通知機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の利用回線につき当社が別に定める数以内とします。
		11 当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。
		12 第2種契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違ひのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であつて当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。
		13 当社は、第41条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴ひ発生する損害については、責任を負いません。
事業所番号グループルーチング機能	基本機能	事業所番号（同一の回線収容部グループ（第2種契約者（メニュー3に係る契約者）に限り、以下この欄において同じとします。）が指定する1以上の回線収容部又は利用回線（その回線収容部又は利用回線に係る第2種契約者がその指定を行う者とな同一の者となるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）に属する回線収容部又は利用回線を識別するための番号をいいます。）を用いて発信された通信を、その事業所番号に係るルーチング先番号（この機能を利用する回線収容部又は利用回線に付与された契約者回線番号又は追加番号であつて第2種契約者が指定したものをいいます。）に着信させ、発信者が付加した番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能
	追加機能	同一の回線収容部グループに属するすべての第2種サービスについて、その第2種契約者が、相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）との間において、事業所番号等（事業所番号及び当社が別に定める協定事業者が指定する番号（その第2種契約者とな同一の者がその協定事業者と契約を締結する電気通信サービスに係るものに限ります。）をいいます。）を用いた通信を行うことを可能とする機能
	備考	1 基本機能を利用した通信は、事業所番号ルーチング機能を利用している回線収容部又は利用回線であつて同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。
		2 第2種契約者が1回線収容部又は1利用回線において利用することができる事業所番号の数は、10以内とします。
ユーザ間情報通知機能	基本機能	接続契約者回線等から接続契約者回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われる
	備考	1 当社は、第2種契約者が警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）又は消防機関の場合に限り、この機能を提供します。
		2 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。
		3 ユーザ間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の取扱い等発信者又は着信者の責任によらない理由により、情報伝通信の相手先に到達しなかった場合は、その情報については、情報量の測定から除きます。
		4 着信者がユーザ間情報通知を拒む場合は、そのユーザ間情報通知を行うことができます。

2-3 ユニバーサルサービス料

月額		
区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2円)

2-4 電話リレーサービス料

月額		
区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1電気通信番号ごとに	1円 (税込価格 1.1円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1類第2（第2種サービスに係るもの）1（適用）(4)（ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用）イに定める期間において適用します。		

2-5 請求書等の発行に関する料金の額

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150円 (税込価格 165円)
収納手数料	1の請求書による音声利用IP通話網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格 55円)

第3 削除

第4 第2種サービスに係るもの（略）

第2類 通信料金

第1 第1種サービスに係るもの（略）

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容						
(1) 国内通信の種類等	国内通信の種類、通信時間の測定等、中継事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱い、国際通信に係る着信者地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い、通信の付加サービスに関する取扱い及び国内通信に関する料金の減免の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。						
(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。						
	<table><tr><th>区 分</th><th>適用する通信</th></tr><tr><td>1 県内通信</td><td>接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、公衆電話の電話機等又はデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td></tr><tr><td>2 県間通信</td><td>1以外のもの</td></tr></table>	区 分	適用する通信	1 県内通信	接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、公衆電話の電話機等又はデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの
区 分	適用する通信						
1 県内通信	接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、公衆電話の電話機等又はデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信						
2 県間通信	1以外のもの						

(3) 削除																						
(4) 削除																						
(5) 削除																						
(6) 削除																						
(7) 削除																						
(8) 国内通信に係る通信料金の適用	ア メニュー3に係る一般通信の通信料金については、2（料金額）の2-1-2(1)に規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ（着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るものと及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。）を選択していただきます。この場合、第2種契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料金については、2（料金額）の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。 ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2（料金額）の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。																					
(9) 選択制による通信料金の月極割引の適用	ア 当社は、第2種契約者から申出があったときは、その第2種契約に係る通信料金について、通信料金別表2に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。 ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるときは又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 イ 現に月極割引の適用を受けている第2種契約について、接続契約者回線に係る終端の場所若しくは利用回線の契約者回線番号の変更に係る届出又は利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であつて、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表2の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 ウ 第2種契約者が、その第2種契約に係る通信料金について、同時に2以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、当社が別に定めるところによります。 ただし、料金別表2に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。																					
000 メニュー1-2に係る通信料金の適用	ア メニュー1-2に係る基本通信料は、次表のとおりとします。 <table><tr><th colspan="3">月額</th></tr><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>基本通信料</td><td>1利用回線ごとに</td><td>480円(税込価格 528円)</td></tr></table> イ メニュー1-2に係る通信料金のうち月に規定する控除対象通信については、2（料金額）の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。 ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額（以下「繰越額」といいます。）を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。 ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。 (イ) 相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。） (ロ) 当社が別に定める付加機能等（協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信 ウ 2（料金額）の2-1-2(1)の表中ウ欄からき欄に定める通信 エ メニュー1-2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。この場合において、2から4の規定に該当する場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。 <table><tr><th>区 分</th><th>適 用</th></tr><tr><td>1 メニュー1-2の利用の開始又はメニュー1-2への細目の変更があったとき。</td><td>利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。</td></tr><tr><td>2 メニュー1-1又はメニュー2への細目の変更があったとき。</td><td>細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。</td></tr><tr><td>3 メニュー3への細目の変更があったとき。</td><td>細目の変更日の前日までの通信について適用します。</td></tr><tr><td>4 第2種契約の解除があったとき。</td><td>契約解除日までの通信について適用します。</td></tr><tr><td>5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。</td><td>契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。</td></tr></table> オ 利用回線の移転等があった場合であつて当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあります。その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 カ 第2種契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の最終日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要します。 ただし、第2種契約者の責めによる合理的理由により、第2種サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合には、そのことを当該予定時刻以降の時刻に属するすべての日についてその状態が継続したときと、そのことを当該予定時刻以降の時刻に属するすべての日についてその状態が継続したときとに限り、そのことを当該予定時刻以降の利用できない料金月（1料金月の倍数である部分に限り）について、料金月ごとに料金点数を計算し、その料金点数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。この場合において、その料金月の翌料金月については、繰越額は生じません。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注) 基本通信料については、日割は行いません。	月額			区 分	単 位	料 金 額	基本通信料	1利用回線ごとに	480円(税込価格 528円)	区 分	適 用	1 メニュー1-2の利用の開始又はメニュー1-2への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。	2 メニュー1-1又はメニュー2への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。	3 メニュー3への細目の変更があったとき。	細目の変更日の前日までの通信について適用します。	4 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信について適用します。	5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。	契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。
月額																						
区 分	単 位	料 金 額																				
基本通信料	1利用回線ごとに	480円(税込価格 528円)																				
区 分	適 用																					
1 メニュー1-2の利用の開始又はメニュー1-2への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。																					
2 メニュー1-1又はメニュー2への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。																					
3 メニュー3への細目の変更があったとき。	細目の変更日の前日までの通信について適用します。																					
4 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信について適用します。																					
5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。	契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。																					
(11) メニュー3に係る通信料金の適用	ア メニュー3に係る第2種契約者から、通信料金として、1のチャネル（同時通話機能により追加されたチャネルを含みます。）ごとに定額通信料400円（税込価格 440円）の支払いを要します。 イ 当社は、メニュー3に係る第2種契約者からの申出があった場合は、グループ通話定額選択回線回線（前項の適用を受ける接続契約者回線等又は通信料金別表2（選択制による通信料金の月極割引）の2の月極割引をイ選択する接続契約者回線等であつて、その契約者が同一となるものにより構成される回線回線）を、以下同しとします。）内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線回線内の接続契約者回線等との通信（2（料金額）の2-1-2（1）の表中ア欄及びイ欄に定める通信であつて、当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信以外の通信に限り）については、2（料金額）の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。 ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。																					
(12) 付加機能等を利用した通信料金の適用	ア 接続契約者回線等から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であつて当社が別に定めるところを利用しているものに限ります。）への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。 イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2-1-1（タイプ1に係るもの）(2)（映像通信機能を利用した通信に係るもの）に規定する通信料金を適用します。 ウ イの場合において、通信時間の測定等については、(ロ)に規定するタイプ2に係るものに準じます。																					

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

2-1-1 タイプ1に係るもの

(1) ②以外のもの

ア イ及びウ以外のもの

音声利用IP通信網サービス契約約款（抜粋）

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信	3分までごとに	8円（税込価格 8.8円）

イ 移動体通信及び I P 電話通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)
I P 電話通信	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)

ウ 公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信	1分までごとに	20円（税込価格 22円）
県間通信	1分までごとに	30円（税込価格 33円）

(2) 映像通信機能を利用した通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信		
ア その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円（税込価格 8.8円）
イ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1円（税込価格 1.1円）
ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1.5円（税込価格 1.65円）
エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの	30秒までごとに	2円（税込価格 2.2円）
オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円（税込価格 16.5円）
カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円（税込価格 110円）
キ ア〜カ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円（税込価格 16.5円）
ク ア〜カ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円（税込価格 110円）
備考		
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。		
2 イ〜カに規定する通信料金は、その第2種契約の利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5における提供の形態による細目が II 型の I P 通信網サービスである場合に限り適用します。		

2-1-2 タイプ2に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信			
ア その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1に係るもの 県内通信	3分までごとに	6円 (税込価格 6.6円)
	プラン2に係るもの 県間通信	3分までごとに	10円 (税込価格 11円)
イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1に係るもの 県内通信	3分までごとに	8円 (税込価格 8.8円)
	プラン2に係るもの 県間通信	3分までごとに	10円 (税込価格 11円)
ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの	プラン2に係るもの	3分までごとに	8円 (税込価格 8.8円)
エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの		30秒までごとに	1円 (税込価格 1.1円)
オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの		30秒までごとに	1.5円 (税込価格 1.65円)
カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの		30秒までごとに	2円 (税込価格 2.2円)
キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの		3分までごとに	15円 (税込価格 16.5円)
ク ア〜キ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの		3分までごとに	100円 (税込価格 110円)
ケ ア〜キ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの		3分までごとに	100円 (税込価格 110円)
備考			
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。			
2 イ〜ケに規定する通信については、第1種サービスに係る契約者回線、第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。			

(2) 移動体通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

(3) I P 電話通信及び公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの

タイプ1に係るものに準ずるものとします。

2-2 国際通信に係るもの

通信料金別表1（国際通信に関する料金）に定めるところによりする。

通信料金別表1 国際通信に関する料金（略）

通信料金別表2 選択制による通信料金の月極割引

1 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引（安心プラン・もっと安心プラン）

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引」とは、すべての時間帯における県内通信及び県間通信のうち、イの規定によりこの月極割引の対象となる通信について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 契約者回線又は1 利用回線ごとに <table><tr><th>種 別</th><th>2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額</th><th>月極割引を選択した場合の料金額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1</td><td>0 円から1,280円（税込価格 1,408円）までの部分 1,280円（税込価格 1,408円）を超える部分</td><td>900円（税込価格 990円）（最低通信料） 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン2</td><td>0 円から4,800円（税込価格 5,280円）までの部分</td><td>3,400円（税込価格 3,740円）（最低通信料）</td></tr></table>	種 別	2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額	(ア) プラン1	0 円から1,280円（税込価格 1,408円）までの部分 1,280円（税込価格 1,408円）を超える部分	900円（税込価格 990円）（最低通信料） 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額	(イ) プラン2	0 円から4,800円（税込価格 5,280円）までの部分	3,400円（税込価格 3,740円）（最低通信料）
種 別	2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額								
(ア) プラン1	0 円から1,280円（税込価格 1,408円）までの部分 1,280円（税込価格 1,408円）を超える部分	900円（税込価格 990円）（最低通信料） 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額								
(イ) プラン2	0 円から4,800円（税込価格 5,280円）までの部分	3,400円（税込価格 3,740円）（最低通信料）								

	4,800円（税込価格 5,280円）を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額
--	---------------------------	------------------------

イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当しないものに限ります。

(ア) 相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。）

(イ) 当社が別に定める付加機能等（協定事業者が提供するものを含みます。）を利用している通信

(ウ) 料金表第2類（通信料金）第1（第1種サービスに係るもの）2（料金額）の2-1-1（1）の表中ウ欄からキ欄に定める通信

(エ) 料金表第2類（通信料金）第2（第2種サービスに係るもの）2（料金額）の2-1-2（1）の表中ウ欄からキ欄に定める通信

(2) 承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった音声利用 I P 通信網サービスに係る契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア 第1種契約のメニュー1に係るもの又は第2種契約のメニュー1-1に係るものであるとき。 イ 通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。）であるとき。
--------	---

(3) 月極割引の適用	ア 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている契約について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。 (ア) 利用権の譲渡があったとき。 ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。 (イ) 契約の解除があったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するのとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。
-------------	---

ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。

(イ) 契約の解除があったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するのとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から3以外より、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承認日を含む料金月の翌料金月以降の通信に関する料金について、変更後の種類に係る月極割引を適用します。

カ 契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その契約者回線又は利用回線の移転に伴い契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。

(ア) 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) 契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ 契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他音声利用 I P 通信網サービスで利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、最低通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が継続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の数数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する最低通信料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金月に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ 契約者が、この月極割引が適用される料金月において、第1種サービス及び第2種サービス間の種類の変更があったときは、次のとおり取り扱います。

(ア) 契約者回線の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) 契約者回線の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から、この月極割引を適用します。

(注) 最低通信料については、日割は行いません。

2 同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引（グループ通話定額）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引」とは、第1種契約又は第2種契約に係るグループ通話定額選択回線群内の接続契約者等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の接続契約者回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用している通信を除きます。）について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャネル（この月極割引を選択する回線収容部又は利用回線）において利用しているすべてのチャネルについて適用します。）ごとに定額通信料4400円（税込価格 4400円）を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限ります。 (ア) 第1（第1種サービスに係るもの）2（料金額）の2-1（1）の表中ア欄及びイ欄に定める通信 (イ) 第2（第2種サービスに係るもの）2（料金額）の2-1-1（1）アに定める通信 (ウ) 第2の2の2-1-1（2）の表中ア欄に定める通信 (エ) 第2の2の2-1-2（1）の表中ア欄及びイ欄に定める通信
(2) 承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった第2種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあった接続契約者回線等が、第2種サービス（メニュー2又はメニュー3に係るものに限ります。）であるとき。 イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に契約者回線又は利用回線が追加される場合には、その申出のあった契約者回線がメニュー1のものであるとき又は利用回線がメニュー1-1若しくはメニュー2に係るものであるとき。 ウ その申出のあった接続契約者回線等が、通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。）であるとき。 エ その申出のあった接続契約者回線等が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。
(3) 月極割引の適用	ア 定額通信料に代えることとなる通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。 ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日にこの月極割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。 イ 当社は、この月極割引の適用を受けている契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。 (ア) 利用権の譲渡があったとき。 (イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が第2種サービスのメニュー2又はメニュー3に係るものでなくなるとき。 ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。 ただし、この月極割引の適用の廃止（第2種契約の解除に伴うものを除きます。）があった日については、定額通信料の支払いを要します。

第3 映像通信に係る特定契約者回線番号への通信料金の月極割引（テレビ電話チョイス定額）

区 分	内 容								
(1) 定義等	「映像通信に係る特定契約者回線番号への通信料金の月極割引」とは、第1種契約者又は第2種契約者があらかじめ指定した2以内の特定契約者回線番号（当社が別に定めるものに限りします。）へ行う通信（第1種サービスの2（料金額）の2－1（1）の表中ク欄に定める通信又は第2種サービスの2（料金額）の2－1－2（1）の表中ク欄に定める通信であって当社が別に定める付加機能等を利用したもの以外のもの（協定事業者が提供するものを含みます。）に限りします。）のうち、通信時間が30分までの通信及び30分を超える通信のうち30分までの部分について、同欄の規定により算定した額に代えて、月額500円（税込価格 550円）の定額通信料を適用することをいいます。								
(2) 承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった第1種契約又は第2種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア 第1種サービスのメニュー1（県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引の適用を受けているものを除きます。）に係るものであるとき。 イ 第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係るものであるとき。 ウ 通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限りします。）であるとき。								
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（音声利用1P通信網サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月からです。 イ メニュー2に係る第1種契約者がこの月極割引を受けようとする場合は、この月極割引の規定を優先的に適用するものとし、料金表第2類第1の1（適用）(7)に規定する月間累計額のうち、この月極割引の対象となる通信料金については、この月極割引を適用後の通信料金（定額通信料を除きます。）により算定します。 ウ メニュー1－2に係る第2種契約者がこの月極割引を受けようとする場合は、この月極割引の規定を優先的に適用するものとし、料金表第2類第2の1（適用）(10)に規定する月間累計額のうち、この月極割引の対象となる通信料金については、この月極割引を適用後の通信料金（定額通信料を除きます。）により算定します。 エ 第1種契約者又は第2種契約者が、この月極割引と県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引の適用を受けようとする場合は、この月極割引の規定を優先的に適用するものとし、通信料金別表2の2（1）に規定する月間累計額のうち、この月極割引の対象となる通信料金については、この月極割引を適用後の通信料金（定額通信料を除きます。）により算定します。 オ 当社は、この月極割引の適用を受けている第1種契約又は第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。 (ア) 利用権の譲渡があったとき。 ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。 (イ) 利用回線が第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係るものでなくなったとき。 (ウ) 契約の解除があったとき。 カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。 <table><tr><th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr><tr><td>1 2から3以外より、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>2 利用権の譲渡があったとき。</td><td>その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>3 契約の解除があったとき。</td><td>契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table> キ 第1種契約者又は第2種契約者が、その特定契約者回線番号を変更するときは、変更前の特定契約者回線番号に係る契約者回線等への通信に関する料金についてはその変更の承認日を含む料金月の末日まで、変更後の特定契約者回線番号に係る契約者回線等への通信に関する料金についてはその変更の承認日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。 ク 第1種契約者又は第2種契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その契約者回線等の移転等に伴い契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。 (ア) 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) 契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。 ケ 第1種契約者又は第2種契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他音声利用1P通信網サービスを利用することができなかった期間が生じた場合は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額通信料の支払いを要します。 ただし、第1種契約者又は第2種契約者の責めにやらない理由により、音声利用1P通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が継続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できない料料金月（1料金月の倍数である部分に限りします。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。 コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注) 定額通信料については、日割は行いません。	区 分	月極割引の適用	1 2から3以外より、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用								
1 2から3以外より、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。								
2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。								
3 契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。								

第3 削除

第4 第4種サービスに係るもの（略）

第3類 手続きに関する料金

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>契約料</td><td>第1種契約（メニュー3に係るものを除きます。）又は第4種契約（メニュー1－2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>事業者変更手数料</td><td>第1種契約又は第2種契約の申込み（その音声利用1P通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第1種サービス又は第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うもの）に限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></table>	種 別	内 容	契約料	第1種契約（メニュー3に係るものを除きます。）又は第4種契約（メニュー1－2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	事業者変更手数料	第1種契約又は第2種契約の申込み（その音声利用1P通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第1種サービス又は第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うもの）に限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容								
契約料	第1種契約（メニュー3に係るものを除きます。）又は第4種契約（メニュー1－2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
事業者変更手数料	第1種契約又は第2種契約の申込み（その音声利用1P通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第1種サービス又は第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うもの）に限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(1)の2 契約料の適用除外	ア 次のいずれかに該当する場合には、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。 (ウ) 第2種契約の解除の通知と同時に第1種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾したとき。								

	(イ) 1P通信網サービス契約約款におけるメニュー5に係る1P通信網契約の解除の通知と同時に第1種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾したとき。 (ウ) 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約（メニュー1に係るものに限りします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾したとき。 イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限りします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限りします。）の申込みがあった場合は、その申込みについても適用します。）。）
(2) 譲渡承認手数料の適用除外	利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、譲渡承認手数料は適用しません。
(3) 事業者変更手数料の適用	音声利用1P通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更（当社が別に定めるものに限りします。）を行う場合は、それらの事業者変更を1の事業者変更とみなして、事業者変更手数料を適用します。

2 料金額	料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料		1契約ごとに	800円（税込価格 880円）
譲渡承認手数料		1契約ごとに	800円（税込価格 880円）
事業者変更手数料		1契約ごとに	1,800円（税込価格 1,980円）

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、直流電源対応装置工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。														
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事費、機器工事費、直流電源対応装置工事、回線終端装置工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。														
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、直流電源対応装置工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は次の場合に適用します。	<table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td>音声利用1P通信網サービス取扱いの交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>イ 直流電源対応装置工事費</td><td>直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>ウ 回線終端装置工事費</td><td>第1種サービス又は第4種サービスについて、回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>エ 機器工事費</td><td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>オ 配線経路構築工事費</td><td>第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>カ 配線保護工事費</td><td>第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	音声利用1P通信網サービス取扱いの交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 直流電源対応装置工事費	直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 回線終端装置工事費	第1種サービス又は第4種サービスについて、回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。	オ 配線経路構築工事費	第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。	カ 配線保護工事費	第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用														
ア 交換機等工事費	音声利用1P通信網サービス取扱いの交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。														
イ 直流電源対応装置工事費	直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。														
ウ 回線終端装置工事費	第1種サービス又は第4種サービスについて、回線終端装置の工事を要する場合に適用します。														
エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。														
オ 配線経路構築工事費	第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。														
カ 配線保護工事費	第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。														
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の工事ごとにと2,500円（税込価格 2,750円）とします。														
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア 現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用停止、契約者回線の移転（電話サービスに係るものに限りします）、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となるとき。 イ 番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。														
(6) 割増工事費の適用	ア 次に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（イに規定する加算額を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に規定する額を適用します。 (ウ) (イ)、(ウ)及び(ロ)以外のもの <table><tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr><tr><td>① 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。以下「夜間帯」といいます。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額</td></tr><tr><td>② 午後10時から翌日の午前8時30分まで（以下「深夜・早朝帯」といいます。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額</td></tr></table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	① 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。以下「夜間帯」といいます。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額	② 午後10時から翌日の午前8時30分まで（以下「深夜・早朝帯」といいます。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額								
工事を施工する時間帯	割増工事費の額														
① 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。以下「夜間帯」といいます。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額														
② 午後10時から翌日の午前8時30分まで（以下「深夜・早朝帯」といいます。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りします。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額														

(イ) 配線経路構築工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
① 夜間帯	配線経路構築工事費に1.3を乗じた額
② 深夜・早朝帯	配線経路構築工事費に1.6を乗じた額

(ウ) 配線保護工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
① 夜間帯	配線保護工事費に1.3を乗じた額
② 深夜・早朝帯	配線保護工事費に1.6を乗じた額

(ロ) 配線経路の調査に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
① 夜間帯	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限りします。）に1.3を乗じた額
② 深夜・早朝帯	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限りします。）に1.6を乗じた額

音声利用IP通信網サービス契約約款（抜粋）

	イ 当社は、第1種契約者からその契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事（その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が4,000円（税込価格 4,400円）であるものを除きます。）又は第4種契約者からその契約者回線の設置に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてはしい旨の申出があった場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格3,300円）を加算して適用します。		
(6)の2 工事の着手等に関する工事費の適用	第1種サービス又は第4種サービスの契約者回線の設置に係る工事の着手等に関する工事を行うときは、次表に規定する額を適用します。		
	区分	工事費の適用	単位 工事費の額
	ア 配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（1の工事ごとに） 13,000円（税込価格 14,300円） 配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに） 3,000円（税込価格 3,300円）
	イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からその契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに） 6,000円（税込価格 6,600円） 加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに） 1,800円（税込価格 1,980円）
	ウ 工事の施工日の調整及び管理に係るもの	2を超える契約者回線の終端の場所等における工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに） 6,000円（税込価格 6,600円） 加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに） 1,800円（税込価格 1,980円）
		(イ) 工事の施工日の変更を行う場合	1契約者回線ごとに 700円（税込価格 770円）
(6)の3 契約申込の承諾の日等を行う工事費の適用	ア 第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線について、その契約者から契約申込又は工事を要する請求にあつて、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行つてはしい旨の申出があった場合であつて、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円（税込価格22,000円）を加算して適用します。 ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、契約申込の承諾の日等を行う工事費を適用します。 ウ 当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
(7) 時刻指定工事費の適用	ア 第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻）に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行つてはしい旨の申出があった場合であつて、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。 ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。 ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
		指定時刻	工事費の額
		午前9時から午後4時まで	11,000円 （税込価格 12,100円）
		午後5時から午後9時まで	18,000円 （税込価格 19,800円）
		午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 （税込価格 30,800円）
(7)の2 分割した工事費の適用	ア 当社は、第1種契約者から請求があった場合は、次の工事に関する費用（以下「分割対象費用」といいます。）について、24回に分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。 (イ) 契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額及び1,000円（税込価格1,100円）を減じた費用		
	区 分		支払額
	① ②及び③以外の場合	下記以外の場合	3,000円 （税込価格3,300円）
		配線経路構築の工事がある場合	6,000円 （税込価格6,600円）
	② 料金表第2表第1の1(6)イに規定する(ア)①、(イ)①又は(ウ)①に係る増増工事費の適用を受ける場合	下記以外の場合	3,900円 （税込価格4,290円）
		配線経路構築の工事がある場合	7,800円 （税込価格8,580円）
	③ 料金表第2表第1の1(6)イに規定する(ア)②、(イ)②又は(ウ)②に係る増増工事費の適用を受ける場合	下記以外の場合	4,800円 （税込価格5,280円）
		配線経路構築の工事がある場合	9,600円 （税込価格10,560円）
	(イ) 契約者回線の移転に係る工事に関する費用から1,000円（税込価格1,100円）を減額した費用		
	イ 分割支払いの期間は、その第1種サービスの提供を開始した日又はその第1種サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であつて当社が指定した料金月から起算して、その料金月から23ヶ月後の料金月までとします。 ウ 分割支払いの期間において、その第1種契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を停止します。この場合において、第1種契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払つていただきます。		
	(注1) アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。 (注2) 分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支払い方法については、料金表通則第7項及び第8項に準じて取り扱います。		

	エ) の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。 (イ) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (ロ) 分割支払いの請求をした者がその第1種サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用IP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は増増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (ハ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。 (ニ) その他当社が不適当と判断したとき。 オ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がその第1種契約者へ24回目に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。 カ 分割支払いに係る第1種契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失ひ、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払つていただきます。 (イ) 分割支払いに係る契約者回線について、その第1種契約の解除（移転を作うものを除きます。）があったとき。 (ロ) 次のいずれかに該当する場合であって、第1種契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあるときと当社が認めたとき。 ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 ② 差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。 ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
(8) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 映像通信機能に係る工事 イ 第1種サービスのメニュー2からメニュー1への細目の変更又は第2種サービスのメニュー1〜2からメニュー1〜1への細目の変更の工事 ウ イの工事と同時に施工する工事であって、第1種サービスのメニュー2又は第2種サービスのメニュー1〜2の基本機能に相当する付加機能の利用の開始に関するもの（着信転送機能、迷惑電話おことわり機能又は着信情報転送機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限ります。） エ 第1種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能及び番号情報送受信機能を除きます。）又は第2種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送受信機能を除きます。）の利用の開始に係る工事であって、第1種サービス又は第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）、契約者回線の移転又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合 オ 第1表第1項第1（基本料金）1（適用）(6)欄又は第2項第1（基本料金）1（適用）(2)の2欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例の適用を受ける発信電話番号受信機能の基本機能及び発信電話番号通知要請機能の利用の開始の工事 カ 犯罪目的電話を防止するための契約者回線番号の変更の工事（犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。） キ 間違い電話による契約者回線番号の変更の工事（利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。以下この欄において同じとします。） ク 犯罪目的電話又は間違い電話による契約者回線番号の変更に伴う通話録音機能付端末の設定の工事 ケ 第1種サービスのメニュー2及び第2種サービスのメニュー1〜2に係る通信中着信機能に相当する機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事 コ 第1種サービスのメニュー2及び第2種サービスに係る複数回線共通番号機能の利用の開始に係る工事 サ 第2種サービス（利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5における提供の形態にある細目がII型のIP通信網サービスであるものに限り、その）のタイプ1からタイプ2への細目の変更の工事 シ 事業所番号ルーチング機能の追加機能の利用の開始又は変更に係る工事 ス 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約（メニュー1に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る契約者回線の設置及び付加機能の利用開始の工事 セ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る契約者回線の設置及び付加機能の利用開始の工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに関し適用します（その申込みと同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みについても適用します。）） ソ 発信電話番号送受信機能の利用の開始に係る工事
(9) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

2-1 第1種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャネル数の増加、契約者回線番号の増加若しくは変更、契約者回線番号非通話の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

	区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	(イ) (イ)以外の場合	1の工事ごとに基本額	7,500円（税込価格8,250円）
		加算額	3,500円（税込価格3,850円）
(2) 交換機等工事費	ア イからキ以外の工事の場合	1の工事ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
		1契約者回線、1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
イ 契約者回線番号の非通話の扱いの変更の工事の場合（第1種サービス又は第2種サービスに係るものであつてアの工事と同時に施工する場合を除きます。）	イ 契約者回線番号の非通話の扱いの変更の工事の場合（第1種サービス又は第2種サービスに係るものであつてアの工事と同時に施工する場合を除きます。）	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700円（税込価格770円）
		ウ 契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事	(イ) 第1種サービスに係るもの（基本機能の態様による区別の変更に関する工事を除きます。） 2,000円（税込価格2,200円） (ロ) 削除 (ハ) 第4種サービスに係るもの 1,000円（税込価格1,100円）

エ 第1種サービス又は第2種サービスに係る付加機能に関する工事の場合	(ア) 番号情報送出機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1 追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)
	(イ) 通信中着信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1 契約者回線又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ウ) 着信転送機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ロ) 発信電話番号受信機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
		発信電話番号通知要請機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ハ) 迷惑電話おこわり機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき		1 登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ニ) 同時通信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1 契約者回線、1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ホ) 着信情報送信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ヘ) ファクシミリ通信着信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(コ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(カ) 着信短縮ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信課金番号につき1の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
			1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ケ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1 契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
オ 削除	(ク) 着信一括転送機能の利用の開始又は内容の変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線、1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(コ) 追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線、1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
			1 事業所番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
カ 第4種サービスに係る付加機能の利用開始又は変更に関する工事の場合	(ア) 番号情報送出機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1 追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)
	(イ) 同時通信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1 契約者回線又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ウ) (イ)以外の場合		1 の工事ごとに	14,000円 (税込価格15,400円)
(6) 配線経路構築工事費	(イ) 第1種契約者又は第4種契約者の申込み又は請求により、(4)の工事と別に施工する場合		1 の工事ごとに	27,000円 (税込価格29,700円)
(7) 配線保護工事				別に算定する実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分			単 位	工事費の額	
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費		1 の工事ごとに	2,000円 (税込価格2,200円)	
	イ 交換機等工事費	(イ) (イ)から(ウ)以外の工事	1 契約者回線、1 回線収容部又は 1 利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(ロ) 番号情報送出機能の利用の一時中断の工事	① ②以外のとき	1 契約者回線番号又は 1 追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)
			② 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする 1 追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)
		(ウ) 迷惑電話おこわり機能の利用の一時中断の工事のとき	1 登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(エ) 着信情報送信機能の利用の一時中断の工事のとき	1 契約者回線番号又は 1 追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(オ) ファクシミリ通信着信機能の利用の一時中断の工事のとき	1 契約者回線番号又は 1 追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(カ) 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1 着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(キ) 着信短縮ダイヤル機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
		(ク) 事業所番号ルーチング機能の基本機能の利用の一時中断の工事のとき	1 事業所番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)	
(2) 再利用の工事				2－1 の工事費の額と同じ	

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
-----	-----

(1) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア 契約者回線がその収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 ウ その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路 エ その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路 イ ア以外の場合 ウ その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が所在する音声利用 I P 通信網サービス区域（その音声利用 I P 通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路 エ その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所から所在する音声利用 I P 通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路
-------------------------------	---

2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
第1種サービス及び第4種サービス（メニュー1-1又はメニュー2に係るものに限ります。）	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 設備費の額

区 分	設備費の額
設備費	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 重複掲載料

タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円（税込価格 550円）

第4表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円（税込価格 330円）

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円（税込価格 440円）

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

附 則（令和7年1月24日東経営第000200000482号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（第1種契約の品目等の変更に係る工事費の割引）

3 当社は、第1種契約について、次のいずれかに該当する契約者回線の態様による細目がグレード2のものからグレード1のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目等の変更に係る工事費について次に規定する額を適用します。

ア 令和7年2月1日から令和8年1月31日までの間に、品目等の変更の請求があり、令和8年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴わないものに限ります。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第1の2-1に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

イ 令和7年2月1日から令和8年1月31日までの間に、品目等の変更の請求があり、令和8年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものに限ります。）を行ったときは、その品目等の変更に係る交換機等工事費について、料金表第2表第1の2-1に規定する額に代えて、1,000円（税込価格 1,100円）を適用します。

（第2種契約における利用回線の品目等の変更に係る工事費の割引）

4 当社は、令和7年2月1日から令和7年5月31日までの間に、第2種サービスにおける利用回線（I P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のものに限ります。）について、契約者回線の態様による細目がグレード1-2又はグレード2のものからグレード1-1のものへの品目等の変更の請求があり、令和7年11月30日までにその移転又は品目等の変更の工事を行ったときは、その工事に伴う第2種契約に係る交換機等工事費（付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第2表第2の2-1に規定する額に代えて、0円を適用します。この場合において、第2種サービスに係る基本機能又は上限チャネル数の態様による区別の変更を伴うときは、メニュー1-1のものとメニュー1-2のものと間の品目等の変更に関し、この工事費の割引を適用します。

（その他）

5 この附則第3項及び第4項に定める場合において、第1種契約者又は第2種契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は第1種契約者又は第2種契約者に負担していただきます。

音声利用IP通信網サービス契約約款（抜粋）

端末設備貸出サービスに係る利用規約

（総則）

- 第1条** 当社は、当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定める音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスとして端末設備貸出サービス（当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款別記10の2で定める端末設備を契約者（その端末設備が身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その音声利用IP通信網サービスに係る契約を締結している者が指定する者）とします。以下同じとします。）へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。
- 4 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 5 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

（用語）

第2条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

（契約の単位）

第3条 当社は、第1種契約、第2種契約又は第4種契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。ただし、ISDN回線対応端末収容装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、その契約者及びその契約者が指定する者が、それぞれ1の本サービスに係る利用契約を締結します。

（利用契約）

- 第4条** 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。
- 2 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 契約者が、音声利用IP通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（端末設備の移転）

第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。ただし、接続契約の終端（回線収容部に収容されるもの以外のもの）の場所の変更又は利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

（端末設備の利用の一時中断）

第6条 当社は、その端末設備に係る第1種契約、第2種契約又は第4種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（譲渡）

第7条 当社は、端末設備を提供している第1種又は第2種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

（転用）

第7条の2 当社は、端末設備を提供している音声利用IP通信網サービスの転用があった場合は、本サービス（身体障害者等が利用する宅内機器を除きます。）も転用されることとします。

2 当社は、音声利用IP通信網サービスの転用があったときは、身体障害者等が利用する宅内機器を除き、契約者から当社と締結している転用前利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

（事業者変更）

第7条の3 当社は、端末設備を提供している音声利用IP通信網サービスの事業者変更があった場合は、本サービス（身体障害者等が利用する宅内機器を除きます。）も事業者変更されることとします。

2 当社は、音声利用IP通信網サービスの事業者変更があったときは、身体障害者等が利用する宅内機器を除き、契約者から当社と締結している事業者変更前の利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

（契約者による利用契約の解除）

第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

（当社が行う利用契約の解除）

第9条 当社は、第10条（端末設備の利用停止）の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合には、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしなくてもその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、端末設備に係る第1種契約、第2種契約又は第4種契約について契約の解除（ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置及び身体障害者等が利用する宅内機器については、音声利用IP通信網サービスの転用及び事業者変更による契約に基づく提供されるものを除きます。）があったときは、その利用契約を解除します。

4 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

（端末設備の利用停止）

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

(1) 第1種契約、第2種契約又は第4種契約において利用停止があったとき。

(2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払ないとき。

(3) 第16条（利用に係る義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により端末設備の利用停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、その端末設備が身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づく提供されるものである場合は、この限りではありません。

（端末設備の種類）

第11条 当社は、第2種契約者（メニュー3に係る契約者に限ります。）から請求があったときは、その1の利用契約につき1又は複数の端末設備を、第1種契約者又は第2種契約者（メニュー1又はメニュー2に係る契約者に限ります。）から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表（料金）の定めるところにより提供します。

（料金及び工事に関する費用の支払義務）

第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたときは工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

2 請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

（設置場所の提供等）

第13条 音声利用IP通信網サービスに係る接続契約者回線等の終端（回線収容部に収容されるものを除きます。）のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

2 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

（切付責任）

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

（免責等）

第15条 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

（利用に係る義務）

第16条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用IP通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (5) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (6) 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又は損じたときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

（端末設備の返還等）

第17条 第8条（契約者による利用契約の解除）又は第9条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができます。

（その他）

第18条 本規約に定めのない事項は、約款の規定を準用します。

料金表

第1表 料金		
区 分		内 容
(1) 機器利用料の適用	ア	第2種サービスに係るルータ機能付IP電話対応装置及び同時通信機能対応型ルータ機能付IP電話対応装置の機器利用料は、利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のIP通信網サービスである場合に限り適用します。 ただし、次に掲げる場合に該当するものは、この限りではありません。 (ア) 品目が1Gb/sのものであって無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するもの (イ) 品目が10Gb/sのもの (エ) 第2種サービスに係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置について、契約者からの申出により当社が無線LAN機能を使用しない設定とした場合は、機器利用料から300円（税込価格 330円）を減額して適用します。
	イ	第2種サービスに係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置について、契約者からの申出により当社が無線LAN機能を使用しない設定とした場合は、機器利用料から300円（税込価格 330円）を減額して適用します。
(2) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する機器利用料の適用	2（機器利用料）2-1（2）又は2-2（4）に規定する角かつこの料金額は、次の者がその宅内機器を利用する場合に限り適用します。	ア シルバーホーンに係るもの (ア) 65歳以上のひとり暮らし老人（65歳以上の老人であって、心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。） (イ) 身体障害者 イ 通話録音機能付き端末に係るもの 契約者が特殊詐欺の被害を防止するために利用するものと当社が認めた者
2 機器利用料		
2-1 第1種サービスに係るもの（略）		
2-2 第2種サービスに係るもの		
(1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの		

1 装置ごとに月額

区 分				料 金 額		
タイプ1に係るもの	ルータ機能付 I P 電話対応装置				450円（税込価格495円）	
	同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置				450円（税込価格495円）	
	無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	750円（税込価格825円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
		II 型	基本装置	300円（税込価格330円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
	同時通信機能・無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	750円（税込価格825円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
		II 型	基本装置	300円（税込価格330円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
無線 LAN 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	750円（税込価格825円）			
		増設装置	300円（税込価格330円）			
	II 型	基本装置	300円（税込価格330円）			
		増設装置	300円（税込価格330円）			
	タイプ2に係るもの	ルータ機能付 I P 電話対応装置				450円（税込価格495円）
		無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	750円（税込価格825円）	
増設装置				300円（税込価格330円）		
II 型			基本装置	300円（税込価格330円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
無線 LAN 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置		I 型	基本装置	750円（税込価格825円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
		II 型	基本装置	300円（税込価格330円）		
			増設装置	300円（税込価格330円）		
		利用回線に係る I P 通信網サービスがメニュー 5 の 10Gb/s 品目のものの場合	I 型			300円（税込価格 330円）
	II 型				300円（税込価格 330円）	
電池ケース					200円（税込価格220円）	

備考	
1	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置について、I型のものは、利用回線の電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のIP通信網サービスである場合に限り提供されるもの、II型のものは、メニュー5-1のIP通信網サービスである場合に限り提供されるものをいいます。
	2 利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1-1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときは、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のもの）においてその修理又は復旧を行います。

- 3 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1-2 に係るものである場合、当社はその利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 7 時から午後 10 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしす。）においてその修理又は復旧を行います。
- 4 当社は、同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び同時通信機能・無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、第 2 種契約者が番号情報送出機能、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。
- 5 当社は、無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置、同時通信機能・無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置（当社が別に定める数でとしす。）を提供します。
- 5 の 2 契約者は、無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置、同時通信機能・無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置又は無線 LAN 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置を利用する場合、あらかじめ当社に無線 LAN 機能の使用有無を申し出ていただきます。
- 6 備考 5 の 2 に規定する無線 LAN 機能を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとしす。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 7 当社は、電池ケースについては、第 2 種契約者が直流電源対応装置を利用する場合に限り提供します。

(2) (4)以外のものであってメニュー-2に係るもの

			1 装置ごとに月額
区 分			料 金 額
I P 電話対応装置	Ⅰ型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,100円）
		I SDN（BRI）インターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,100円）
	Ⅱ型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,650円）
		I SDN（BRI）インターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,650円）
備考			
1 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1-1 に係るものである場合、当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしす。）においてその修理又は復旧を行います。			
2 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1-2 に係るものである場合、当社はその利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 7 時から午後 10 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしす。）においてその修理又は復旧を行います。			
3 I P 電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又は ISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が 1 装置ごとに 4 まで のもの、Ⅱ型のものは、アナログ又は ISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が 1 装置ごとに 8 までのものをいいます。			

(3) (4)以外のものであってメニュー-3に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
集線機能付き I P 電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの 1,000円（税込価格1,100円）
	II 型	I SDN（B R I）インターフェースを有するもの 1,000円（税込価格1,100円）
		アナログインターフェースを有するもの 1,500円（税込価格1,650円）
		I SDN（B R I）インターフェースを有するもの 1,500円（税込価格1,650円）
	III 型	III-2 型 5,400円（税込価格5,940円）

備考

- 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1-1 に係るものである場合、当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしす。）においてその修理又は復旧を行います。
- 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1-2 に係るものである場合、当社はその利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 7 時から午後 10 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしす。）においてその修理又は復旧を行います。
- 集線機能付き I P 電話対応装置について、I 型のものは、アナログ又は ISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が 1 装置ごとに 4 までのもの、II 型のものは、アナログ又は ISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が 1 装置ごとに 8 までのもの、III 型のものは、ISDN（PRI）インターフェースを有するものであって、ISDN（PRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が 1 装置ごとに 23 までのものをいいます。
- 集線機能付き I P 電話対応装置について、他の集線機能付き I P 電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数でとしす。

(4) メニュー-1、メニュー-2又はメニュー-3に係るものであって、身体障害者等が利用する宅内機器に關するもの

区 分				単 位	料金額（月額）	
（ひびき） シルバーホン	骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機			1個ごとに	[680円]	
シル （ふれあい） バーホン	重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機			1個ごとに	[550円] 1,100円	
	付加装置	リモートスイッチ		1装置ごとに	[100円] 250円	
		呼吸スイッチ		1装置ごとに	[200円] 400円	
シル （あんしんS） バーホン	緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器			基本装置	1装置ごとに	[180円（税込価格198円）] 480円（税込価格528円）
	付加機能	リモートスイッチ	有線方式によるもの	1装置ごとに	[50円（税込価格55円）] 100円（税込価格110円）	
			無線方式によるもの	1装置ごとに	[200円（税込価格220円）] 400円（税込価格440円）	
能付き端末 通話録音機	その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器			1個ごとに	[0円（税込価格0円）] 500円（税込価格550円）	
備考	メニューに係るものに限り提供します。					

2-3 第4種サービスに係るもの（略）

第2表 工事に関する費用
1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。

(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に關する工事費の額が29,000円（税込価格31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) 身体障害者等が利用する宅内機器に關する工事費の適用	ア 2（工事費の額）に規定する角かつこの工事費の額は、次の者が利用するシルバーホン（ひびき）、シルバーホン（ふれあい）及びシルバーホン（あんしんS）に關する工事（以下この欄において「身体障害者等が利用する宅内機器に關する工事」といいます。）の場合に限り、適用します。 （ア） 65歳以上のひとり暮らし老人（65歳以上の老人であって心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。） （イ） 身体障害者 イ 身体障害者等が利用する宅内機器に關する工事と他の工事（交換機等工事のみの工事を除きます。）を同時に施工するときは、それらの工事を身体障害者等が利用する宅内機器に關する工事以外の1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(5) 機器工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約（メニュー-1に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に關する工事 イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー-2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る端末設備の設置に關する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに関し適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー-2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みについても適用します。）。）
(6) その他工事費の適用	割増工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。

2 工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に關する工事費

区 分				単 位	料金額（月額）
基本工事費				1の工事ごとに	
				基本額	[2,000円（税込価格2,200円）]
				加算額	7,500円（税込価格 8,250円） 3,500円（税込価格 3,850円）
機器工事費	ア イ〜オ以外のもの	(ア) (イ)及び(ウ)以外の場合		1装置ごとに	別に算定する実費
		(イ) 第1種サービスにおけるメニュー-1又は第2種サービスにおけるメニュー-1に関する端末設備の設置に係る工事の場合		1装置ごとに	1,500円（税込価格1,650円）
		(ウ) 第1種サービスにおけるメニュー-1又は第2種サービスにおけるメニュー-1に関する端末設備の設定に係る工事の場合		1装置ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
	イ 電話機		1個ごとに	[500円（税込価格550円）] 1,200円（税込価格1,320円）	
	ウ シルバーホン（ふれあい）の付加装置		1装置ごとに	[500円（税込価格550円）] 1,100円（税込価格1,210円）	
	エ シルバーホン（あんしん）	基本装置		1装置ごとに	[500円（税込価格550円）] 1,200円（税込価格1,320円）
		付加装置	リモートスイッチ	有線方式によるもの	1装置ごとに
無線方式によるもの				1装置ごとに	[400円（税込価格440円）] 800円（税込価格880円）
オ 通話録音機能付き端末			1個ごとに	500円（税込価格550円）	

附 則（令和 6 年 12 月 23 日東経営第 000200000451 号）
この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。

ひかり電話のご案内

ひかり電話 各サービスの概要と操作ガイド

お問い合わせの前にご覧ください

■ ひかり電話がご利用できない場合

ひかり電話対応機器等の電源を切り、再起動を行ってください。
再起動の手順等に関して、詳しくは**P.15**をご覧ください。

■ ひかり電話対応機器のバージョンアップについて

一部の機種を除いて初期設定が自動更新となっています。
ひかり電話対応機器は、あらかじめ設定されている時間帯に自動的にファームウェアを更新します。詳しくは**P.14**をご覧ください。

■ 「先頭が“00”で始まる番号へは、おつなぎできません…」というガイダンスが流れて通話ができない場合

ひかり電話は、「0036」などの「00XY」で始まる番号への発信はできません。
上記ガイダンスが流れた場合は、電話機の「ACR(LCR)機能」(自動的に「00XY」の番号を付与する機能)が「ON」になっている可能性があります。
お使いの電話機の取扱説明書などをご確認のうえ、機能を解除してください。

お問い合わせ・お申し込み

■ ご注文・契約変更・契約解除の受付

「0120-116116」〈営業時間:午前9時～午後5時〉
※土日・年末年始12月29日～1月3日を除き営業

■ 料金のお問い合わせ

「請求書・領収証」に記載されているお問い合わせ電話番号へどうぞ。
〈受付時間:午前9時～午後5時〉
※土日・休日・年末年始を除きます。

■ 電話番号のお問い合わせ

局番なしの**「104番」**へどうぞ。〈受付時間:24時間365日〉

■ 電報のお申し込み

局番なしの**「115番」**へどうぞ。〈受付時間:午前8時～午後7時〉

■ ひかり電話の故障

■ 便利なインターネットでの受付をご希望の方はこちらへ
〈NTT東日本Web113〉
https://web113.ntt-east.co.jp/

スマートフォンの方はこちら ➡



■ 電話での受付をご希望の方はこちらへ

「0120-000113」〈受付時間:9時～17時 年中無休〉
※Web113では24時間年中無休で受付を行っております。

サービスの工事・故障に関する情報はホームページにてご確認ください。
〈パソコン向けサイト〉
http://flets.com/customer/const_h/

■ ひかり電話対応機器のお取扱に関するお問い合わせ

NTT通信機器お取扱相談センタ

「0120-970413」

携帯電話・050IP電話からご利用の場合

03-5667-7100 (通話料金がかかります)

〈受付時間:午前9時～午後5時〉

※年中無休(年末年始12月29日～1月3日を除きます)

ひかり電話ホームページ

サービスに関する最新情報等はホームページにてご確認ください。

https://flets.com/hikaridenwa/

※この「ご案内」に記載している月額利用料、工事費等の金額は特に記載がある場合を除きすべて税込表示です。
※記載の社名や製品名・サービス名は、各社の商標または登録商標です。
※本冊子に記載の内容は、2025年9月現在の情報です。予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。